

# 久万高原町地域防災計画

資 料 編



令和4年4月  
久万高原町防災会議



## 目 次

1. 災害に関する記録等	
資料1-1 久万高原町における過去の主な災害	1
資料1-2 久万高原町における主な火災	5
2. 防災上注意すべき区域等	
資料2-1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	6
資料2-2 土石流危険溪流一覧	19
資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	24
資料2-4 地すべり危険箇所一覧	29
資料2-5 土砂災害及び洪水浸水等の危険がある区域内に立地している要配慮者利用施設連絡先一覧	31
資料2-6 山地災害危険箇所一覧	32
資料2-7 重点ため池一覧	40
3. 消防・水防関係	
資料3-1 地区別消防水利の現況	41
資料3-2 久万高原町消防団組織図	42
資料3-3 久万高原町消防団各方面隊別出動範囲	43
資料3-4 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書	44
資料3-5 中予地区広域消防相互応援協定書	46
資料3-6 西部四国山地消防相互応援協定書	48
資料3-7 愛媛県消防広域相互応援協定	50
資料3-8 愛媛県消防団広域相互応援協定	53
資料3-9 高幡消防組合と久万高原町消防相互応援協定書	58
資料3-10 広域消防相互応援協定書	60
4. 情報収集及び広報関係	
資料4-1 災害・避難報告等受信表（町対策本部）	61
資料4-2 災害情報報告様式（県への報告）	62
資料4-3 災害の被害認定基準	71
資料4-4 久万高原町における災害対応措置に関する協定（愛媛森林管理署）	73
5. 通信関係	
資料5-1 災害時優先電話一覧表	74
資料5-2 災害時非常無線通信の協力に関する協定（町アマチュア無線非常通信協力会）	75
資料5-3 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	76
6. 医療救護関係	
資料6-1 町内医療機関一覧	78
資料6-2 久万高原町の災害時医療救護活動に関する協定（一般社団法人上浮穴郡医師会）	79
7. ライフライン関係	
資料7-1 町簡易水道施設一覧	81
資料7-2 町指定水道業者一覧	81
8. 廃棄物等処理関係	
資料8-1 町内環境衛生施設一覧	82
資料8-2 町内建設業者一覧	82
資料8-3 災害時における応急対策業務に関する協定（社愛媛県建設業協会上浮穴支部）	83
9. 食料等の備蓄、調達関係	
資料9-1 災害時における物資供給の応援に関する協定（四国コカ・コーラボトリング㈱）	85
資料9-2 災害時における物資供給の応援に関する協定（㈱松山生協）	86
資料9-3 災害時における物資供給の応援に関する協定（生活協同組合コープえひめ）	87
資料9-4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（県エルピーガス協会松山支部）	88

1 0. 交通・輸送関係	
資料1 0-1 町保有車両一覧表	89
資料1 0-2 運送業者一覧表	90
資料1 0-3 愛媛県指定町内緊急輸送道路、県道一覧	91
資料1 0-4 災害時等における物資輸送に関する協定（松山地区トラック協会）	92
1 1. 住宅安全性の確保・避難関係	
資料1 1-1 家屋被害認定調査に関する協定（県土地家屋調査士会）	93
資料1 1-2 避難情報等の発令の判断基準	94
資料1 1-3 久万高原町指定緊急避難場所一覧	96
資料1 1-4 久万高原町指定避難所一覧	98
資料1 1-5 災害発生時における久万高原町と久万高原町内等郵便局の協力に関する協定（久万高原町内等郵便局）	100
資料1 1-6 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会）	102
資料1 1-7 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（株式会社さんさん久万高原）	104
資料1 1-8 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（一般社団法人久万高原町観光協会）	105
資料1 1-9 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（久万高原商工協同組合）	106
資料1 1-10 災害時における施設の相互利用に関する協定（株式会社みかわ）	107
資料1 1-11 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会）	108
1 2. 災害救助法関係	
資料1 2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	110
1 3. 危険物関係	
資料1 3-1 町内危険物施設一覧	114
1 4. 消防防災ヘリコプター関係	
資料1 4-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	116
資料1 4-2 ヘリコプター離着陸場一覧表	118
1 5. 広域応援協定	
資料1 5-1 自衛隊派遣要請様式	119
資料1 5-2 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）	121
資料1 5-3 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県）	123
1 6. 災害対策本部関係	
資料1 6-1 久万高原町災害対策本部条例	126
資料1 6-2 久万高原町災害対策本部組織図	127
資料1 6-3 久万高原町災害対策本部の組織及び所掌事務	128
1 7. 防災会議及び防災関係機関関係	
資料1 7-1 久万高原町防災会議条例	133
資料1 7-2 防災関係機関連絡先	134
1 8. 防災教育関係	
資料1 8-1 町内指定文化財一覧	139
資料1 8-2 園児・児童・生徒	141

# 1. 災害に関する記録等

## 資料1-1 久万高原町における過去の主な災害

年	月	日	内 容
昭和			
20	9	16	枕崎台風来襲、橋梁、畑作に被害多し。
34	8	8	台風6号来襲、家屋浸水のため、久万町役場内に水防本部設置。
	9	17	台風14号による大雨、家屋浸水のため久万町役場内に水防本部設置。
38	1	1	豪雪、前夜半より降りはじめ60年来の大雪となる。
	1	7	積雪のため、上野尻住宅1棟大破。
	1	15	伊予鉄バス車庫、積雪のため倒壊。
	1	23	久万小学校北校舎の柱、雪のため破損す。
	1	29	雪害対策本部を久万町役場内に設置。
	9	9	台風9号、龍宮木橋流失、西谷診療所全壊、行方不明1名等激甚災害適用。
43	7	2	豪雨171mmに達し、東明神1名、下畑野川1名が川に流され行方不明となる。
45	8	21	台風10号襲来、被害甚大。
46	8	4	台風19号、柳谷村にて死者1名等被害甚大。
47	7	24	台風9号により被害。山・ガケ崩れ等被害多し。石鎚スカイラインの地すべり等のため若山地区77世帯、156人に対し避難勧告。
49	9	9	台風18号による被害。被害状況：農地4、施設1
50	8		台風5号・6号により、面河川大洪水、被害多数。
51	9	8	台風17号、秋雨前線による大雨、総雨量久万577mm、被害多数。
54	6	27	梅雨前線の停滞により27日から30日にかけて大雨被害。
	9	30	台風16号による大雨被害。
57	8	27	台風13号による大雨、柳谷第二洞門不通。
	9		台風19号による面河地区土砂崩落により2名死亡。
58	7	16	前線の停滞により、時間雨量56.5mmの過去最大雨量を記録。
平成			
11	9	15	台風16号による大雨で直瀬川等が氾濫し、3世帯が床上浸水（久万2、面河1）。床下浸水4世帯（面河）。農林水産施設、公共土木施設等に被害多数。
13	3	24	芸予地震発生（マグニチュード6.7）久万町震度5強、美川村震度5弱を記録。公共施設を含め家屋の屋根・壁等の破損被害多数。
16	8	30	台風16号による大雨被害。林道損壊、倒木多数。
	9	6	台風18号による暴風被害。明神小校舎・面河中講堂屋根損壊。
	9	29	台風21号による大雨被害。床下浸水4箇所、他被害多数。
	10	20	台風23号による大雨被害。床下浸水3箇所、他被害多数。
17	7	3	梅雨前線による豪雨。床下浸水10棟、10世帯、21人。農林業・土木施設等の被害あり。
	9	5	台風14号による大雨、暴風被害。二箇小体育館の屋根損壊、床下浸水3箇所、農林業施設等の被害あり。
18	8	25	台風10号に伴う警報発表、道路被害18箇所（林道含む）排水路詰まり1箇所、自主避難者2名
19	7	14	台風4号に伴う警報発表（14日から15日）、道路被害11箇所、林道10箇所、自主避難者7世帯12名、（親戚宅避難5世帯9名、住民センター避難2世帯3名）床下浸水1棟（1世帯2人）
	8	2	台風5号に伴う警報発表（2日から3日）、農林関係施設11箇所被害、自主避難者4世帯6名（洪草・東川・柳井川）、床下浸水1棟（1世帯2人）面河小学校体育館被害
20	8	14	台風4号に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	9	21	台風5号に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
21	7	21	大雨に伴う警報発表（21日から22日）、災害対策本部設置、被害報告なし
	10	7	台風18号に伴う警報発表（7日から8日）、災害対策本部設置、被害報告なし
22	3	10	大雪・暴風雪警報発表、災害対策本部設置、日最大積雪量42cm積雪及び倒木のため国道33号他29路線全面通行止、停電1,217世帯
	7	12	大雨に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	12	27	大雪警報発表、災害対策本部設置、農業関係施設11箇所被害
23	2	11	暴風雪警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	7	19	台風6号に伴う警報発表、災害対策本部設置、総雨量161mm、時間最大雨量12.5mm国道33号他5路線全面通行止、停電141世帯

年	月	日	内 容
	9	20	台風 15 号に伴う警報発表、災害対策本部設置、総雨量 262 mm、時間最大雨量 30 mm 上畑野川地区土砂崩れ(人的・物的被害なし)、 自主避難者 3 世帯 4 名 (西明神 1 世帯 1 名、上畑野川 1 世帯 2 名、二名 1 世帯 1 名) 事前通行規制 (国道 33 号、494 号)、県道路側崩壊 (県道美川松山線)、 崩土 (西条久万線)、久万幼稚園玄関崩壊
24	4	3	暴風に伴う警報発表、災害対策本部設置 面河地区 (全域)、美川地区 (東川、七鳥) 停電
	7	29	大雨に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
25	4	7	暴風に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	21	大雨に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	26	大雨に伴う警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	9	4	台風 17 号に伴う警報発表、災害対策本部設置、土砂災害警戒情報発表 ※国土交通省設置雨量計総雨量 361 mm (休場)、時間最大雨量 91 mm (黒藤川) 床下浸水 (6 軒) ※久万地区 4 軒、面河地区 2 軒 自主避難者 5 世帯 7 名 (東明神 1 世帯 1 名、本組 1 世帯 2 名、若山 1 世帯 1 名、 有枝 1 世帯 2 名、柳井川 1 世帯 1 名) 事前通行制限 (国道 33 号、440 号、県道 3 路線) 土砂崩れ等による通行止め (国道 494 号、県道 4 路線、町道農道林道計 21 路線) 簡易水道施設被害: 1 施設 農地 (田・畑) 被害: 17 箇所 護岸被害: 2 箇所 農業用施設 (排水路): 2 箇所 農作物被害: 14.8ha、若山で停電
	10	24	台風 27 号に伴う警報発表 (24 日から 25 日) 自主避難者 1 世帯 1 名 (柳井川 1 世帯 1 名) 事前通行制限 (国道 33 号、440 号、494 号、県道 3 路線) 土砂崩れ等による通行止め (町道 1 路線)
26	3	14	伊予灘沖で地震発生 (マグニチュード 6.2) 久万震度 5 弱、面河震度 4、美川・柳谷震度 3 土砂崩れ等による通行止め (町道 1 路線)、公営住宅一部損壊 農地 (田・畑) 被害: 2 箇所
	8	1	台風 8 号に伴う警報発表 (1 日から 4 日)、災害対策本部設置 土砂災害警戒情報発表 ※国土交通省設置雨量計総雨量 730 mm (中津)、時間最大雨量 76 mm (本組) 事前通行制限 (国道 33 号、494 号、県道 3 路線) 土砂崩れ等による通行止め (国道 494 号、県道 1 路線)
	8	8	台風 11 号に伴う警報発表 (8 日から 10 日まで)、災害対策本部設置 土砂災害警戒情報発表 ※国土交通省設置雨量計総雨量 720 mm (中津)、時間最大雨量 39 mm (黒藤川) 事前通行制限 (国道 33 号、494 号、県道 3 路線) 土砂崩れ等による通行止め (町道 2 路線)、入野・菅生・柳井川で停電 露峰 (橋詰地区) 4 世帯 7 名に避難指示。(住家付近の池が越水の恐れ) 自主避難者 18 世帯 30 名 (中組 1 世帯 2 名、本組 1 世帯 2 名、渋草 1 世帯 1 名 上黒岩 1 世帯 2 名、東川 1 世帯 2 名、黒藤川 3 世帯 3 名 柳井川 5 世帯 10 名、西谷 5 世帯 8 名)
	10	13	台風 19 号に伴う警報発表、災害対策本部設置、 ※国土交通省設置雨量計総雨量 308 mm (中津)、時間最大雨量 30 mm (若山) 台風の風にあおられ転倒、左大腿部骨折 (1 名) 事前通行制限 (国道 33 号、県道 1 路線) 自主避難者 7 世帯 9 名 (上野尻 1 世帯 1 名、渋草 4 世帯 4 名、柳井川 2 世帯 4 名)
27	7	1	床下浸水: 2 棟 (東明神 2 世帯 4 名) ※本町災害対策本部未設置
	7	16	台風 11 号に伴う警報発表 (16 日から 17 日)、災害対策本部設置 土砂災害警戒情報発表、事前通行制限 (国道 494 号) 崩土・倒木等による片側交互通行 (県道 1 路線) 自主避難者 1 2 世帯 1 4 名 (渋草 6 世帯 6 名、本組 1 世帯 2 名、西谷 5 世帯 6 名) 林道路側崩壊 1 路線、農地崩落 2 件
	8	1	大雨 (浸水害) 警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	25	台風 15 号に伴う警報発表 (25 日)、災害対策本部設置 空家への倒木 1 棟、町道路側崩壊 1 路線、河川護岸崩壊 1 河川
	9	1	大雨 (土砂災害) 警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし

年	月	日	内 容
28	1	18	暴風雪、大雪警報発表（18日から19日）、災害対策本部設置 国道33号通行止め、ビニールハウス被害4箇所
	7	7	大雨（浸水害）警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	3	大雨（浸水害）警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	23	大雨（浸水害）警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	9	20	台風16号に伴う警報発表（20日）、災害対策本部設置 土砂災害警戒情報発表 林道被害2路線、ビニールハウス被害19箇所
29	1	20	暴風雪警報発表、災害対策本部設置、被害報告なし
	8	6	台風5号に伴う警報発表（6日から7日）、災害対策本部設置 事前通行規制（国道33号、国道494号、県道3路線） 各施設の被害状況 町道3路線、林道3路線、農地5箇所、農業用施設2箇所、河川13箇所 自主避難者8世帯10名（西谷8世帯10名）
	9	17	台風18号に伴う警報発表（17日から18日）災害対策本部設置 土砂災害警戒情報発表、久万高原町全域に避難勧告発令 事前通行規制（国道33号、国道494号、県道3路線） 崩土による通行止め（国道33号、県道4路線） 倒木による通行止め（県道1路線） 各施設の被害状況 河川19箇所、町道5路線、農地19箇所、農業用施設7箇所 床下浸水：7棟（11世帯15名） 非住家被害（東明神、がけ崩れによる車庫被災）
	10	22	台風21号に伴う警報発表（22日から23日）災害対策本部設置 各施設の被害状況 河川3箇所、町道1路線 学校、体育施設4箇所、トマト・ピーマンハウス被災多数 山林被害多数 町内の広域で長時間停電
	10	29	台風22号に伴う被害 ※警報未発表のため、災害対策本部未設置 河川1箇所
30	7	5	西日本豪雨に伴う被害（5日から8日）災害対策本部設置 大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報 床上浸水1棟、床下浸水8棟 通行規制（県道2箇所、町道15箇所、林道6箇所、農道4箇所） 水路氾濫：18箇所 自主避難者13名（内4名グループホーム入所者）
	9	9	大雨警報に伴う被害（9日から10日）災害対策本部設置 大雨警報、土砂災害警戒情報 通行規制（県道1箇所） 自主避難者3世帯3名（美川3世帯3名）
令和 1	8	14	台風10号に伴う被害（14日から16日）災害対策本部設置 暴風・大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報発令 避難準備・高齢者等避難開始 通行規制（国道33号、国道494号）※大雨、倒木等
	9	22	台風17号に伴う被害（22日から24日）災害対策本部設置 大雨・土砂災害警戒情報発令 自主避難者3世帯3名（美川3世帯3名）
2	7	7	大雨警報に伴う被害（7日から8日）災害対策本部設置 ※令和2年7月豪雨 自主避難者22世帯26名（明神1世帯1名、久万1世帯1名、直瀬3世帯3名、面河3世帯4名、美川11世帯12名、柳谷3世帯5名）
	9	6	台風10号に伴う被害 災害対策本部設置 自主避難者22世帯26名（明神1世帯1名、久万1世帯1名、直瀬3世帯3人、面河3世帯4人、美川11世帯12人、柳谷3世帯5名）

年	月	日	内 容
3	5	20	大雨警報に伴う被害（20日から21日）災害対策本部設置 河川6箇所
	7	18	大雨警報・土砂災害警戒情報に伴う被害（18日）災害対策本部設置 二名地区に避難指示を発令 河川2箇所、林道4箇所、農地2箇所 床下浸水：3棟
	8	8	台風第9号に伴う警報発表（8日から9日）災害対策本部設置 自主避難者5世帯5名（明神2世帯2名、久万2世帯2名、柳谷1世帯1名）



資料1-2 久万高原町における主な火災

地区別発生状況（平成17年～令和3年）

地区	区分	出火件数				焼損面積			焼損棟数	り災		死傷者		損害額 千円
		統計	建物	林野	他	床面積 (㎡)	表面積 (㎡)	林野 (a)		世帯	人員	死者	傷者	
<b>久万地区</b>		<b>57</b>	<b>30</b>	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>1,537</b>	<b>194</b>	<b>202</b>	<b>36</b>	<b>15</b>	<b>26</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>44,072</b>
	東明神	5	2	-	3	50	-	13	2	-	-	-	-	954
	西明神	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	入野	6	4	-	2	244	-	8	3	3	3	-	1	4,661
	久万	7	7	-	-	243	7	-	8	8	13	-	-	5,761
	野尻	7	4	-	3	1	101	-	4	-	-	-	-	3,418
	菅生	7	3	2	2	165	34	39	5	1	3	-	-	10,089
	上畑野川	4	1	3	-	112	-	12	1	-	-	-	-	1,382
	下畑野川	3	-	1	2	-	-	42	-	-	-	-	-	595
	直瀬	8	3	3	2	192	10	14	4	-	-	-	1	884
	父野川	1	-	1	-	-	-	68	-	-	-	-	-	252
	露峰	4	2	1	1	164	-	-	2	1	4	-	-	7,127
	二名	5	4	1	-	366	42	6	7	2	3	-	-	8,949
<b>面河地区</b>		<b>7</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>785</b>	<b>128</b>	<b>3</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>14,162</b>
	相の木	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	803
	笠方	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	前組	2	1	1	-	294	-	2	5	1	3	1	-	3,583
	渋草・大成	3	3	-	-	491	128	-	12	6	9	-	1	9,775
	中組本組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>美川地区</b>		<b>26</b>	<b>19</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1,967</b>	<b>97</b>	<b>194</b>	<b>41</b>	<b>14</b>	<b>30</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>48,683</b>
	有枝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大川	3	2	-	1	145	32	-	3	1	3	-	-	2,491
	上黒岩	4	2	1	1	4	-	-	2	-	-	-	-	639
	中黒岩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	沢渡	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1,822
	日野浦	6	5	1	-	791	11	8	14	4	6	1	1	19,414
	仕出	1	1	-	-	30	17	-	3	-	-	-	-	652
	七鳥	5	4	-	1	228	23	-	5	3	9	-	-	5,542
	東川	4	4	-	-	510	14	-	10	5	10	-	-	13,151
	黒藤川	2	1	1	-	259	-	186	4	1	2	-	-	4,972
<b>柳谷地区</b>		<b>11</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1,290</b>	<b>100</b>	<b>10</b>	<b>28</b>	<b>8</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>26,366</b>
	柳井川	5	4	1	-	387	59	4	9	3	5	-	3	6,291
	西谷	4	4	-	-	783	41	6	14	4	6	-	-	12,845
	中津	2	2	-	-	120	-	-	5	1	2	-	-	7,230
<b>久万高原町</b>		<b>101</b>	<b>63</b>	<b>18</b>	<b>20</b>	<b>5,579</b>	<b>519</b>	<b>409</b>	<b>122</b>	<b>44</b>	<b>81</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>133,283</b>

令和3年12月31日確定値

## 2. 防災上注意すべき区域等

### 資料2-1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

#### (1) 土石流

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
1	東明神	左小皿木谷川	381-1024	平成27年3月24日	平成27年3月24日
2	東明神	久万川	381-1025	令和元年10月8日	-
3	東明神	樞ノ木谷	381-1026	平成27年3月24日	平成27年3月24日
4	東明神	エツゾウ谷川	381-1027	令和元年10月8日	令和元年10月8日
5	東明神	杖ヶ谷川	381-1028	令和元年10月8日	-
6	東明神	山王川	381-1029-1	平成27年3月24日	平成27年3月24日
7	東明神	山王川	381-1029-2	平成27年3月24日	平成27年3月24日
8	東明神	山王川	381-1029-3	平成27年3月24日	平成27年3月24日
9	東明神	宮の脇川	381-1030-1	平成27年3月24日	平成27年3月24日
10	東明神	宮の脇川	381-1030-2	平成27年3月24日	-
11	東明神	宮の脇川	381-1030-3	平成27年3月24日	平成27年3月24日
12	東明神	宮脇川	381-1031	平成27年3月24日	平成27年3月24日
13	東明神	ヒガシジ谷川	381-1032-1	平成27年3月24日	平成27年3月24日
14	東明神	ヒガシジ谷川	381-1032-2	平成27年3月24日	平成27年3月24日
15	東明神	竿谷川	381-1033	令和元年10月8日	-
16	東明神	堂ノ奥山	381-2047	令和元年10月8日	-
17	東明神	皿木川	381-2048	令和元年10月8日	令和元年10月8日
18	東明神	上三坂	381-2049	令和元年10月8日	令和元年10月8日
19	東明神	小川谷	381-2050-1	令和元年10月8日	令和元年10月8日
20	東明神	小川谷	381-2050-2	令和元年10月8日	令和元年10月8日
21	東明神	ナメラ谷川	381-2051	令和元年10月8日	令和元年10月8日
22	東明神	左ナメラ谷川	381-2052	令和元年10月8日	令和元年10月8日
23	東明神	枝ヶ谷川	381-2053	令和元年10月8日	令和元年10月8日
24	東明神・西明神	小皿木谷川	381-2046	令和元年10月8日	-
25	西明神	栄谷川	381-1022	令和元年10月8日	令和元年10月8日
26	西明神	北条第三谷	381-1023	平成27年3月24日	平成27年3月24日
27	西明神	北条第1谷	381-2043	令和元年10月8日	令和元年10月8日
28	西明神	北条第2谷	381-2044	令和元年10月8日	令和元年10月8日
29	西明神	北条第4谷	381-2045	令和元年10月8日	令和元年10月8日
30	入野	カルト川	381-1021	令和元年10月8日	-
31	入野	風呂川	381-j002	令和元年10月8日	-
32	久万	大谷川	381-1018	平成27年3月24日	平成27年3月24日
33	久万	マキノ谷川	381-1019	平成27年3月24日	平成27年3月24日
34	久万	ハチマン谷川	381-1020	平成27年3月24日	平成27年3月24日
35	久万・上野尻	大谷川	381-2042	令和元年10月8日	令和元年10月8日
36	上野尻	クロ谷川	381-2041	令和元年10月8日	令和元年10月8日
37	菅生	今戸川	381-1034	平成27年3月24日	平成27年3月24日
38	菅生	一王子川	381-1035	令和元年10月8日	令和元年10月8日
39	菅生	宮ノ前谷川	381-1036	令和元年10月8日	令和元年10月8日
40	菅生	オトコ谷	381-1037-1	平成27年3月24日	平成27年3月24日
41	菅生	オトコ谷	381-1037-2	平成27年3月24日	平成27年3月24日
42	菅生	オトコ谷	381-1037-3	平成27年3月24日	平成27年3月24日
43	菅生	右ウルシノサコ	381-1040	平成27年3月24日	平成27年3月24日
44	菅生	ウルシノサコ	381-1041	平成27年3月24日	-
45	菅生	南ノ谷川	381-1052	平成27年3月24日	平成27年3月24日
46	菅生	榎谷川	381-1053	平成27年3月24日	平成27年3月24日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
47	菅生	東ノ谷川	381-1054	平成27年3月24日	平成27年3月24日
48	菅生	槻之沢谷川	381-2054	令和元年10月8日	-
49	菅生	菅生左谷川	381-2055	令和元年10月8日	令和元年10月8日
50	菅生	猪ノ谷川	381-2072	令和元年10月8日	令和元年10月8日
51	菅生	槇の谷第1谷	381-2073	令和元年10月8日	令和元年10月8日
52	菅生	槇の谷第2谷	381-2074	令和元年10月8日	令和元年10月8日
53	菅生	槇の谷第5谷	381-2075	令和元年10月8日	令和元年10月8日
54	下野尻	馬酔谷第一谷	381-1015	平成27年3月24日	平成27年3月24日
55	下野尻	馬酔谷第三谷	381-1016	平成27年3月24日	平成27年3月24日
56	下野尻	日切谷川	381-1017	平成27年3月24日	-
57	下野尻	馬酔第2谷	381-2037	令和元年10月8日	令和元年10月8日
58	下野尻	二瀬川	381-2038	令和元年10月8日	令和元年10月8日
59	下野尻	タルノオク谷川	381-2039	令和元年10月8日	令和元年10月8日
60	下野尻	馬酔谷川	381-2040	令和元年10月8日	令和元年10月8日
61	上畑野川	西明杖第一谷	381-1045	平成27年3月24日	-
62	上畑野川	中山川	381-1046	平成27年3月24日	平成27年3月24日
63	上畑野川	西明杖第三谷	381-1047	平成27年3月24日	平成27年3月24日
64	上畑野川	東明杖第一谷	381-1048	平成27年3月24日	-
65	上畑野川	東明杖第二谷	381-1049	平成27年3月24日	平成27年3月24日
66	上畑野川	東明杖第四谷	381-1050	平成27年3月24日	平成27年3月24日
67	上畑野川	トンダ川	381-2057	令和元年10月8日	令和元年10月8日
68	上畑野川	オウダバ川	381-2058	令和元年10月8日	令和元年10月8日
69	上畑野川	西浦谷川	381-2059	令和元年10月8日	令和元年10月8日
70	上畑野川	西河内谷川	381-2060	令和元年10月8日	令和元年10月8日
71	上畑野川	セバ谷川	381-2061	令和元年10月8日	令和元年10月8日
72	上畑野川	西河之内谷	381-2062	令和元年10月8日	-
73	上畑野川	有枝川	381-2063	令和元年10月8日	令和元年10月8日
74	上畑野川	東明杖第3谷	381-2064	令和元年10月8日	令和元年10月8日
75	上畑野川	古家川	381-2065-1	令和元年10月8日	-
76	上畑野川	古家川	381-2065-2	令和元年10月8日	令和元年10月8日
77	上畑野川	古家川第2谷	381-2066	令和元年10月8日	令和元年10月8日
78	上畑野川	岩川谷	381-2067	令和元年10月8日	令和元年10月8日
79	下畑野川	ソウズカ谷	381-1042	平成27年3月24日	平成27年3月24日
80	下畑野川	上田谷	381-1043-1	平成27年3月24日	-
81	下畑野川	上田谷	381-1043-2	平成27年3月24日	-
82	下畑野川	アミダドウ谷川	381-1044	平成27年3月24日	-
83	下畑野川	東ノオク川	381-1051	平成27年3月24日	平成27年3月24日
84	下畑野川	峠御堂谷川	381-2056	令和元年10月8日	令和元年10月8日
85	下畑野川	上中村谷川	381-2068	令和元年10月8日	令和元年10月8日
86	下畑野川	東狩場谷	381-2069	令和元年10月8日	令和元年10月8日
87	下畑野川	左東狩場谷	381-2070	令和元年10月8日	令和元年10月8日
88	下畑野川	上柳井	381-2071	令和元年10月8日	令和元年10月8日
89	下畑野川	中嵯峨	381-2076	令和元年10月8日	令和元年10月8日
90	下畑野川	ダバ川	381-2077-1	令和元年10月8日	令和元年10月8日
91	下畑野川	ダバ川	381-2077-2	令和元年10月8日	令和元年10月8日
92	直瀬	北ノ谷川	381-1055	平成27年3月24日	平成27年3月24日
93	直瀬	吉久川	381-1056	令和元年10月8日	-
94	直瀬	永氏川	381-1057-1	令和元年10月8日	-
95	直瀬	永氏川	381-1057-2	令和元年10月8日	令和元年10月8日
96	直瀬	シラヘゲ谷川	381-1058	令和元年10月8日	-

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
97	直瀬	上永子谷	381-1059	平成27年3月24日	-
98	直瀬	オモダ川	381-1060	平成27年3月24日	-
99	直瀬	シミズ谷川	381-1061	平成27年3月24日	平成27年3月24日
100	直瀬	西の川第1谷	381-2078	令和元年10月8日	令和元年10月8日
101	直瀬	西の川第2谷	381-2079	令和元年10月8日	令和元年10月8日
102	直瀬	西の川第3谷	381-2080	令和元年10月8日	-
103	直瀬	直瀬西谷川	381-2081	令和元年10月8日	令和元年10月8日
104	直瀬	西下組谷川	381-2082	令和元年10月8日	令和元年10月8日
105	二名	徳好谷	381-1006	平成27年3月24日	平成27年3月24日
106	二名	天神川	381-1007	令和元年10月8日	-
107	二名	ソラノク川	381-1008	令和元年10月8日	-
108	二名	オカノウエ川	381-1009	平成27年3月24日	平成27年3月24日
109	二名	カメガ谷川	381-1010	平成27年3月24日	平成27年3月24日
110	二名	ミヤス谷	381-1011	平成27年3月24日	平成27年3月24日
111	二名	東ノ谷川	381-1012	令和元年10月8日	-
112	二名	サユクノ谷川	381-2015	令和元年10月8日	令和元年10月8日
113	二名	広井谷川	381-2016	令和元年10月8日	令和元年10月8日
114	二名	リョウシ谷	381-2017	令和元年10月8日	令和元年10月8日
115	二名	宮成第1谷	381-2018	令和元年10月8日	令和元年10月8日
116	二名	宮成第2谷	381-2019	令和元年10月8日	-
117	二名	宮成第3谷	381-2020	令和元年10月8日	令和元年10月8日
118	二名	室屋谷川	381-2021	令和元年10月8日	令和元年10月8日
119	二名	東瀬戸谷川	381-2022	令和元年10月8日	-
120	二名	西富重谷川	381-2023	令和元年10月8日	令和元年10月8日
121	二名	東谷	381-2024	令和元年10月8日	令和元年10月8日
122	二名	ハウジ谷	381-2025	令和元年10月8日	令和元年10月8日
123	二名	上厚谷川	381-2026	令和元年10月8日	-
124	二名	テラノオク谷川	381-2027	令和元年10月8日	令和元年10月8日
125	二名	美野須川	381-2028	令和元年10月8日	-
126	二名	西ノ谷川	381-2029	令和元年10月8日	令和元年10月8日
127	二名	永久谷川	381-2030	令和元年10月8日	令和元年10月8日
128	露峰	カヤノキ谷	381-1001	平成27年3月24日	平成27年3月24日
129	露峰	ドウノオク谷川	381-1013	平成27年3月24日	-
130	露峰	イノ谷	381-1014	平成27年3月24日	平成27年3月24日
131	露峰	ハツナヤ谷川	381-1038	平成27年3月24日	平成27年3月24日
132	露峰	上谷川	381-1039	平成27年3月24日	平成27年3月24日
133	露峰	イチガトウ谷川	381-2001	令和元年10月8日	令和元年10月8日
134	露峰	東若宮谷川	381-2002	令和元年10月8日	令和元年10月8日
135	露峰	西若宮谷川	381-2003	令和元年10月8日	令和元年10月8日
136	露峰	西の川	381-2004	令和元年10月8日	-
137	露峰	南橋詰谷川	381-2005	令和元年10月8日	令和元年10月8日
138	露峰	キリノキザコ川	381-2014	令和元年10月8日	令和元年10月8日
139	露峰	左橋詰谷川	381-2031	令和元年10月8日	令和元年10月8日
140	露峰	デンジョ谷	381-2032	令和元年10月8日	令和元年10月8日
141	露峰	東左橋詰谷川	381-2033	令和元年10月8日	令和元年10月8日
142	露峰	ウルシ谷川	381-2034	令和元年10月8日	令和元年10月8日
143	露峰	トマクタキ谷	381-2035	令和元年10月8日	令和元年10月8日
144	露峰	東露峰谷川	381-2036	令和元年10月8日	令和元年10月8日
145	父野川	馬ノ地川	381-1002	平成27年3月24日	平成27年3月24日
146	父野川	右馬ノ地川	381-1003	令和元年10月8日	-

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
147	父野川	奥里谷川	381-1004	令和元年 10 月 8 日	-
148	父野川	うるし谷川	381-1005	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
149	父野川	南大久保谷川	381-2006	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
150	父野川	三反地川	381-2007	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
151	父野川	左三反地川	381-2008	令和元年 10 月 8 日	-
152	父野川	右うるし谷川	381-2009	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
153	父野川	右大久保谷川	381-2010	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
154	父野川	大久保谷川	381-2011	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
155	父野川	高上川	381-2012	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
156	父野川	東高上川	381-2013	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
157	父野川	ヒロ瀬谷川	381-j001	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
158	前組	黒妙川	382-1062	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
159	前組	中妙川	382-1063	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
160	前組	下西浦谷川	382-2083	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
161	前組	中西浦谷川	382-2084	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
162	前組	本村川	382-2085	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
163	前組	左本村谷川	382-2086	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
164	前組	本村谷川	382-2087	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
165	前組	右馬門川	382-2088	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
166	前組	馬門川	382-2089	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
167	笠方	笠方川	382-1067	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
168	笠方	左笠方川	382-1068	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
169	笠方	下り付谷	382-1069	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
170	笠方	妙川	382-1070	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
171	笠方	門ヶ谷	382-2090	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
172	笠方	間ヶ谷川	382-2091	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
173	笠方	右市口谷川	382-2092-1	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
174	笠方	右市口谷川	382-2092-2	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
175	笠方	市口谷川	382-2093	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
176	笠方	板小屋谷	382-2094	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
177	笠方	ハイニワ谷川	382-2095-1	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
178	笠方	ハイニワ谷川	382-2095-2	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
179	笠方	右割石谷	382-2096	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
180	笠方	割石谷	382-2097	令和 2 年 2 月 12 日	-
181	笠方	菖蒲谷	382-2098-1	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
182	笠方	菖蒲谷	382-2098-2	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
183	笠方	菖蒲谷	382-2098-3	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
184	笠方	向谷川	382-2099	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
185	笠方	梅ヶ市第一谷川	382-2100	令和 2 年 2 月 12 日	-
186	笠方	梅ヶ市第二谷川	382-2101	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
187	笠方	梅ヶ市第三谷川	382-2102	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
188	笠方	梅ヶ市第四谷川	382-2103	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
189	笠方	梅ヶ市第五谷川	382-2104	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
190	笠方	梅ヶ市第六谷川	382-2105	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
191	笠方	妙上谷川	382-2106	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
192	笠方	妙下谷川	382-2107	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
193	渋草	西の谷川	382-1064-1	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
194	渋草	西の谷川	382-1064-2	令和 2 年 2 月 12 日	令和 2 年 2 月 12 日
195	渋草	竹の谷川	382-1065	令和 2 年 2 月 12 日	-
196	渋草	数根尾谷	382-1066	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
197	渋草	上里成谷川	382-1071	令和2年2月12日	-
198	中組	昼野川	382-1072	平成27年3月24日	平成27年3月24日
199	中組	栃原川	382-1073	令和2年2月12日	-
200	中組	五味川	382-2108	令和2年2月12日	令和2年2月12日
201	中組	下栃原川	382-2109	令和2年2月12日	令和2年2月12日
202	中組	河合川	382-2110	令和2年2月12日	令和2年2月12日
203	相の木	相ノ木川	382-1074	令和2年2月12日	-
204	若山	中ヶ市西谷川	382-1075	平成27年3月24日	平成27年3月24日
205	若山	関門第一谷川	382-2111	令和2年2月12日	令和2年2月12日
206	河の子	川ノ子川	382-1076	令和2年2月12日	-
207	日野浦	ウシロ谷川	383-1077	平成27年3月24日	平成27年3月24日
208	日野浦	大谷川	383-1078-1	令和2年2月12日	令和2年2月12日
209	日野浦	大谷川	383-1078-2	令和2年2月12日	令和2年2月12日
210	日野浦	大谷川	383-1078-3	令和2年2月12日	令和2年2月12日
211	日野浦	シイノキ谷川	383-2112	令和2年2月12日	令和2年2月12日
212	日野浦	桜ヶ谷川	383-2113	令和2年2月12日	令和2年2月12日
213	大川	小川	383-1081	平成27年3月24日	平成27年3月24日
214	大川	五蔵谷川	383-1082	平成27年3月24日	-
215	大川	中通谷	383-1083	平成27年3月24日	平成27年3月24日
216	大川	清水谷川	383-1084	平成27年3月24日	-
217	大川	石本川	383-2115	令和2年2月12日	-
218	大川	鰻淵川	383-2116	令和2年2月12日	令和2年2月12日
219	大川	上城ヶ谷川	383-2117	令和2年2月12日	令和2年2月12日
220	有枝	堂ヶ谷川	383-1085	平成27年3月24日	平成27年3月24日
221	有枝	シロネ谷川	383-1086	令和2年2月12日	令和2年2月12日
222	有枝	上本村谷川	383-2118	令和2年2月12日	令和2年2月12日
223	有枝	下程野谷川	383-2119-1	令和2年2月12日	令和2年2月12日
224	有枝	下程野谷川	383-2119-2	令和2年2月12日	令和2年2月12日
225	有枝	上程野谷川	383-2120-1	令和2年2月12日	令和2年2月12日
226	有枝	上程野谷川	383-2120-2	令和2年2月12日	令和2年2月12日
227	上黒岩	田渡野瀬川	383-1080	令和2年2月12日	-
228	上黒岩	本組谷川	383-1087	平成27年3月24日	平成27年3月24日
229	上黒岩	御三戸谷	383-1088	令和2年2月12日	-
230	上黒岩	堤谷川	383-2114	令和2年2月12日	令和2年2月12日
231	中黒岩	惣津山谷川	383-1079	平成27年3月24日	-
232	仕出	筒城谷	383-1104	平成27年3月24日	平成27年3月24日
233	七鳥	ハチノス谷川	383-1089	平成27年3月24日	平成27年3月24日
234	七鳥	タニノウチ谷川	383-1090	令和2年2月12日	令和2年2月12日
235	七鳥	オモ谷川	383-1091	令和2年2月12日	令和2年2月12日
236	七鳥	下オモ谷川	383-1092	平成27年3月24日	平成27年3月24日
237	七鳥	オクノ谷川	383-1093	平成27年3月24日	平成27年3月24日
238	七鳥	ホラガ谷川	383-1094	令和2年2月12日	-
239	七鳥	テラノ谷川	383-1095	平成27年3月24日	-
240	七鳥	上七鳥	383-2121	令和2年2月12日	令和2年2月12日
241	七鳥	イソ谷川	383-2122	令和2年2月12日	令和2年2月12日
242	七鳥	東七鳥谷川	383-2123	令和2年2月12日	令和2年2月12日
243	七鳥	宮ノ谷川	383-2124	令和2年2月12日	令和2年2月12日
244	七鳥	上オクノ谷川	383-2125	令和2年2月12日	令和2年2月12日
245	東川	成谷川	383-1096	平成27年3月24日	平成27年3月24日
246	東川	堂ノ奥谷川	383-1097	令和2年2月12日	-

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
247	東川	下ノ谷川	383-1098	平成27年3月24日	平成27年3月24日
248	東川	井出口谷川	383-1099-1	令和2年2月12日	-
249	東川	井出口谷川	383-1099-2	令和2年2月12日	令和2年2月12日
250	東川	タニノオク谷川	383-1100	令和2年2月12日	-
251	東川	タノサキ谷川	383-1101	平成27年3月24日	平成27年3月24日
252	東川	水押谷	383-1102	平成27年3月24日	平成27年3月24日
253	東川	左水押谷	383-1103	平成27年3月24日	平成27年3月24日
254	東川	上成谷川	383-2126	令和2年2月12日	令和2年2月12日
255	東川	大屋谷川	383-2127	令和2年2月12日	令和2年2月12日
256	東川	西中村谷川	383-2128	令和2年2月12日	令和2年2月12日
257	東川	中中村谷川	383-2129	令和2年2月12日	令和2年2月12日
258	東川	東中村谷川	383-2130	令和2年2月12日	令和2年2月12日
259	東川	金神川	383-2131	令和2年2月12日	令和2年2月12日
260	東川	ウバガ谷川	383-2132	令和2年2月12日	令和2年2月12日
261	東川	中横滝谷川	383-2133	令和2年2月12日	令和2年2月12日
262	東川	右横滝谷川	383-2134	令和2年2月12日	令和2年2月12日
263	黒藤川	左ビキイシ谷川	383-1105	平成27年3月24日	-
264	黒藤川	置俵谷川	383-1106	平成27年3月24日	平成27年3月24日
265	黒藤川	ビキイシ谷川	383-2135	令和2年2月12日	令和2年2月12日
266	黒藤川	長崎谷川	383-2136	令和2年2月12日	令和2年2月12日
267	黒藤川	松木谷川	383-2137	令和2年2月12日	令和2年2月12日
268	柳井川	ケショウ谷川	384-1112	平成27年3月24日	平成27年3月24日
269	柳井川	ヒウチ谷川	384-1113	平成27年3月24日	平成27年3月24日
270	柳井川	栃谷川	384-1114	令和元年10月8日	令和元年10月8日
271	柳井川	稲村谷川	384-2143	令和元年10月8日	令和元年10月8日
272	西谷	サンコ谷川	384-1107-1	平成27年3月24日	平成27年3月24日
273	西谷	サンコ谷川	384-1107-2	平成27年3月24日	平成27年3月24日
274	西谷	サンコ谷川	384-1107-3	平成27年3月24日	平成27年3月24日
275	西谷	横野谷川	384-1108	平成27年3月24日	平成27年3月24日
276	西谷	舟戸谷川	384-1109	令和元年10月8日	令和元年10月8日
277	西谷	ククリマツ谷川	384-1110	令和元年10月8日	令和元年10月8日
278	西谷	本谷川	384-1111	令和元年10月8日	令和元年10月8日
279	西谷	ムラヤ谷川	384-2138	令和元年10月8日	令和元年10月8日
280	西谷	谷奥川	384-2139	令和元年10月8日	-
281	西谷	寺谷川	384-2140	令和元年10月8日	令和元年10月8日
282	西谷	コヤガ谷川	384-2141	令和元年10月8日	-
283	西谷	丈ヶ谷川	384-2142	令和元年10月8日	令和元年10月8日
284	中津	川之内谷	384-1115	令和元年10月8日	-
285	中津	西之谷川	384-1116	令和元年10月8日	令和元年10月8日
286	中津	タンノコ谷川	384-2144-1	令和元年10月8日	令和元年10月8日
287	中津	タンノコ谷川	384-2144-2	令和元年10月8日	令和元年10月8日
288	中津	タンノコ谷川	384-2144-3	令和元年10月8日	令和元年10月8日
289	中津	小松谷川	384-j003	令和元年10月8日	-

## (2) 急傾斜地の崩壊

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
1	東明神	本組	381-I-823(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
2	東明神	皿木	381-I-826(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
3	東明神	本組B	381-I-827(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
4	東明神	本組	381-II-10(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
5	東明神	樅ノ木	381-III-1(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
6	東明神	横通	381-III-2(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
7	東明神	本組下	381-III-3(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
8	東明神	皿木	381-III-4(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
9	西明神	槇の川	381-I-828(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
10	西明神	栄谷(1)	381-II-4(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
11	西明神	栄谷(2)	381-II-5(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
12	西明神	沖	381-III-5(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
13	下野尻	馬酔谷	381-II-6(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
14	下野尻	馬酔谷B	381-III-10(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
15	下野尻	馬酔谷A	381-III-9(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
16	菅生	槻の沢	381-I-824(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
17	菅生	中ノ村	381-I-825(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
18	菅生	宮ノ前	381-I-829(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
19	菅生	中組上	381-III-6(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
20	上畑野川	岩川	381-I-822(1)	令和4年3月25日	令和4年3月25日
21	上畑野川	宝作(1)	381-II-7(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
22	上畑野川	宝作(2)	381-II-8(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
23	直瀬	上ノ段	381-I-817(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
24	直瀬	仲組	381-I-818(1)	令和4年3月25日	令和4年3月25日
25	直瀬	下組	381-I-819(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
26	直瀬	駄場	381-I-820(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
27	直瀬	中通り	381-I-821(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
28	直瀬	吉久	381-II-11(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
29	直瀬	上段	381-II-9(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
30	二名	富重	381-I-832(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
31	二名	森田	381-I-834(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
32	二名	永久	381-I-835(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
33	二名	上厚	381-I-836(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
34	二名	帯石	381-II-1(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
35	露峰	落合	381-I-830(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
36	露峰	中組	381-I-831(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
37	父野川	馬ノ地	381-I-833(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
38	父野川	馬ノ地	381-II-2(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
39	父野川	大久保	381-II-3(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
40	前組	馬門	382-II-1(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
41	前組	西浦東	382-II-2(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
42	前組	二又木	382-II-3(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
43	前組	西浦	382-II-36(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
44	前組	東所藪	382-II-5(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
45	相の峰	相ノ峰	382-I-938(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
46	笠方	妙下	382-II-13(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
47	笠方	妙中	382-II-14(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
48	笠方	妙上	382-II-15(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
49	笠方	梅ヶ市	382-II-16(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
50	笠方	下り付	382-II-17(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
51	渋草	土泥	382-I-939(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
52	渋草	竹ノ谷	382-I-940(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日



番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
53	渋草	数根尾	382-I-941(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
54	渋草	上里成	382-I-942(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
55	渋草	渋草	382-I-943(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
56	渋草	竹/谷北	382-II-10(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
57	渋草	睦北	382-II-11(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
58	渋草	土泥東	382-II-12(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
59	渋草	西/谷	382-II-7(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
60	渋草	西/谷南	382-II-8(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
61	渋草	竹/谷南	382-II-9(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
62	大成	大成	382-I-944(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
63	本組	菅行野	382-I-945(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
64	本組	本組	382-I-946(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
65	本組	本組A	382-I-947(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
66	本組	成窪	382-II-18(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
67	本組	長谷	382-II-19(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
68	本組・中組	河口西	382-II-20(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
69	中組	五味中	382-I-2791(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
70	中組	昼野	382-I-948(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
71	中組	中村	382-I-949(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
72	中組	栃原	382-I-950(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
73	中組	三ツ崎	382-I-951(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
74	中組	河合	382-I-952(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
75	中組	河口	382-II-21(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
76	中組	五味下	382-II-22(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
77	中組	五味上	382-II-24(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
78	中組	栃原上	382-II-25(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
79	中組	河合下	382-II-26(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
80	相の木	相/木	382-I-953(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
81	相の木	双田野	382-II-28(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
82	若山	土小屋	382-I-2792(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
83	若山	土小屋南	382-I-2793(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
84	若山	大味川成B	382-I-954(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
85	若山	中ヶ市	382-I-955(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
86	若山	大味川成A	382-I-956(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
87	若山	関門	382-I-957(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
88	若山	峰	382-II-29(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
89	若山	峰東	382-II-30(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
90	若山	中ヶ市北	382-II-31(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
91	若山	草原	382-II-32(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
92	若山	面河溪	382-II-33(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
93	日野浦	ゴーラ	383-I-856(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
94	日野浦	成河	383-I-857(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
95	日野浦	成河西	383-I-858(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
96	日野浦	成	383-I-859(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
97	日野浦	馬門	383-I-860(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
98	日野浦	田之元	383-I-861(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
99	日野浦	栄重下	383-I-864(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
100	日野浦	栄重下	383-II-101(2)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
101	日野浦	面河	383-II-102(2)	令和2年2月12日	令和2年2月12日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
102	日野浦	成川上	383-II-13(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
103	日野浦	藤社出口	383-II-14(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
104	大川	梨の下	383-I-840(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
105	大川	梨の下西	383-I-841(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
106	大川	下中	383-I-842(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
107	大川	梨の下北	383-II-1(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
108	大川	大川下中西	383-II-29(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
109	大川	大川下中東	383-II-30(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
110	大川	大川下中上	383-II-5(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
111	大川	大川中通下	383-II-6(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
112	大川	大川豊久	383-II-7(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
113	有枝	河口西	383-I-843(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
114	有枝	河口東	383-I-844(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
115	有枝	程野西	383-II-16(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
116	有枝	程野東	383-II-17(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
117	有枝	有枝本村	383-II-2(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
118	有枝	有枝内分	383-II-3(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
119	有枝	有枝中通	383-II-4(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
120	上黒岩	田渡野瀬上	383-I-845(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
121	上黒岩	田渡野瀬下	383-I-846(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
122	上黒岩	上本組	383-I-847(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
123	上黒岩	尾貝	383-I-848(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
124	上黒岩	久住/下	383-I-849(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
125	上黒岩	御三戸	383-I-850(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
126	上黒岩	御三戸北	383-I-851(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
127	上黒岩	御三戸上	383-II-10(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
128	上黒岩	上本組	383-II-8(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
129	上黒岩	堤	383-II-9(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
130	上黒岩・七鳥	城山	383-II-15(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
131	中黒岩	中黒岩二	383-I-854(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
132	中黒岩	御三戸東	383-II-104(2)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
133	中黒岩	中黒岩下	383-II-11(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
134	中黒岩	惣津山	383-II-12(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
135	中黒岩	中黒岩第四	383-II-31(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
136	七鳥	西古味	383-I-2602(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
137	七鳥	七鳥b	383-I-838(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
138	七鳥	七鳥a	383-I-852(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
139	七鳥	竹谷(2)	383-II-103(2)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
140	七鳥	西古味A	383-II-19(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
141	七鳥	西古味B	383-II-34(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
142	七鳥	竹谷(1)	383-II-35(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
143	七鳥	長瀬南	383-II-37(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
144	東川	中村	383-I-2794(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
145	東川	東古味	383-I-839(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
146	東川	蕨川	383-I-853(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
147	東川	東古味上	383-II-18(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
148	東川	下の谷	383-II-20(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
149	東川	東川下	383-II-21(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
150	東川	東川中	383-II-22(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
151	東川	水押下	383-II-23(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
152	東川	水押上	383-II-24(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
153	東川	水押	383-II-33(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
154	東川	横山	383-II-36(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
155	黒藤川	置俵	383-I-855(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
156	黒藤川	釣井上	383-I-862(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
157	黒藤川	中組	383-I-863(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
158	黒藤川	中組上	383-II-25(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
159	黒藤川	上組西	383-II-26(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
160	黒藤川	トコギ	383-II-27(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
161	黒藤川	長崎西	383-II-28(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
162	黒藤川	釣井	383-II-32(1)	令和2年2月12日	令和2年2月12日
163	柳井川	立野	384-I-904(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
164	柳井川	落出B	384-I-905(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
165	柳井川	落出第二	384-I-906(1)	令和4年3月25日	令和4年3月25日
166	柳井川	稲村	384-I-907(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
167	柳井川	永野b	384-I-908(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
168	柳井川	落出B	384-I-909(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
169	柳井川	磯ヶ成	384-I-910(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
170	柳井川	川前c	384-I-911(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
171	柳井川	川前B	384-I-912(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
172	柳井川	川前A	384-I-913(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
173	柳井川	シャセブ	384-I-914(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
174	柳井川	高地	384-I-915(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
175	柳井川	百ヶ市	384-I-916(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
176	柳井川	川前	384-II-1(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
177	柳井川	ヨシノセ	384-II-101(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
178	柳井川	シャセブ	384-II-114(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
179	柳井川	カズネヤ	384-II-115(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
180	柳井川	松原	384-II-116(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
181	柳井川	ユウノキ	384-II-117(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
182	柳井川	下稲村	384-II-118(2)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
183	柳井川	下高地	384-II-16(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
184	柳井川	奈良藪	384-II-17(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
185	柳井川	カズネヤブ	384-II-18(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
186	柳井川	奥稲村	384-II-19(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
187	柳井川	松木	384-II-2(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
188	柳井川	奥稲村(II)	384-II-20(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
189	柳井川	内ノ子	384-II-21(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
190	西谷	小村a	384-I-924(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
191	西谷	本谷c	384-I-925(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
192	西谷	本谷b	384-I-926(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
193	西谷	西谷	384-I-927(1)	平成27年3月24日	平成27年3月24日
194	西谷	名荷b	384-I-928(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
195	西谷	名荷c	384-I-929(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
196	西谷	大成b	384-I-930(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
197	西谷	大成a	384-I-931(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
198	西谷	高野	384-I-933(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
199	西谷	古味	384-I-934(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
200	西谷	中久保 a	384-I-935(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
201	西谷	横野	384-I-936(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
202	西谷	下向	384-II-10(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
203	西谷	郷角(II)	384-II-102(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
204	西谷	本谷	384-II-103(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
205	西谷	上ヤシキ	384-II-104(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
206	西谷	本谷(II)	384-II-105(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
207	西谷	八幡	384-II-106(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
208	西谷	小村(II)	384-II-107(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
209	西谷	中畑	384-II-108(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
210	西谷	菅行(中)	384-II-109(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
211	西谷	滝野	384-II-11(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
212	西谷	川成	384-II-110(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
213	西谷	高野(II)	384-II-111(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
214	西谷	川口(II)	384-II-112(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
215	西谷	菅行(上)	384-II-12(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
216	西谷	菅行(下)	384-II-13(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
217	西谷	河口(I)	384-II-14(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
218	西谷	高野	384-II-15(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
219	西谷	郷角	384-II-3(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
220	西谷	高野 a	384-II-30(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
221	西谷	ユノナル	384-II-4(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
222	西谷	トビアナ	384-II-5(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
223	西谷	下寺野	384-II-6(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
224	西谷	名荷中	384-II-7(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
225	西谷	景浦	384-II-8(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
226	西谷	景浦(下)	384-II-9(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
227	中津	川之内 a	384-I-917(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
228	中津	川之内 b	384-I-918(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
229	中津	旭 A	384-I-919(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
230	中津	旭 B	384-I-920(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
231	中津	中田	384-I-921(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
232	中津	岩川	384-I-922(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
233	中津	休場	384-I-923(1)	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 3 月 24 日
234	中津	西村	384-II-119(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
235	中津	西村(II)	384-II-120(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
236	中津	明野(II)	384-II-121(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
237	中津	明野(I)	384-II-122(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
238	中津	下時戸	384-II-123(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
239	中津	時戸	384-II-124(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
240	中津	岩川(IV)	384-II-125(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
241	中津	岩川(V)	384-II-126(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
242	中津	岩川(III)	384-II-127(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
243	中津	上岩川	384-II-128(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
244	中津	岩川(II)	384-II-129(2)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
245	中津	越ノ峠	384-II-22(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
246	中津	上越ノ峠	384-II-23(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
247	中津	シヨノクボ	384-II-24(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日
248	中津	窪田	384-II-25(1)	令和元年 10 月 8 日	令和元年 10 月 8 日

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
249	中津	中田	384-II-26(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
250	中津	梅ノ木	384-II-27(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
251	中津	岩川	384-II-28(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日
252	中津	下岩川	384-II-29(1)	令和元年10月8日	令和元年10月8日

### (3) 地すべり

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
1	東明神	東明神	381-NS-26	令和2年12月15日	-
2	西明神	栄谷	381-NK-139	令和2年12月15日	-
3	菅生	菅生	381-NS-22	令和2年12月15日	-
4	菅生	菅生北村	381-NS-28	令和2年12月15日	-
5	菅生	菅生槻の沢	381-NS-29	令和2年12月15日	-
6	下畑野川	下畑野川	381-NK-140	令和2年12月15日	-
7	直瀬	段	381-J-109	令和元年10月8日	-
8	直瀬	房代野	381-J-110	令和元年10月8日	-
9	直瀬	竹屋敷	381-J-499	令和元年10月8日	-
10	直瀬	大野地	381-NS-174	令和2年12月15日	-
11	直瀬	サラゲ	381-NS-175	令和2年12月15日	-
12	二名	鴫田峠	381-NK-141	令和2年12月15日	-
13	二名	富重東	381-NK-142	令和2年12月15日	-
14	二名	二名	381-NS-25	令和2年12月15日	-
15	父野川	父野川	381-J-114	令和元年10月8日	-
16	前組	杣野	382-J-118	令和2年2月12日	-
17	前組	西組	382-NS-134	令和2年12月15日	-
18	前組	馬門	382-NS-51	令和2年12月15日	-
19	相の峰	相ノ峰	382-J-117	令和2年2月12日	-
20	渋草	里成	382-NK-147	令和2年12月15日	-
21	渋草	数根尾	382-NK-148	令和2年12月15日	-
22	大成	大成	382-NS-100	令和2年12月15日	-
23	中組	栃原	382-NK-146	令和2年12月15日	-
24	若山	草原	382-J-115	令和2年2月12日	-
25	若山	中ヶ市	382-NK-145	令和2年12月15日	-
26	日野浦	合戦	383-J-123	令和2年2月12日	-
27	日野浦	大谷	383-J-128	令和2年2月12日	-
28	日野浦	合戦北	383-J-131	令和2年2月12日	-
29	日野浦	大川嶺	383-J-501	令和2年2月12日	-
30	日野浦	栄重	383-NK-150	令和2年12月15日	-
31	日野浦	平井	383-NK-151	令和2年12月15日	-
32	日野浦	本組	383-NS-011	令和2年12月15日	-
33	日野浦	カジガイチ	383-NS-024	令和2年12月15日	-
34	日野浦	美川日野浦	383-NS-039	令和2年12月15日	-
35	日野浦	本組第二	383-NS-098	令和2年12月15日	-
36	大川	下組	383-NK-155	令和2年12月15日	-
37	大川	露ヶ谷	383-NS-013	令和2年12月15日	-
38	大川	上組	383-NS-087	令和2年12月15日	-
39	有枝	上谷	383-J-127	令和2年2月12日	-
40	有枝	有枝	383-NK-154	令和2年12月15日	-
41	有枝	内分	383-NS-099	令和2年12月15日	-
42	上黒岩	上黒岩	383-J-125	令和2年2月12日	-

番号	地名	区域名・番号		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				告示年月日	告示年月日
43	上黒岩	田渡野瀬	383-J-500	令和2年2月12日	-
44	上黒岩	ヤナギソ	383-NS-023	令和2年12月15日	-
45	中黒岩	中黒岩	383-J-122	令和2年2月12日	-
46	中黒岩	惣津山	383-NK-159	令和2年12月15日	-
47	中黒岩	淵ヶ上	383-R-006	令和2年12月15日	-
48	仕出	仕出	383-J-120	令和2年2月12日	-
49	仕出	筒城	383-NS-108	令和2年12月15日	-
50	七鳥	長瀬	383-NK-152	令和2年12月15日	-
51	七鳥	タキヤマ	383-R-003	令和2年12月15日	-
52	東川	高山	383-J-119	令和2年2月12日	-
53	東川	蓑川	383-J-124	令和2年2月12日	-
54	東川	蓑川	383-NS-138	令和2年12月15日	-
55	東川	横山	383-R-002	令和2年12月15日	-
56	東川	シモムカエ	383-R-010	令和2年12月15日	-
57	東川	トウナラバタ	383-R-011	令和2年12月15日	-
58	黒藤川	二籠	383-J-129	令和2年2月12日	-
59	黒藤川	黒藤川	383-J-130	令和2年2月12日	-
60	黒藤川	ホウザコ	383-NK-014	令和2年12月15日	-
61	黒藤川	岩ヶ市	383-NK-156	令和2年12月15日	-
62	黒藤川	トロメキ	383-NS-176	令和2年12月15日	-
63	黒藤川	置俵	383-R-008	令和2年12月15日	-
64	沢渡	沢渡	383-J-121	令和2年2月12日	-
65	柳井川	稲村	384-J-133	令和元年10月8日	-
66	柳井川	柳井川	384-J-134	令和元年10月8日	-
67	柳井川	永野東	384-NK-163	令和2年12月15日	-
68	柳井川	鉢	384-NK-170	令和2年12月15日	-
69	柳井川	松木	384-NS-109	令和2年12月15日	-
70	柳井川	立野	384-NS-114	令和2年12月15日	-
71	柳井川	永野	384-NS-84	令和2年12月15日	-
72	柳井川	奈良藪	384-R-001	令和2年12月15日	-
73	柳井川・中津	百ヶ市	384-NS-101	令和2年12月15日	-
74	西谷	トビアナ	384-J-135	令和元年10月8日	-
75	西谷	小村	384-J-136	令和元年10月8日	-
76	西谷	滝野	384-J-137	令和元年10月8日	-
77	西谷	高野	384-J-138	令和元年10月8日	-
78	西谷	高野	384-NK-165	令和2年12月15日	-
79	西谷	古味	384-NK-166	令和2年12月15日	-
80	西谷	茗荷下	384-NK-167	令和2年12月15日	-
81	西谷	茗荷上	384-NK-168	令和2年12月15日	-
82	西谷	中畑	384-NK-169	令和2年12月15日	-
83	西谷	猪伏	384-NK-171	令和2年12月15日	-
84	西谷	本谷	384-NS-139	令和2年12月15日	-
85	西谷	中久保	384-NS-45	令和2年12月15日	-
86	西谷	郷角	384-NS-88	令和2年12月15日	-
87	中津	梅の木	384-J-1006	令和元年10月8日	-
88	中津	西の谷	384-J-132	令和元年10月8日	-
89	中津	岩川	384-NK-160	令和2年12月15日	-
90	中津	越之峠	384-NS-135	令和2年12月15日	-
91	中津	休場	384-NS-27	令和2年12月15日	-

資料2-2 土石流危険渓流一覧

番号	地名	地区名	危険渓流区分	河川名 (仁淀川水系)	渓流名	渓流番号	流域		平均渓床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	
							発生流域面積	発生流域面積			
							(km)	(k m <sup>2</sup> )	(k m <sup>2</sup> )		
1	東明神	横通	I	久万川	エツゾウ谷川	K381-1027	0.02	0.04	0.01	26	5
2	東明神	横通	I	久万川	杖ヶ谷川	K381-1028	0.56	0.13	0.09	17	10
3	東明神	横通	II	久万川	枝ガ谷川	K381-2053	0.14	0.02	0.01	20	2
4	東明神	皿木	II	皿木川	堂ノ奥山	K381-2047	0.72	0.14	0.05	18	1
5	東明神	皿木	II	皿木川	皿木川	K381-2048	1.70	2.14	0.12	15	1
6	東明神	三坂	II	久万川	上三坂	K381-2049	0.45	0.14	0.01	10	3
7	東明神	小皿木	I	久万川	左小皿木谷川	K381-1024	0.30	0.13	0.03	15	11
8	東明神・西明神	小皿木	II	久万川	小皿木谷川	K381-2046	0.85	0.18	0.04	14	4
9	東明神	中組	I	宮の脇川	宮の脇川	K381-1030	2.22	0.84	0.09	11	11
10	東明神	本組下	I	久万川	ヒガシジ谷川	K381-1032	0.34	0.09	0.01	5	8
11	東明神	本組下	I	久万川	竿谷川	K381-1033	1.80	1.63	0.08	11	3
12	東明神	本組上	I	宮の脇川	宮脇川	K381-1031	0.96	0.27	0.01	8	5
13	東明神	野地	I	山王川	山王川	K381-1029	1.05	0.41	0.04	15	5
14	東明神	縦ノ木	I	久万川	久万川	K381-1025	2.34	1.34	0.05	7	10
15	東明神	縦ノ木	I	久万川	縦ノ木谷	K381-1026	0.46	0.27	0.10	13	1
16	東明神	縦ノ木	II	久万川	小川谷	K381-2050	0.75	0.42	0.14	13	1
17	東明神	縦ノ木	II	久万川	ナメラ谷川	K381-2051	0.49	0.11	0.01	14	2
18	東明神	縦ノ木	II	久万川	左ナメラ谷川	K381-2052	0.44	0.05	0.01	15	4
19	西明神	栄谷	I	栄谷川	栄谷川	K381-1022	1.81	1.47	0.13	13	6
20	西明神	小皿木	II	久万川	北条第四谷	K381-2045	0.30	0.07	0.01	12	4
21	西明神	北条	I	久万川	北条第三谷	K381-1023	0.15	0.02	0.00	19	5
22	西明神	北条	II	久万川	北条第一谷	K381-2043	0.04	0.02	0.01	15	1
23	西明神	北条	II	久万川	北条第二谷	K381-2044	0.28	0.04	0.01	11	1
24	入野	日ノ地	I	久万川	カルト川	K381-1021	1.41	0.60	0.08	12	3
25	入野	日ノ地	準ずる	風呂川	ハザ谷川	K381-j002	1.98	0.66	0.09	13	0
26	久万	旭ヶ丘	I	大谷川	大谷川	K381-1018	1.58	1.01	0.06	11	3
27	久万・上野尻	上野尻中	II	久万川	大谷川	K381-2042	2.26	0.81	0.04	5	4
28	久万	辻下	I	風呂川	マキノ谷川	K381-1019	0.91	0.19	0.02	15	9
29	久万	辻上	I	風呂川	ハチマン谷川	K381-1020	0.14	0.05	0.05	23	8
30	下野尻	日切	I	久万川	日切谷川	K381-1017	0.26	0.08	0.02	12	10
31	下野尻	日切	II	久万川	クロ谷川	K381-2041	0.93	0.32	0.03	14	3
32	下野尻	馬酔谷	I	久万川	馬酔第一谷	K381-1015	1.11	0.42	0.07	14	0
33	下野尻	馬酔谷	I	久万川	馬酔第三谷	K381-1016	1.29	0.37	0.03	11	3
34	下野尻	馬酔谷	II	久万川	馬酔第二谷	K381-2037	1.18	0.14	0.02	13	2
35	下野尻	馬酔谷	II	久万川	二瀬川	K381-2038	0.82	0.79	0.12	8	1
36	下野尻	馬酔谷	II	久万川	タルノオク谷川	K381-2039	1.18	0.75	0.03	11	2
37	下野尻	馬酔谷	II	久万川	馬酔谷川	K381-2040	0.08	0.02	0.02	20	1
38	菅生	宮ノ前	I	久万川	宮ノ前谷川	K381-1036	1.16	0.48	0.06	16	12
39	菅生	宮ノ前	I	久万川	オトコ谷	K381-1037	1.25	0.68	0.03	9	12
40	菅生	宮ノ前	II	久万川	菅生左谷川	K381-2055	0.42	0.06	0.02	15	2
41	菅生	中ノ村	I	有枝川	右ウルシノサコ	K381-1040	0.51	0.10	0.08	21	9
42	菅生	中ノ村	I	有枝川	ウルシノサコ	K381-1041	0.70	0.17	0.16	21	7
43	菅生	中ノ村	II	有枝川	猪ノ谷川	K381-2072	0.32	0.07	0.05	14	4
44	菅生	中組上	I	久万川	一王子川	K381-1035	0.55	0.40	0.08	18	38
45	菅生	北村	I	久万川	今戸川	K381-1034	0.62	0.34	0.08	11	6
46	菅生	北村	II	久万川	槻之沢谷川	K381-2054	0.45	0.13	0.01	14	1
47	菅生	槇の谷	I	有枝川	南ノ谷川	K381-1052	0.08	0.02	0.02	17	4
48	菅生	槇の谷	I	有枝川	槇谷川	K381-1053	0.22	0.03	0.02	19	3
49	菅生	槇の谷	I	有枝川	東ノ谷川	K381-1054	0.52	0.19	0.17	22	6
50	菅生	槇の谷	II	有枝川	槇の谷第一谷	K381-2073	0.65	0.61	0.06	12	2
51	菅生	槇の谷	II	有枝川	槇の谷第二谷	K381-2074	0.16	0.07	0.06	16	1
52	菅生	槇の谷	II	有枝川	槇の谷第五谷	K381-2075	0.12	0.03	0.02	16	1
53	上畑野川	下西之浦	II	有枝川	トンダ川	K381-2057	0.94	0.65	0.05	10	2
54	上畑野川	下西之浦	II	有枝川	オウダバ川	K381-2058	0.48	0.12	0.01	6	2

番号	地名	地区名	危険溪流区分	河川名 (仁淀川水系)	溪流名	溪流番号	溪流長 (km)	流域	発生源	平均溪	人家
								面積 (k m <sup>2</sup> )	域面積 (k m <sup>2</sup> )	床勾配 (°)	戸数 (戸)
55	上畑野川	岩川	Ⅱ	有枝川	岩川谷	K381-2067	0.24	0.04	0.01	9	2
56	上畑野川	上西之浦	Ⅱ	有枝川	西浦谷川	K381-2059	1.32	0.59	0.03	9	2
57	上畑野川	西河之内	Ⅱ	有枝川	セバ谷川	K381-2061	1.20	0.93	0.13	11	1
58	上畑野川	西河之内	Ⅱ	有枝川	西河之内谷	K381-2062	0.19	0.06	0.03	12	1
59	上畑野川	西河之内	Ⅱ	有枝川	有枝川	K381-2063	1.80	3.09	0.09	10	4
60	上畑野川	西明杖	Ⅰ	有枝川	西明杖第一谷	K381-1045	0.26	0.05	0.01	22	6
61	上畑野川	西明杖	Ⅰ	有枝川	中山川	K381-1046	1.24	0.40	0.05	12	1
62	上畑野川	西明杖	Ⅰ	有枝川	西明杖第三谷	K381-1047	0.20	0.02	0.02	14	1
63	上畑野川	中村	Ⅰ	有枝川	東ノオク川	K381-1051	0.45	0.14	0.02	10	5
64	上畑野川	東河之内	Ⅱ	有枝川	西河内谷川	K381-2060	0.44	0.22	0.07	12	1
65	上畑野川	東明杖	Ⅰ	有枝川	東明杖第一谷	K381-1048	0.15	0.02	0.01	17	6
66	上畑野川	東明杖	Ⅰ	有枝川	東明杖第二谷	K381-1049	0.29	0.03	0.02	22	7
67	上畑野川	東明杖	Ⅰ	有枝川	東明杖第四谷	K381-1050	0.11	0.03	0.00	8	5
68	上畑野川	東明杖	Ⅱ	有枝川	東明杖第三谷	K381-2064	0.44	0.05	0.01	17	1
69	上畑野川	宝作	Ⅱ	有枝川	古家川	K381-2065	0.96	0.70	0.04	9	4
70	上畑野川	宝作	Ⅱ	有枝川	古家川第二谷	K381-2066	0.22	0.07	0.01	10	2
71	下畑野川	下河合	Ⅰ	有枝川	ソウズカ谷	K381-1042	1.03	0.44	0.08	10	5
72	下畑野川	嵯峨山	Ⅱ	直瀬川	中嵯峨	K381-2076	0.96	0.21	0.01	8	3
73	下畑野川	嵯峨山	Ⅱ	直瀬川	ダバ川	K381-2077	0.51	0.37	0.10	13	1
74	下畑野川	上田	Ⅰ	有枝川	上田谷	K381-1043	0.08	0.12	0.04	11	3
75	下畑野川	上田	Ⅰ	有枝川	アミダドウ谷川	K381-1044	0.77	0.28	0.04	13	2
76	下畑野川	中村	Ⅱ	有枝川	上中村谷川	K381-2068	0.20	0.06	0.00	11	2
77	下畑野川	東狩場	Ⅱ	狩場川	東狩場谷	K381-2069	1.28	0.56	0.01	10	1
78	下畑野川	東狩場	Ⅱ	狩場川	左東狩場谷	K381-2070	0.18	0.06	0.00	6	1
79	下畑野川	柳井	Ⅱ	有枝川	峠御堂谷川	K381-2056	0.17	0.04	0.03	19	3
80	下畑野川	柳井	Ⅱ	有枝川	上柳井	K381-2071	0.71	0.20	0.07	16	4
81	直瀬	下永子	Ⅰ	直瀬川	永氏川	K381-1057	3.88	4.79	0.14	9	0
82	直瀬	吉久	Ⅰ	直瀬川	吉久川	K381-1056	0.27	0.05	0.02	17	6
83	直瀬	上永子	Ⅰ	永氏川	シラヘゲ谷川	K381-1058	0.15	0.13	0.09	13	23
84	直瀬	上永子	Ⅰ	永氏川	上永子谷	K381-1059	0.26	0.05	0.02	17	7
85	直瀬	上之段	Ⅰ	永氏川	オモダ川	K381-1060	0.16	0.06	0.02	9	7
86	直瀬	西の川	Ⅰ	直瀬川	北ノ谷川	K381-1055	0.14	0.05	0.03	18	0
87	直瀬	西の川	Ⅱ	直瀬川	西の川第一谷	K381-2078	0.06	0.01	0.00	19	1
88	直瀬	西の川	Ⅱ	直瀬川	西の川第二谷	K381-2079	0.27	0.06	0.01	7	1
89	直瀬	西の川	Ⅱ	直瀬川	西の川第三谷	K381-2080	0.15	0.02	0.01	16	1
90	直瀬	中通	Ⅰ	直瀬川	シミズ谷川	K381-1061	0.61	0.22	0.11	18	6
91	直瀬	明神駄馬	Ⅱ	直瀬川	直瀬西谷川	K381-2081	1.11	0.87	0.05	9	1
92	直瀬	明神駄馬	Ⅱ	直瀬川	西下組谷川	K381-2082	0.72	0.41	0.04	9	1
93	二名	永久	Ⅰ	二名川	東ノ谷川	K381-1012	0.15	0.03	0.02	18	6
94	二名	永久	Ⅱ	二名川	西ノ谷川	K381-2029	0.10	0.02	0.02	20	3
95	二名	永久	Ⅱ	二名川	永久谷川	K381-2030	0.22	0.05	0.03	16	2
96	二名	宮成	Ⅱ	二名川	宮成第一谷	K381-2018	0.18	0.04	0.01	14	3
97	二名	宮成	Ⅱ	二名川	宮成第二谷	K381-2019	0.19	0.05	0.02	17	2
98	二名	宮成	Ⅱ	二名川	宮成第三谷	K381-2020	0.04	0.01	0.01	38	1
99	二名	黒沢	Ⅰ	二名川	天神川	K381-1007	1.07	0.68	0.23	14	6
100	二名	黒沢	Ⅰ	二名川	ソラノク川	K381-1008	0.49	0.13	0.08	16	7
101	二名	黒沢	Ⅰ	二名川	オカノウエ川	K381-1009	0.11	0.04	0.04	18	2
102	二名	黒沢	Ⅱ	二名川	室屋谷川	K381-2021	0.92	0.21	0.04	18	1
103	二名	森田	Ⅰ	二名川	ミヤス谷	K381-1011	1.05	0.28	0.09	14	4
104	二名	瀬戸	Ⅱ	二名川	東瀬戸谷川	K381-2022	0.05	0.03	0.03	22	2
105	二名	中条	Ⅱ	二名川	東谷	K381-2024	0.27	0.17	0.09	13	1
106	二名	中条	Ⅱ	二名川	ホウジ谷	K381-2025	1.48	0.59	0.16	17	3
107	二名	中条	Ⅱ	二名川	上厚谷川	K381-2026	0.27	0.12	0.04	15	1
108	二名	東条	Ⅰ	美野須川	カメガ谷川	K381-1010	0.07	0.02	0.01	12	4
109	二名	東条	Ⅱ	二名川	テラノオク谷川	K381-2027	0.35	0.12	0.09	17	3



番号	地名	地区名	危険溪流区分	河川名 (仁淀川水系)	溪流名	溪流番号	溪流長 (km)	流域	発生流	平均溪	人家
								面積 (k m <sup>2</sup> )	域面積 (k m <sup>2</sup> )	床勾配 (°)	戸数 (戸)
110	二名	東条	Ⅱ	美野須川	美野須川	K381-2028	2.43	1.86	0.22	12	1
111	二名	徳好	Ⅰ	二名川	徳好谷	K381-1006	0.05	0.03	0.01	12	7
112	二名	徳好	Ⅱ	二名川	サユクノ谷川	K381-2015	0.31	0.07	0.03	16	3
113	二名	徳好	Ⅱ	二名川	広井谷川	K381-2016	0.58	0.16	0.03	11	3
114	二名	徳好	Ⅱ	二名川	リョウシ谷	K381-2017	0.51	0.67	0.03	13	3
115	二名	富重	Ⅱ	二名川	西富重谷川	K381-2023	1.42	0.87	0.12	15	2
116	露峰	橋詰	Ⅰ	二名川	ドウノオク谷川	K381-1013	0.10	0.03	0.02	9	5
117	露峰	橋詰	Ⅱ	二名川	左橋詰谷川	K381-2031	0.73	0.18	0.02	16	1
118	露峰	橋詰	Ⅱ	二名川	デンジヨ谷	K381-2032	1.09	0.30	0.16	16	2
119	露峰	橋詰	Ⅱ	二名川	東左橋詰谷川	K381-2033	0.49	0.06	0.02	17	2
120	露峰	若宮	Ⅱ	二名川	東若宮谷川	K381-2002	0.46	0.09	0.01	12	2
121	露峰	若宮	Ⅱ	二名川	西若宮谷川	K381-2003	0.11	0.06	0.01	13	1
122	露峰	若宮	Ⅱ	二名川	トマクタキ谷	K381-2035	0.56	0.18	0.10	19	1
123	露峰	若宮	Ⅱ	二名川	東露峰谷川	K381-2036	0.77	0.24	0.07	17	3
124	露峰	西の川	Ⅱ	西の川	西の川	K381-2004	2.52	3.68	0.12	11	1
125	露峰	大久保	Ⅱ	父野川	南橋詰谷川	K381-2005	0.92	0.31	0.04	17	1
126	露峰	大久保	Ⅱ	父野川	キリノキザコ川	K381-2014	0.10	0.03	0.03	17	2
127	露峰	中組	Ⅰ	二名川	イノ谷	K381-1014	1.22	0.39	0.10	15	4
128	露峰	中組	Ⅱ	二名川	ウルシ谷川	K381-2034	0.60	0.16	0.10	19	2
129	露峰	落合	Ⅰ	久万川	カヤノキ谷	K381-1001	0.72	0.17	0.07	20	1
130	露峰	落合	Ⅰ	久万川	ハツナヤ谷川	K381-1038	0.22	0.04	0.02	19	6
131	露峰	落合	Ⅰ	久万川	上谷川	K381-1039	0.14	0.03	0.02	18	1
132	露峰	落合	Ⅱ	二名川	イチガトウ谷川	K381-2001	0.31	0.06	0.02	14	3
133	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	南大久保谷川	K381-2006	0.20	0.10	0.05	12	2
134	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	三反地川	K381-2007	0.57	0.11	0.03	15	1
135	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	左三反地川	K381-2008	0.12	0.02	0.01	14	1
136	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	右うるし谷川	K381-2009	0.13	0.02	0.02	26	3
137	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	右大久保谷川	K381-2010	0.99	0.45	0.10	13	1
138	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	大久保谷川	K381-2011	0.13	0.03	0.01	11	1
139	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	高上川	K381-2012	0.55	0.18	0.03	9	1
140	父野川	大久保	Ⅱ	父野川	東高上川	K381-2013	0.48	0.09	0.01	13	1
141	父野川	大久保	準ずる	広蔵谷川	ヒロ瀬谷川	K381-j001	1.43	0.92	0.10	13	0
142	父野川	馬ノ地	Ⅰ	父野川	馬ノ地川	K381-1002	0.44	0.12	0.09	19	6
143	父野川	馬ノ地	Ⅰ	父野川	右馬ノ地川	K381-1003	0.52	0.15	0.10	17	6
144	父野川	馬ノ地	Ⅰ	父野川	奥里谷川	K381-1004	0.61	0.15	0.08	18	10
145	父野川	馬ノ地	Ⅰ	父野川	うるし谷川	K381-1005	0.44	0.12	0.07	18	1
146	前組	黒妙	Ⅰ	黒妙川	黒妙川	K382-1062	1.75	1.36	0.26	17	11
147	前組	黒妙	Ⅰ	黒妙川	中妙川	K382-1063	1.27	0.42	0.04	15	8
148	前組	西浦	Ⅱ	黒妙川	下西浦谷川	K382-2083	0.07	0.03	0.01	16	2
149	前組	西浦	Ⅱ	黒妙川	中西浦谷川	K382-2084	0.42	0.02	0.02	11	2
150	前組	馬門	Ⅱ	黒妙川	右馬門川	K382-2088	2.31	0.28	0.10	11	2
151	前組	馬門	Ⅱ	黒妙川	馬門川	K382-2089	0.65	0.04	0.02	11	1
152	前組	本村	Ⅱ	黒妙川	本村川	K382-2085	0.39	0.13	0.06	13	1
153	前組	本村	Ⅱ	黒妙川	左本村谷川	K382-2086	1.31	0.15	0.07	12	1
154	前組	本村	Ⅱ	黒妙川	本村谷川	K382-2087	0.03	0.45	0.16	19	4
155	笠方	下り付	Ⅰ	妙谷川	下り付谷	K382-1069	1.22	0.05	0.00	16	1
156	笠方	割石	Ⅱ	割石川	ハイニワ谷川	K382-2095	1.21	0.57	0.05	8	2
157	笠方	割石	Ⅱ	割石川	右割石谷	K382-2096	1.01	0.21	0.03	17	2
158	笠方	割石	Ⅱ	割石川	割石谷	K382-2097	1.97	1.44	0.13	13	1
159	笠方	割石	Ⅱ	割石川	菖蒲谷	K382-2098	0.55	1.29	0.04	12	1
160	笠方	市口	Ⅰ	割石川	笠方川	K382-1067	0.05	0.08	0.02	12	1
161	笠方	市口	Ⅰ	割石川	左笠方川	K382-1068	0.39	0.02	0.01	11	0
162	笠方	市口	Ⅱ	割石川	右市口谷川	K382-2092	1.00	0.02	0.02	11	2
163	笠方	市口	Ⅱ	割石川	市口谷川	K382-2093	0.88	0.09	0.05	13	3
164	笠方	市口	Ⅱ	割石川	向谷川	K382-2099	0.34	0.31	0.08	13	3

番号	地名	地区名	危険溪流区分	河川名 (仁淀川水系)	溪流名	溪流番号	溪流長 (km)	流域	発生源	平均溪	人家
								面積 (k m <sup>2</sup> )	域面積 (k m <sup>2</sup> )	床勾配 (°)	戸数 (戸)
165	笠方	小網	Ⅱ	割石川	板小屋谷	K382-2094	1.82	0.87	0.06	10	1
166	笠方	竹ノ本	Ⅱ	割石川	門ヶ谷	K382-2090	0.59	1.19	0.06	12	2
167	笠方	竹ノ本	Ⅱ	割石川	間ヶ谷川	K382-2091	1.30	0.17	0.03	11	1
168	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第一谷川	K382-2100	0.43	1.31	0.22	14	4
169	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第二谷川	K382-2101	0.83	0.14	0.08	12	4
170	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第三谷川	K382-2102	0.20	0.06	0.02	14	1
171	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第四谷川	K382-2103	0.28	0.14	0.07	12	2
172	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第五谷川	K382-2104	0.15	0.18	0.06	12	1
173	笠方	梅ヶ市	Ⅱ	妙谷川	梅ヶ市第六谷川	K382-2105	0.33	0.04	0.01	23	1
174	笠方	妙	Ⅰ	妙谷川	妙川	K382-1070	0.28	1.02	0.27	14	6
175	笠方	妙	Ⅱ	妙谷川	妙上谷川	K382-2106	0.39	0.10	0.02	16	4
176	笠方	妙	Ⅱ	妙谷川	妙下谷川	K382-2107	1.15	0.08	0.03	18	2
177	渋草	数根尾	Ⅰ	割石川	数根尾谷	K382-1066	0.25	0.02	0.01	7	1
178	渋草	西ノ谷	Ⅰ	西の谷川	西の谷川	K382-1064	1.76	2.47	0.11	7	9
179	渋草	竹ノ谷	Ⅰ	割石川	竹の谷川	K382-1065	1.63	0.80	0.07	7	19
180	渋草	里成	Ⅰ	坂瀬川	上里成谷川	K382-1071	0.18	0.11	0.03	24	22
181	中組	河合	Ⅱ	仁淀川	河合川	K382-2110	0.60	0.36	0.06	11	3
182	中組	五味	Ⅱ	仁淀川	五味川	K382-2108	0.85	0.06	0.02	27	2
183	中組	五味	Ⅱ	仁淀川	下栃原川	K382-2109	0.20	0.15	0.07	31	2
184	中組	昼野	Ⅰ	仁淀川	昼野川	K382-1072	0.24	0.10	0.10	14	13
185	中組	栃原	Ⅰ	仁淀川	栃原川	K382-1073	0.55	0.11	0.06	13	2
186	相の木	相ノ木	Ⅰ	仁淀川	相ノ木川	K382-1074	1.03	0.56	0.48	21	6
187	若山	関門	Ⅱ	関門第一谷川	関門第一谷川	K382-2111	0.17	0.57	0.57	25	2
188	若山	峰	Ⅰ	仁淀川	中市西谷川	K382-1075	0.46	0.27	0.18	19	1
189	河の子	河ノ子	Ⅰ	川ノ子川	川ノ子川	K382-1076	0.10	0.24	0.11	17	5
190	日野浦	栄重上	Ⅰ	仁淀川	ウシロ谷川	K383-1077	0.53	0.16	0.16	22	0
191	日野浦	栄重上	Ⅱ	仁淀川	シイノキ谷川	K383-2112	1.07	0.71	0.20	24	2
192	日野浦	成	Ⅰ	大谷川	大谷川	K383-1078	5.65	10.36	0.23	11	8
193	日野浦	田之元	Ⅱ	仁淀川	桜ヶ谷川	K383-2113	1.20	0.72	0.07	18	3
194	大川	下組	Ⅱ	大川	石本川	K383-2115	2.55	1.53	0.12	14	1
195	大川	上組	Ⅱ	大川	鰻淵川	K383-2116	1.53	0.79	0.03	13	2
196	大川	中通	Ⅰ	大川	五蔵谷川	K383-1082	0.14	0.19	0.15	12	11
197	大川	中通	Ⅰ	大川	中通谷	K383-1083	0.07	0.04	0.03	12	5
198	大川	中通	Ⅰ	大川	清水谷川	K383-1084	0.62	0.12	0.02	15	8
199	大川	中通	Ⅱ	大川	上城ヶ谷川	K383-2117	0.29	0.05	0.04	21	2
200	大川	豊久	Ⅰ	大川	小川	K383-1081	2.41	2.20	0.40	15	10
201	有枝	河口	Ⅰ	久万川	シロネ谷川	K383-1086	0.83	0.17	0.02	12	6
202	有枝	程野	Ⅱ	仁淀川	下程野谷川	K383-2119	0.15	0.13	0.03	9	1
203	有枝	程野	Ⅱ	仁淀川	上程野谷川	K383-2120	0.58	0.43	0.12	16	2
204	有枝	本村	Ⅰ	有枝川	堂ヶ谷川	K383-1085	0.54	0.25	0.04	9	4
205	有枝	本村	Ⅱ	有枝川	上本村谷川	K383-2118	0.14	0.03	0.03	19	1
206	上黒岩	御三戸	Ⅰ	久万川	御三戸谷	K383-1088	0.32	0.06	0.02	16	19
207	上黒岩	上本組	Ⅰ	久万川	本組谷川	K383-1087	0.60	0.29	0.06	18	3
208	上黒岩	堤	Ⅱ	久万川	堤谷川	K383-2114	0.12	0.08	0.05	16	4
209	上黒岩	田渡野瀬	Ⅰ	久万川	田渡野瀬川	K383-1080	2.04	0.80	0.05	17	6
210	中黒岩	第一	Ⅰ	仁淀川	下荒瀬谷川	K383-1079	1.29	0.39	0.04	14	5
211	仕出	筒城	Ⅰ	仁淀川	筒城谷	K383-1104	2.16	1.41	0.06	9	0
212	七鳥	七鳥	Ⅰ	仁淀川	ハチノス谷川	K383-1089	0.21	0.04	0.04	24	7
213	七鳥	七鳥	Ⅰ	仁淀川	タニノウチ谷川	K383-1090	0.22	0.03	0.03	32	7
214	七鳥	七鳥	Ⅱ	仁淀川	上七鳥	K383-2121	0.16	0.03	0.03	21	2
215	七鳥	七鳥	Ⅱ	仁淀川	イソ谷川	K383-2122	0.70	0.17	0.06	16	3
216	七鳥	七鳥	Ⅱ	仁淀川	東七鳥谷川	K383-2123	0.16	0.04	0.01	20	2
217	七鳥	西古味	Ⅰ	仁淀川	ホラガ谷川	K383-1094	0.18	0.06	0.03	14	7
218	七鳥	西古味	Ⅰ	仁淀川	テラノ谷川	K383-1095	0.44	0.07	0.06	18	10
219	七鳥	竹谷	Ⅰ	直瀬川	オモ谷川	K383-1091	0.80	0.32	0.07	13	15

番号	地名	地区名	危険溪流区分	河川名 (仁淀川水系)	溪流名	溪流番号	溪流長 (km)	流域	発生源	平均溪	人家
								面積 (k m <sup>2</sup> )	域面積 (k m <sup>2</sup> )	床勾配 (°)	戸数 (戸)
220	七鳥	竹谷	I	直瀬川	下オモ谷川	K383-1092	0.53	0.21	0.17	15	5
221	七鳥	長瀬	I	直瀬川	オクノ谷川	K383-1093	0.31	0.08	0.06	15	6
222	七鳥	長瀬	II	直瀬川	宮ノ谷川	K383-2124	0.24	0.13	0.09	18	2
223	七鳥	長瀬	II	直瀬川	上オクノ谷川	K383-2125	0.20	0.04	0.03	14	1
224	東川	横滝	II	東川	中横滝谷川	K383-2133	0.34	0.15	0.04	14	1
225	東川	横滝	II	東川	右横滝谷川	K383-2134	0.25	0.06	0.02	22	1
226	東川	下ノ谷組	I	東川	下ノ谷川	K383-1098	0.28	0.14	0.05	14	6
227	東川	水押	I	東川	タノサキ谷川	K383-1101	0.93	0.33	0.27	20	3
228	東川	水押	I	東川	水押谷	K383-1102	0.18	0.11	0.07	17	6
229	東川	水押	I	東川	左水押谷	K383-1103	0.12	0.02	0.02	16	6
230	東川	水押	II	東川	東中村谷川	K383-2130	0.17	0.07	0.04	16	2
231	東川	水押	II	東川	金神川	K383-2131	1.94	1.33	0.30	16	2
232	東川	水押	II	東川	ウバガ谷川	K383-2132	1.21	0.36	0.05	17	1
233	東川	中村	I	東川	中村谷川	K383-1100	0.42	0.12	0.06	16	12
234	東川	東古味	I	仁淀川	成谷川	K383-1096	0.43	0.09	0.02	11	5
235	東川	東古味	I	仁淀川	鳥越谷川	K383-1097	0.25	0.08	0.01	8	7
236	東川	東古味	II	仁淀川	堂ノ奥谷川	K383-2126	0.78	0.22	0.03	9	3
237	東川	東川	I	東川	井出口谷川	K383-1099	1.97	2.13	0.22	15	19
238	東川	東川	II	東川	大屋谷川	K383-2127	0.11	0.04	0.03	10	4
239	東川	東川	II	東川	西中村谷川	K383-2128	0.17	0.04	0.02	15	1
240	東川	東川	II	東川	中中村谷川	K383-2129	0.26	0.05	0.04	16	1
241	黒藤川	置俵	I	前川	置俵谷川	K383-1106	1.10	0.33	0.00	10	3
242	黒藤川	長崎	II	前川	長崎谷川	K383-2136	1.01	0.22	0.22	21	2
243	黒藤川	長崎	II	前川	松木谷川	K383-2137	0.71	0.19	0.19	21	1
244	黒藤川	二箆	I	前川	左ビキイシ谷川	K383-1105	0.62	0.17	0.01	14	5
245	黒藤川	二箆	II	前川	ビキイシ谷川	K383-2135	0.48	0.12	0.03	14	2
246	柳井川	稲村	II	稲村谷川	稲村谷川	K384-2143	1.06	1.48	0.54	19	1
247	柳井川	永野	I	ケショウ谷川	ケショウ谷川	K384-1112	1.94	1.21	0.06	21	0
248	柳井川	川前	I	黒川	ヒウチ谷川	K384-1113	1.49	0.74	0.43	19	0
249	柳井川	落出	I	栃谷川	栃谷川	K384-1114	3.48	5.23	0.41	18	14
250	西谷	横野	I	サンコ谷川	サンコ谷川	K384-1107	2.61	2.52	0.11	12	0
251	西谷	横野	I	高野川	横野谷川	K384-1108	0.40	0.10	0.10	24	7
252	西谷	古味	II	寺谷川	寺谷川	K384-2140	0.48	0.25	0.25	19	3
253	西谷	菅行	II	黒川	谷奥川	K384-2139	0.74	0.39	0.27	21	3
254	西谷	大成	I	黒川	ククリマツ谷川	K384-1110	0.46	0.21	0.11	19	0
255	西谷	猪伏	II	高野本川	ムラヤ谷川	K384-2138	0.18	0.30	0.28	17	2
256	西谷	本谷	I	本谷川	本谷川	K384-1111	2.95	4.31	0.36	15	5
257	西谷	本谷	II	丈ヶ谷川	丈ヶ谷川	K384-2142	0.73	0.88	0.35	15	2
258	西谷	名荷下	I	舟戸谷川	舟戸谷川	K384-1109	2.99	2.53	0.30	12	0
259	西谷	名荷上	II	茗荷谷川	コヤガ谷川	K384-2141	0.12	0.24	0.24	18	2
260	中津	岩川	II	タンノコ谷川	タンノコ谷川	K384-2144	0.51	0.67	0.67	24	2
261	中津	西村	I	西之谷川	西之谷川	K384-1116	1.62	0.64	0.04	12	21
262	中津	川之内	I	仁淀川	川之内谷	K384-1115	1.29	0.24	0.09	23	5
263	中津	中津	準ずる	仁淀川	小松谷川	K384-J003	2.04	2.74	1.64	20	0

資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家戸数 (1戸建)
				(°)	(m)	
1	東明神	横通	300	30	70	
2	東明神	皿木	260	40	40	7
3	東明神	皿木	400	30	120	
4	東明神	本組	150	40	20	6
5	東明神	本組	30	35	9	1
6	東明神	本組B	60	40	17	8
7	東明神	本組下	400	40	80	
8	東明神	樅の木	300	30	70	
9	西明神	栄谷	20	57	8	1
10	西明神	栄谷	20	36	20	1
11	西明神	沖	200	40	60	
12	西明神	槇の川	100	35	40	6
13	上野尻	池ノ峠	350	30	80	
14	下野尻	馬酔谷	50	52	15	2
15	下野尻	馬酔谷A	180	35	60	
16	下野尻	馬酔谷B	450	30	60	
17	菅生	越ノ峠	200	30	60	
18	菅生	宮ノ前	160	40	15	13
19	菅生	菅生	250	30	80	
20	菅生	中ノ村	150	40	30	5
21	菅生	中組上	450	30	80	
22	菅生	槻ノ沢	150	30	20	7
23	上畑野川	岩川	150	30	30	8
24	上畑野川	宝作	20	50	6	1
25	上畑野川	宝作	30	60	6	1
26	直瀬	下組	150	30	40	6
27	直瀬	吉久	35	45	10	1
28	直瀬	上ノ段	150	30	20	6
29	直瀬	上段	20	55	5	1
30	直瀬	駄馬	400	30	40	10
31	直瀬	中通り	295	37	30	10
32	直瀬	仲組	150	30	30	6
33	二名	永久	250	40	30	10
34	二名	上厚	200	35	40	7
35	二名	森田	200	40	30	6
36	二名	帯石	40	45	25	2
37	二名	富重	100	30	40	5
38	露峰	中組	250	37	30	8
39	露峰	落合	100	35	15	5
40	父野川	大久保	20	50	13	1
41	父野川	馬ノ地	100	30	40	6
42	父野川	馬ノ地	40	60	10	2
43	前組	西浦	200	35	50	4
44	前組	西浦東	70	35	30	2
45	前組	西所藪	40	30	30	1
46	前組	東所藪	50	30	20	1
47	前組	二又木	130	40	30	3
48	前組	馬門	20	30	25	1
49	相の峰	相ノ峰	150	30	20	5
50	相の峰	相ノ峰東	30	30	25	2
51	笠方	下り付	15	30	30	1
52	笠方	梅ケ市	20	40	30	1
53	笠方	妙下	20	40	30	2
54	笠方	妙上	20	40	15	1
55	笠方	妙中	15	45	30	1

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家戸数 (1戸建)
				(°)	(m)	
56	渋草	渋草	340	35	30	20
57	渋草	上里成	100	35	35	10
58	渋草	数根尾	240	36	35	7
59	渋草	西ノ谷	50	40	30	2
60	渋草	西ノ谷南	70	50	50	2
61	渋草	竹ノ谷	140	36	35	9
62	渋草	竹ノ谷南	20	35	50	1
63	渋草	竹ノ谷北	30	40	50	1
64	渋草	土泥	300	40	50	11
65	渋草	土泥東	30	40	50	2
66	渋草	睦北	20	45	20	1
67	大成	大成	150	35	50	6
68	本組	菅行野	150	35	20	5
69	本組	成窪	30	45	50	1
70	本組	長谷	80	35	30	2
71	本組	本組	300	34	30	8
72	本組	本組A	220	35	50	10
73	中組	河合下	20	40	30	1
74	中組	河口	40	60	10	2
75	中組	河口西	40	40	30	1
76	中組	河合	300	40	50	8
77	中組	五味下	100	50	50	2
78	中組	五味上	110	45	30	4
79	中組	五味中	80	40	50	2
80	中組	三ツ崎	250	35	50	5
81	中組	西河合	40	40	50	4
82	中組	中村	250	35	40	7
83	中組	昼野	400	35	50	13
84	中組	栃原	400	35	50	12
85	中組	栃原上	25	35	50	1
86	相の木	双田野	30	40	30	1
87	相の木	相ノ木	250	36	30	9
88	若山	関門	100	35	50	1
89	若山	草原	100	30	30	4
90	若山	大味川成A	750	40	50	35
91	若山	大味川成B	140	40	30	1
92	若山	中ケ市	150	34	38	11
93	若山	中ケ市北	40	68	5	1
94	若山	土小屋	60	68	5	1
95	若山	土小屋南	45	30	50	1
96	若山	峰	70	45	40	3
97	若山	峰東	25	50	40	1
98	若山	面河溪	30	30	50	1
99	日野浦	ゴーラ	250	40	50	9
100	日野浦	栄重下	210	35	30	9
101	日野浦	栄重下	250	45	25	4
102	日野浦	成	260	35	50	13
103	日野浦	成河	110	40	50	10
104	日野浦	成河西	150	30	50	6
105	日野浦	成川上	40	50	12	1
106	日野浦	田之元	150	30	50	13
107	日野浦	藤社出口	80	40	8	1
108	日野浦	馬門	180	35	50	9
109	日野浦	面河	90	65	18	4
110	大川	下中	640	35	40	13
111	大川	大川下中	30	50	6	1

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家戸数 (1戸建)
				(°)	(m)	
112	大川	大川下中	50	45	10	1
113	大川	大川下中	30	70	20	1
114	大川	大川中通	100	45	11	3
115	大川	大川豊久	90	60	17	2
116	大川	梨の下	225	37	30	8
117	大川	梨の下西	100	30	30	3
118	大川	梨の下北	170	40	10	3
119	有枝	河口西	80	35	20	3
120	有枝	河口東	200	30	30	9
121	有枝	程野西	90	50	10	1
122	有枝	程野東	80	60	8	2
123	有枝	有枝中通	35	45	6	1
124	有枝	有枝内分	140	50	10	2
125	有枝	有枝本村	70	40	11	1
126	上黒岩	久主の下	255	35	40	9
127	上黒岩	御三戸上	70	45	7	1
128	上黒岩	御三戸東	30	40	5	1
129	上黒岩	御三戸北	150	30	20	7
130	上黒岩	上本組	350	35	20	8
131	上黒岩	上本組	25	60	8	1
132	上黒岩	堤	110	55	10	2
133	上黒岩	田渡野瀬	200	40	30	9
134	上黒岩	田渡野瀬	100	45	20	7
135	上黒岩	尾貝	250	35	30	10
136	中黒岩	御三戸	200	30	50	9
137	中黒岩	惣津山	45	50	5	2
138	中黒岩	中黒岩	30	30	10	1
139	中黒岩	中黒岩下	60	60	12	1
140	中黒岩	中黒岩二	200	40	50	10
141	仕出	城山	50	70	12	2
142	七鳥	七鳥 a	200	35	30	5
143	七鳥	七鳥 b	300	30	50	5
144	七鳥	西古味	210	35	30	13
145	七鳥	竹谷	33	40	20	2
146	七鳥	竹谷	80	40	5	2
147	七鳥	長瀬南	150	35	50	4
148	東川	横山	25	35	20	1
149	東川	下の谷	35	70	14	1
150	東川	水押	30	35	10	1
151	東川	水押下	30	40	8	2
152	東川	水押上	20	30	6	1
153	東川	西古味A	30	70	6	1
154	東川	西古味B	75	60	6	2
155	東川	中村	100	40	10	6
156	東川	東古味	180	35	20	7
157	東川	東古味上	100	40	10	4
158	東川	東川下	65	40	10	1
159	東川	東川中	100	50	10	3
160	東川	養川	200	30	50	5
161	黒藤川	トロメキ	70	35	6	3
162	黒藤川	上組西	130	45	5	2
163	黒藤川	置俵	200	30	50	7
164	黒藤川	中組	150	35	20	6
165	黒藤川	中組上	30	40	8	1
166	黒藤川	長崎西	60	35	7	3
167	黒藤川	釣井	150	30	15	2

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家戸数 (1戸建)
				(°)	(m)	
168	黒藤川	釣井上	100	35	30	6
169	柳井川	カズネヤ	50	70	7	2
170	柳井川	カズネヤブ	30	45	8	1
171	柳井川	シャセブ	100	35	20	5
172	柳井川	シャセブ	40	45	7	1
173	柳井川	ビシュウ	30	50	6	1
174	柳井川	ユウノキ	20	40	15	1
175	柳井川	ヨシノセ	10	45	7	1
176	柳井川	磯ヶ成	230	40	50	9
177	柳井川	稲村	150	40	60	6
178	柳井川	永野 b	100	30	50	9
179	柳井川	奥稲村	30	60	15	1
180	柳井川	奥稲村 (Ⅱ)	30	35	9	1
181	柳井川	下稲村	20	60	8	1
182	柳井川	下高地	30	30	7	1
183	柳井川	高地	100	30	50	5
184	柳井川	松原	50	45	6	1
185	柳井川	松木	40	35	20	2
186	柳井川	川前	20	45	9	1
187	柳井川	川前 A	250	40	50	12
188	柳井川	川前 B	200	35	50	11
189	柳井川	川前 C	150	40	50	7
190	柳井川	奈良藪	20	40	5	1
191	柳井川	内ノ子	20	50	10	1
192	柳井川	百ヶ市	200	40	50	11
193	柳井川	落出 B	150	35	50	6
194	柳井川	落出 B	400	35	50	10
195	柳井川	落出第二	660	44	65	31
196	柳井川	立野	250	35	40	9
197	西谷	トビアナ	30	35	6	1
198	西谷	ユノナル	30	35	7	1
199	西谷	横野	200	35	30	9
200	西谷	下向	20	55	8	1
201	西谷	下寺野	40	35	5	1
202	西谷	河口 (Ⅰ)	50	60	9	1
203	西谷	郷角	40	35	13	1
204	西谷	郷角 (Ⅱ)	80	40	6	1
205	西谷	景浦	30	45	10	1
206	西谷	景浦 (下)	20	40	7	1
207	西谷	古味	195	33	30	8
208	西谷	高野	235	34	50	9
209	西谷	高野	30	45	6	1
210	西谷	高野 (Ⅱ)	60	30	5	2
211	西谷	高野 a	100	35	50	3
212	西谷	小村 (Ⅱ)	40	50	6	1
213	西谷	小村 a	200	30	50	8
214	西谷	上ヤシキ	60	50	9	2
215	西谷	菅行 (下)	30	55	10	1
216	西谷	菅行 (上)	30	45	11	1
217	西谷	菅行 (中)	20	50	8	1
218	西谷	西谷	200	35	80	10
219	西谷	川口 (Ⅱ)	60	35	8	2
220	西谷	川成	40	65	8	2
221	西谷	大成 a	200	40	30	3
222	西谷	大成 b	150	35	30	1
223	西谷	滝野	40	30	20	3

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家戸数 (1戸建)
				(°)	(m)	
224	西谷	中久保 a	270	30	50	8
225	西谷	中畑	40	45	7	1
226	西谷	八幡	20	45	5	1
227	西谷	本谷	110	50	6	4
228	西谷	本谷 (Ⅱ)	70	35	10	2
229	西谷	本谷 b	200	35	30	5
230	西谷	本谷 c	100	30	10	3
231	西谷	名荷 b	250	35	50	8
232	西谷	名荷 c	200	35	100	15
233	西谷	名荷中	20	45	11	1
234	中津	シヨノクボ	25	35	10	1
235	中津	旭 A	210	38	35	5
236	中津	旭 B	200	35	30	5
237	中津	越ノ峠	20	40	8	1
238	中津	下岩川	30	70	11	1
239	中津	下時戸	40	50	7	1
240	中津	岩川	200	35	50	5
241	中津	岩川	50	45	9	1
242	中津	岩川 (Ⅱ)	40	45	10	1
243	中津	岩川 (Ⅲ)	20	50	7	1
244	中津	岩川 (Ⅳ)	80	35	7	2
245	中津	岩川 (Ⅴ)	30	80	5	1
246	中津	休場	180	30	50	4
247	中津	窪田	35	65	7	1
248	中津	時戸	30	60	40	1
249	中津	上越ノ峠	20	50	6	1
250	中津	上岩川	40	60	7	1
251	中津	西村	30	40	10	1
252	中津	西村 (Ⅱ)	25	60	5	1
253	中津	川之内 a	100	30	50	4
254	中津	川之内 b	200	30	50	6
255	中津	中田	160	30	20	6
256	中津	中田	40	50	8	1
257	中津	梅ノ木	20	50	8	1
258	中津	明野 (Ⅰ)	25	75	5	1
259	中津	明野 (Ⅱ)	30	65	5	2

**その他：がけ崩れ対策箇所**

番号	地名	地区名	崩壊危険 箇所延長 (m)	傾斜度	高さ	人家及び 避難施設等 (戸数)
				(°)	(m)	
1	露峰	露峰 A	30	35	6	1
2	露峰	露峰 B	30	35	6	1
3	上黒岩	御三戸	30	40	10	2
4	前組	前組	30	40	10	2



資料2-4 地すべり危険箇所一覧

国土交通省

番号	地名	危険箇所名	危険箇所名ヨミ	地すべり区域 面積 (ha)	指定年月日	備考
1	上畑野川	明杖	アカズエ	44	-	
2	直瀬	段	ダン	108.3	昭和35年8月13日	
3	直瀬	房代野	ボウタイノ	65.2	-	
4	直瀬	竹屋敷	タケヤシキ	61.9	-	
5	露峰	落合	オチアイ	31.5	昭和34年1月29日	
6	露峰	西之川	ニシノカワ	83.6	昭和35年8月13日	
7	父野川	父野川	チチノカワ	139.9	昭和35年8月13日	
8	前組	柚野	ソマノ	35.5	昭和35年8月13日	
9	相の峰	相ノ峰	アイノミネ	41.7	昭和34年10月12日	
10	若山	草原	クサハラ	27.7	-	
11	日野浦	合戦	カッセ	45.7	昭和36年5月24日	
12	日野浦	大谷	オオタニ	31.1	昭和36年5月24日	
13	日野浦	合戦北	カッセキタ	33.7	-	
14	日野浦	大川嶺	オオカワミネ	155.6	-	
15	大川	木地	キジ	36.2	-	
16	有枝	上谷	カミタニ	7.7	昭和37年12月6日	
17	上黒岩	上黒岩	カミクロイワ	115.2	昭和42年3月31日 平成14年8月20日	
18	上黒岩	田渡野瀬	タドノセ	36.1	-	
19	中黒岩	中黒岩	ナカクロイワ	35.5	昭和35年8月13日	
20	仕出	仕出	シデ	110.8	昭和35年8月13日	
21	東川	高山	タカヤマ	62.9	昭和36年5月24日	
22	東川	蕨川	ミノカワ	22.1	昭和35年8月13日	
23	黒藤川	二籠	フタツノ	51.7	昭和34年1月29日	
24	黒藤川	黒藤川	クロフジカワ	102	昭和36年5月24日	
25	沢渡	沢渡	サワタリ	99.5	昭和36年5月24日 平成16年9月27日	
26	柳井川	稲村	イナムラ	25.7	昭和60年3月27日	
27	柳井川	柳井川	ヤナイカワ	22.4	昭和38年10月10日	
28	西谷	トピアナ	トピアナ	29.5	-	
29	西谷	小村	コムラ	52.1	昭和34年10月12日	
30	西谷	滝野	タキノ	28.6	-	
31	西谷	高野	タカノ	14.6	-	
32	中津	西の谷	ニシノタニ	202.3	昭和35年8月13日 昭和59年3月31日	
33	中津	梅の木	ウメノキ	7.67	平成26年3月20日	

農林水産省農村振興局

番号	地名	地すべり指定 地区名	危険箇所名ヨミ	地すべり区域 面積 (ha)	指定年月日	備考
1	日野浦	本組	ホンクミ	14.50	昭和35年9月13日	
2	日野浦	美川日野浦	ミカワヒノウラ	34.82	昭和40年2月3日	
				51.96	平成13年3月21日	
3	大川	露ヶ谷	ツユガタニ	8.10	昭和38年4月16日	
				38.40	昭和48年2月21日	
4	黒藤川	ハウサコ	ハウサコ	10.20	昭和38年4月16日	
5	直瀬	水 鷄	クイナ	10.70	昭和38年4月16日	
6	菅生	菅生	スゴウ	16.30	昭和38年4月18日	
7	菅生	中通	ナカドオリ	19.53	昭和43年3月27日	
8	上黒岩	ヤナギソ	ヤナギソ	14.80	昭和38年4月18日	
9	日野浦	カヂガイチ		33.20	昭和38年4月18日	
10	二名	二名	ニミヨウ	18.20	昭和38年4月18日	
11	東明神	東明神	ヒガシミヨウジン	26.30	昭和38年4月18日	

番号	地名	地すべり指定 地区名	危険箇所名ヨミ	地すべり区域 面積 (ha)	指定年月日	備考
12	柳井川	休場	ヤスバ	40.00	昭和38年4月18日	
13	菅生	菅生北村	スゴウキタムラ	37.70	昭和38年4月18日	
14	菅生	菅生槻之沢	スゴウ ケヤキノサワ	18.20	昭和38年4月18日	
				10.46	昭和46年3月17日	
15	直瀬	横之地	ヨコノジ	6.02	昭和40年3月6日	
16	露峰	露峯	ツユミネ	7.70	昭和40年3月6日	
17	西谷	中久保	ナカクボ	10.58	昭和43年3月27日	
18	前組	馬門	ウマカド	18.00	昭和45年3月31日	
19	前組	二又木	フタマタギ	28.32	昭和45年3月31日	
20	柳井川	永野	ナガノ	41.00	昭和47年3月18日	
21	大川	上組	カミグミ	61.10	昭和48年2月21日	
22	西谷	郷角	ゴウカク	35.10	昭和48年2月21日	
23	日野浦	本組第二	ホンクミダイニ	104.00	昭和49年3月7日	
24	有枝	内分	ウチブ	45.00	昭和49年3月7日	
25	洪草	大成	オオナル	53.40	昭和49年3月7日	
26	柳井川	百ヶ市	モモガイチ	31.40	昭和49年3月7日	
27	東川	筒城	ツツジョウ	95.00	昭和50年3月31日	
28	柳井川	松木	マツギ	89.00	昭和50年3月31日	
29	柳井川	立野	タツノ	89.00	昭和51年10月9日	
30	前組	西組	ニシグミ	48.00	昭和58年3月23日	
31	中津	越之峠	コエノトウ	44.00	昭和58年3月23日	
32	東川	養川	ミノガワ	17.00	昭和59年3月12日	
33	西谷	本谷	ホンダニ	40.00	昭和59年3月12日	
34	直瀬	直瀬	ナオセ	26.59	昭和61年12月23日	
35	直瀬	サラゲ	サラゲ	24.00	平成6年7月7日	
36	直瀬	大野地	オオノジ	20.00	平成6年7月7日	
37	黒藤川	トロメキ	トロメキ	14.90	平成7年10月17日	
38	直瀬	房代野	ボウタイノ	32.45	平成10年7月22日	

### 農林水産省林野庁

番号	地名	地すべり防止 指定地区名	危険箇所名ヨミ	地すべり区域 面積 (ha)	指定年月日	備考
1	直瀬	直瀬	ナオセ	18.50	昭和37年9月20日	
2	中黒岩	中黒岩淵カ上	ナカクロイワフチ ガウエ	21.10	昭和37年9月20日	
3	東川	シモムカエ	シモムカエ	26.30	昭和37年9月20日	
4	東川	トウナバタ	トウナバタ	29.70	昭和37年9月20日	
5	東川	アサヒウラ	アサヒウラ	22.60	昭和37年9月20日	
6	東川	ウバガ谷	ウバガタニ	22.00	昭和37年9月20日	
7	黒藤川	置俵	オキダワラ	30.50	昭和37年9月20日	
				62.60	平成4年4月4日	
8	東川	足除	アシヨケ	14.70	昭和38年12月21日	
9	東川	アヲツエ	アヲツエ	50.30	昭和38年12月21日	
				179.12	平成9年2月21日	
10	東川	ヲヲカミダキ		25.00	昭和38年12月21日	
11	東川	横山	ヨコヤマ	120.00	昭和48年3月24日	
12	柳井川	奈良藪	ナラヤブ	50.00	昭和48年3月24日	
13	西谷	丈カ谷	ジョウガタニ	34.10	昭和59年4月5日	
14	露峰	西ノ川	ニシノカワ	80.05	昭和61年3月17日	
15	七鳥	タキヤマ	タキヤマ	6.96	平成5年12月15日	
16	柳井川	川下	カワシモ	39.05	平成15年2月25日	

資料 2-5 土砂災害及び洪水浸水等の危険がある区域内に立地している要配慮者利用施設連絡先一覧

【警戒】土砂災害警戒区域内に立地

【洪浸】洪水浸水想定区域内に立地

【防止】地すべり防止区域内に立地

	施設名	住所	電話 (FAX)	災害区分
久万地区	就労継続支援B型事業所あつぷる	久万高原町 久万 153-8	0892-21-0305 (0892-21-0305)	【警戒】土石流
	老人保健施設あけぼの	久万高原町 久万 71-1	0892-21-1800 (0892-21-2300)	【洪浸】河岸浸食
	パステルクラブ	久万高原町 久万 369-1	0892-21-2502 (0892-21-2550)	【洪浸】最大想定
	トミーホーム久万高原	久万高原町 露峰甲 2590-1	0892-21-0288 (0892-21-0288)	【洪浸】最大想定
	N I K O N I K O 館	久万高原町 久万 1457-1	0892-21-2335 (0892-21-3222)	【警戒】土石流
	久万高原町立病院	久万高原町 久万 65	0892-21-1120 (0892-21-1121)	【洪浸】河岸浸食
	西本医院	久万高原町 久万 292-6	0892-21-1135 (0892-21-1136)	【警戒】土石流
	父二峰診療所	久万高原町 露峰甲 415-2	0892-21-1637 (0892-50-1910)	【警戒】土石流
	うつのみや内科	久万高原町 久万 206-5	0892-21-3353 (0892-21-3352)	【警戒】土石流
	明神幼稚園・小学校	久万高原町 東明神甲 698-1	0892-21-0869 (0892-21-0869)	【警戒】土石流 急傾斜
	畑野川幼稚園・小学校	久万高原町 上畑野川 521	0892-41-0203 (0892-41-0843)	【警戒】土石流
	父二峰幼稚園・小学校	久万高原町 露峰甲 364	0892-21-1633 (0892-21-1922)	【警戒】土石流
	久万中学校	久万高原町 久万 600	0892-21-0013 (0892-21-0316)	【警戒】土石流
面河地区	おもご高齢者支援ハウス	久万高原町 渋草 2310	0892-50-1833 (0892-50-1836)	【警戒】急傾斜
	面河診療所	久万高原町 渋草 2474	0892-58-2016 (0892-58-2051)	【警戒】急傾斜 地すべり
	おもご幼稚園・小学校	久万高原町 渋草 2314	0892-58-2043 (0892-58-2069)	【警戒】急傾斜
美川地区	美川デイサービスセンター	久万高原町 上黒岩 2920-1	0892-56-0750 (0892-50-0170)	【警戒】急傾斜
	みかわクリニック	久万高原町 上黒岩 2920	0892-56-0908 (0892-56-1650)	【警戒】急傾斜
	美川幼稚園・小学校	久万高原町 大川 4333	0892-56-0693 (0892-56-0587)	【警戒】急傾斜 【洪浸】河岸浸食
	仕七川幼稚園・小学校	久万高原町 東川 207-1	0892-57-0381 (0892-57-0070)	【警戒】急傾斜
柳谷地区	柳谷デイサービスセンター	久万高原町 柳井川 846	0892-54-2941 (0892-50-1417)	【警戒】急傾斜
	吉村医院	久万高原町 柳井川 849	0892-54-2050 (0892-54-2065)	【警戒】急傾斜
	柳谷幼稚園・小学校	久万高原町 柳井川 3542	0892-54-2115 (0892-54-2117)	【警戒】地すべり

資料2-6 山地災害危険箇所一覽  
山腹崩壊危険地区一覽表

(都道府県名) 愛媛県  
(営林(支)局名)久万高原町

(国・民別) 民有林

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設(道路除)	道路
381-001	無	無	無	無	A	3	無	久万町	二名	東條	5		
381-002	無	無	無	無	B	1	無	久万町	父野川	大久保			国
381-003	無	無	無	無	B	3	一部概成	久万町	露峯	西ノ川	2		農
381-004	無	無	無	無	B	4	無	久万町	露峰	若宮	2		農
381-005	有	無	無	無	A	4	無	久万町	露峯	中組	15	郵便局	国, 農
381-006	有	無	無	無	A	3	概成	久万町	菅生	宮ノ前			
381-007	有	無	無	無	C	1	一部概成	久万町	上畑野川	岩川	5		
381-008	無	無	無	無	A	3	無	久万町	直瀬		6		農
381-009	無	無	無	無	C	2	無	久万町	直瀬				農
381-010	無	無	無	無	C	2	無	久万町	菅生	高野	4		林
381-011	無	無	無	無	C	2	無	久万町	菅生	槇ノ谷			農
381-012	無	無	無	無	B	3	無	久万町	直瀬	上直瀬	4		
381-013	無	無	無	無	B	3	無	久万町	下畑野	中村	5		農
381-014	有	無	無	無	B	2	一部概成	久万町	菅生	垂ヶ谷			農
381-015	有	無	無	無	A	2	一部概成	久万町	東明神	横ノ道	6		国
381-016	有	無	無	無	C	1	無	久万町	上畑野	岩川	5		農
381-017	有	無	無	無	B	5	概成	久万町	二名	瀬戸	4		林
381-018	有	無	無	無	A	3	無	久万町	東明神	皿ノ木	6		町
381-019	有	無	無	無	C	1	一部概成	久万町	菅生		6		農
381-020	有	無	無	無	A	2	無	久万町	菅生	槻之沢	6		町
381-021	有	無	無	無	A	4	無	久万町	下畑野川	河合	15		県
381-022	無	無	無	無	C	1	無	久万町	下畑野川	中村	8		県
381-023	有	無	無	無	C	2	一部概成	久万町	下直瀬	蛭ノ岡	8		農
381-024	無	無	無	無	B	2	無	久万町	直瀬	駄馬	3		県
381-025	無	無	無	無	A	2	無	久万町	下直樹	駄馬	14		県
381-026	無	無	無	無	A	3	無	久万町	下直樹		20	郵便局	県, 農
381-027	無	無	無	無	A	2	無	久万町	二名	上厚	6		町
381-028	無	無	無	無	C	4	無	久万町	二名	帯石	1		町
381-029	有	無	無	無	B	4	無	久万町	二名	帯石	4		県, 農
381-030	無	無	無	無	B	2	無	久万町	二名	宮成	1		農
381-031	有	無	無	無	A	6	無	久万町	上野尻		30		国, 県
381-032	有	無	無	無	B	3	一部概成	久万町	宮ノ前				国
381-033	無	無	無	無	B	2	無	久万町	菅谷	西ノ谷	1		
381-034	無	無	無	無	B	3	無	久万町	菅谷	槇ノ谷	2		
381-035	無	無	無	無	A	4	無	久万町	二名	久永	10		県
381-036	無	無	無	無	B	1	無	久万町	父野川	橋詰	1		
381-037	無	無	無	無	A	4	無	久万町	父野川	大久保	5		国
381-038	無	無	無	無	A	2	無	久万町	露峯	中村	10	集会所	国
381-039	無	無	無	無	A	5	無	久万町	露峯	西ノ川	8		町
382-001	有	無	無	無	A	6	一部概成	面河村	菅行野		7		国
382-002	有	無	無	無	A	4	無	面河村	本組		10		国, 農
382-003	無	無	無	無	A	2	無	面河村		成窪	7		町
382-004	有	無	無	無	A	4	無	面河村	相ノ木	河合	6		町
382-005	無	無	無	無	A	6	無	面河村	若山	中ノ市	10		
382-006	無	無	無	無	B	1	無	面河村	若山	関門			県
382-007	有	無	無	無	B	2	一部概成	面河村	渋草				県
382-008	有	無	無	無	A	5	一部概成	面河村	渋草	土泥	10		県
382-009	無	無	無	無	A	3	無	面河村	前組	西浦	5		
382-010	無	無	無	無	C	2	一部概成	面河村	前組	西浦	2		
382-011	無	無	無	無	B	4	無	面河村	渋草	西ノ谷	3		県
382-012	無	無	無	無	B	2	無	面河村	渋草				県
382-013	無	無	無	無	B	4	無	面河村	渋草				県
382-014	無	無	無	無	A	6	無	面河村	渋草		5		町
382-015	無	無	無	無	A	4	無	面河村	渋草	土泥	5		
382-016	無	無	無	無	B	1	無	面河村	相ノ木		10		県
382-017	有	無	無	無	A	5	無	面河村	若山	中ノ市		少年自然の家	県
382-018	無	無	無	無	A	4	無	面河村	若山	成	10	公民館	県

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
382-019	無	無	無	無	A	2	無	面河村	本組	成窪	9		
382-020	無	無	無	無	A	4	無	面河村	本郷	河口			町
382-021	有	無	無	無	A	4	無	面河村	中組	昼野	8		
382-022	有	無	無	無	A	2	無	面河村	中組	昼野	5		県
382-023	無	無	無	無	B	2	無	面河村	中組	中村	4		県
382-024	有	有	無	無	A	2	無	面河村	中組	中村	6		
382-025	有	有	無	無	A	5	一部概成	面河村	中組	王味	5		県
382-026	有	無	無	無	A	3	無	面河村	中組	栃原	12		県
382-027	有	無	無	無	B	2	一部概成	面河村	中組	栃原	6		県
382-028	無	無	無	無	A	4	無	面河村	中組	栃原	7		県
382-029	無	無	無	無	C	1	無	面河村	相ノ木	河合	1		県
382-030	無	無	無	無	A	4	無	面河村	相ノ木	河合	6	集会所	県
382-031	有	無	無	無	B	4	無	面河村	相ノ木	河合	3		
382-032	無	無	無	無	B	2	無	面河村	川ノ子		2		町
382-033	無	無	無	無	B	4	無	面河村	大味川	双田野		地産地消市場	県
383-001	無	無	無	無	A	2	無	美川村	東川	中村	13		国
383-002	有	無	無	無	A	1	無	美川村	七鳥	東古味	12		国
383-003	無	有	無	無	C	2	無	美川村	七鳥	横山	5		林
383-004	無	無	無	無	C	2	無	美川村	七鳥	長瀬	2		町, 林
383-005	無	無	無	無	A	4	無	美川村	七鳥	下成	14		県, 町
383-006	無	無	無	無	A	5	無	美川村	七鳥	耳高	7		県
383-007	無	無	無	無	A	5	無	美川村	七鳥	中久保	7		県
383-008	無	無	無	無	A	4	無	美川村	七鳥	竜池	8		町
383-009	有	無	無	無	B	3	一部概成	美川村	七鳥		3		県
383-010	無	無	無	無	A	3	無	美川村	七鳥		6		県, 町
383-011	無	無	無	無	B	4	無	美川村	有枝	程野	3		町
383-012	無	無	無	無	B	3	無	美川村	上黒岩	蔵打	1		町
383-013	無	無	無	無	A	3	無	美川村	上黒岩	久主下	10		国
383-014	無	無	無	無	A	2	無	美川村	上黒岩	本組	10		国
383-015	有	無	無	無	A	4	無	美川村	上黒岩	上本組	5		国
383-016	無	無	無	無	A	5	無	美川村	上黒岩		7	考古館	町
383-017	有	無	無	無	A	3	一部概成	美川村	上黒岩		12		町
383-018	無	有	無	無	A	1	無	美川村	東川			公民館, 東川健康増進センター	町
383-019	有	無	無	無	C	4	一部概成	美川村	大川	土居	2		町
383-020	無	無	無	無	B	2	無	美川村	大川	西山	8		県
383-021	有	無	無	無	A	4	一部概成	美川村	大川	下中	15		県
383-022	無	無	無	無	A	2	無	美川村	日野浦	成	10		県
383-023	無	無	無	無	A	2	無	美川村	日野浦	馬門	10		県
383-024	無	無	無	無	B	4	無	美川村	日野浦	栄重	1		国
383-025	無	無	無	無	B	4	無	美川村	黒藤川	元井谷			町
383-026	無	無	無	無	B	2	無	美川村	黒藤川	長崎	7		林
383-027	有	無	無	無	C	2	一部概成	美川村	黒藤川	長崎			町
383-028	無	無	無	無	A	3	無	美川村	東川		5		国
383-029	無	無	無	無	C	2	無	美川村	東川		7		国
383-030	無	無	無	無	A	2	無	美川村	七鳥		6		県
383-031	有	無	無	無	B	5	無	美川村	七鳥		2		県
383-032	無	有	無	無	A	2	無	美川村	東川	水押	12		国
383-033	無	無	無	無	A	3	無	美川村	有枝	丙分	5		町
383-034	無	無	無	無	C	1	無	美川村	七鳥	東古味	5		国
383-035	有	無	無	無	A	3	一部概成	美川村	仕出		5		町
383-036	無	無	無	無	C	2	無	美川村	東川	衰川	3		農
383-037	無	無	無	無	A	3	無	美川村	有枝		3	集会所	県
383-038	無	無	無	無	C	1	無	美川村	七鳥	竹谷	5		町
383-039	有	無	無	無	A	3	一部概成	美川村	日野浦	栄重	5		国
383-040	有	無	無	無	B	2	無	美川村	上黒岩	御三戸	3		町
383-041	有	無	無	無	A	3	無	美川村	日野浦	栄重	12		国
383-042	有	有	無	無	B	2	一部概成	美川村	黒藤川	置俵	1		県
383-043	有	無	無	無	B	2	一部概成	美川村	黒藤川	長崎			町
383-044	無	無	無	無	A	3	無	美川村	七鳥	下成	3	簡易水道施設	県
383-045	無	無	無	無	A	1	無	美川村	有枝	梨ノ下	2		県
383-046	無	無	無	無	A	4	無	美川村	有枝	梨ノ下	8		国
383-047	無	無	無	無	B	1	無	美川村	有枝	河口	2	集会所	県

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
383-048	有	無	無	無	A	4	一部概成	美川村	上黒岩	御三戸	20	農村活性化センター	国
383-049	無	無	無	無	B	1	無	美川村	上黒岩	御三戸	5	母子健康センター	県
383-100	有	無	無	無	C	1	未成	美川村	大川	梨の下	5		国
383-101	有	無	無	無	B	30	概成	美川村	柳井川	稲村			町
384-001	無	無	無	無	A	4	無	柳谷村	柳井川	立野	10		林
384-002	無	無	無	無	B	2	無	柳谷村	西谷	郷角	3		
384-003	無	無	無	無	A	1	無	柳谷村	西谷	小村		発電所	
384-004	有		無	無	B	1	無	柳谷村	西谷	木地			県
384-005	無	無	無	無	B	4	概成	柳谷村	柳井川	名河	1		町
384-006	有	無	無	無	A	2	一部概成	柳谷村	西谷	古味	15		県
384-007	無	無	無	無	C	2	無	柳谷村	西谷	菅行	6		町
384-008	無	無	無	無	A	6	無	柳谷村	西谷	畑中	7		県
384-009	無	無	無	無	C	1	無	柳谷村	西谷	猪伏	3		県
384-011	無	無	無	無	A	5	無	柳谷村	中津	川之内	5		町
384-012	無	無	無	無	A	8	無	柳谷村	柳井川	休場	10		農
384-013	無	無	無	無	C	4	無	柳谷村	中津	明野々	3		町
384-014	有	無	無	無	A	3	無	柳谷村	西谷	中久保	5		国,町
384-015	無	無	無	無	A	3	無	柳谷村	西谷	高野	8		県
384-016	無	無	無	無	A	10	未成	柳谷村	柳井川	磯ヶ成	10		国,町
384-017	有	無	無	無	A	4	無	柳谷村	中津	岩川	6		町
384-018	無	無	無	無	B	5	無	柳谷村	柳井川	鉢	3		町
384-019	無	無	無	無	A	6	無	柳谷村	中津	岩川	6		町
384-020	無	無	無	無	A	4	無	柳谷村	西谷	古味	1	発電施設	町
384-021	有	無	無	無	A	6	一部概成	柳谷村	柳井川	百市	8	集会所	町
384-022	有	無	無	無	A	4	一部概成	柳谷村	柳井川	休場		発電所	町
384-023	有	無	無	無	B	3	一部概成	柳谷村	西谷	ホドウチ			県
384-024	有	無	無	無	B	4	無	柳谷村	西谷	木地	1		県
384-025	無	無	無	無	B	3	無	柳谷村	柳井川	稲村	4		町
384-026	無	無	無	有	B	3	無	柳谷村	柳井川	名河	1		町
384-027	無	無	無	有	B	4	無	柳谷村	柳井川	名荷	2		町
384-028	無	無	無		B	5	概成	柳谷村	柳井川	名荷	3		町
384-029	無	無	無		A	3	無	柳谷村	柳井川	名荷	7		町
384-030	無	無	無		A	3	無	柳谷村	西谷	大成	5	健康増進センター,生活改善センター	県
384-031	無	無	無		C	2	無	柳谷村	西谷	川口	6		県
384-032	無	無	無		A	1	無	柳谷村	西谷	古味	1	発電所	町
384-033	有	無	無		B	7	一部概成	柳谷村	中津	梅の木			町
384-034	有	無	無		A	10	未成	柳谷村	柳井川	高地休場	6		町,林
386-001	有	無	無		B	2	無	久万町	東明神		3		
386-002	有	無	無		B	1	無	久万町	東明神		2		
386-003	無	無	無		B	1	無	久万町	東明神		5		
386-004	有	無	無		A	12	無	久万町	露峰		17		県
386-005	無	無	無		A	25	無	久万町	露峰		15		
386-006	有	無	無		A	4	一部概成	久万町	入野		12		町
386-007	有	無	無		A	4	一部概成	久万町	二名		20		県
386-008	無	無	無		C	1	概成	久万町	下畑野川				町
386-009	無	無	無		B	3	未成	久万町	二名				町
386-010	無	無	無		B	3	未成	柳谷村	中津	休場			林
386-011	無	無	無		B	1	未成	柳谷村	柳井川	永野			

地すべり危険地区一覧表

(都道府県名) 愛媛県  
(営林(支)局名) 久万高原町

(国・民別) 民有林

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除)	道路
381-002	有	有	無	有	B	26.5	一部概成	久万町	直瀬				町, 林
381-003	有	有	有	有	A	93	概成	久万町	露峰		8		町, 林
382-001	有	有	無	有	A	6.8	一部概成	面河村	中組	足除	5		町
382-002	有	有	無	有	B	6	無	面河村	中組	足除			県
383-001	有	有	無	有	A	36	無	美川村	東川		30		県
383-002	有	有	無	有	A	142	一部概成	美川村	東川		12		県
383-003	有	有	無	有	A	94	一部概成	美川村	七鳥		38	集会所	県, 町
383-006	有	有	無	有	A	39	未成	美川村	中黒岩		10		国, 県, 町
383-008	有	有	無	有	A	45	一部概成	美川村	黒藤川		12		県, 町
383-009	無	有	無	有	A	25	一部概成	美川村	東川		35		県, 町
383-010	有	有	無	有	A	35	一部概成	美川村	東川		19		県, 林
383-011	有	有	無	有	A	29.7	一部概成	美川村	東川		30		県, 町
383-012	無	有	無	有	A	25	無	美川村	東川		32	公民館	県
383-013	有	有	無	有	A	106	一部概成	美川村	東川		25		県, 町, 林
384-001	有	有	無	有	A	50	未成	柳谷村	柳井川		6		町
384-002	有	有	無	有	A	34.1	一部概成	柳谷村	西谷		11		国, 林
384-004	有	有	無	有	B	40.9	一部概成	柳谷村	柳井川				町, 林

崩壊土砂流出危険地区一覧表

(都道府県名) 愛媛県  
(営林(支)局名) 久万高原町

(国・民別) 民有林

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除)	道路
381-001	有	無	無	無	A	1.53	一部概成	久万町	二名		6		林
381-002	有	無	無	無	A	0.97	一部概成	久万町	露峰		8		町
381-003	有	無	無	無	A	2.23	無	久万町	下野尻		6		町
381-004	無	無	無	有	C	0.79	無	久万町	上畑野川				町, 林
381-005	有	無	無	有	B	1.68	一部概成	久万町	下畑野川		4		県, 町
381-006	無	無	無	無	B	0.41	無	久万町	菅生		6		町
381-007	有	無	無	無	C	1.54	一部概成	久万町	直瀬				林
381-008	有	無	無	無	A	1.1	無	久万町	直瀬		21		県, 町
381-009	有	無	無	有	A	1.07	一部概成	久万町	上野尻		25		国
381-010	有	無	無	有	B	1.18	一部概成	久万町	上野尻		22		国町
381-011	有	無	無	無	B	0.36	一部概成	久万町	上野尻		10		国
381-012	有	無	無	無	C	0.43	一部概成	久万町	菅生		5		町
381-013	有	無	無	無	A	3.5	無	久万町	入野		45		町
381-014	有	無	無	有	B	2.69	一部概成	久万町	上畑野川		8		町, 林
381-015	無	無	無	無	B	1.31	無	久万町	直瀬		4		県, 林
381-016	有	無	無	有	C	2.85	無	久万町	上畑野川		3		県, 林
381-017	無	無	無	無	B	0.97	無	久万町	下畑野川		3		県, 町, 林, 農
381-018	有	無	無	無	B	2.35	無	久万町	露峰		4		国, 町, 林
381-019	無	無	無	無	B	1.71	無	久万町	露峰		1		農
381-020	有	無	無	無	B	0.91	無	久万町	父ノ川		4		国, 林

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
381-021	有	無	無	無	B	2.47	未成	久万町	二名		3		県,林
381-022	有	無	無	有	A	4.77	概成	久万町	久万		16	斎場	国,町
381-023	有	無	無	無	A	1.18	一部概成	久万町	東明神	横道	16	集会所	国
381-024	有	無	無	無	C	0.58	一部概成	久万町	東明神	ろくぶどう	3		国
381-025	有	無	無	無	A	1.73	一部概成	久万町	東明神	樅ノ木	15		町
381-026	有	無	無	無	A	1.34	一部概成	久万町	下畑野川	法印谷	3	国民宿舎	県
381-027	有	無	無	無	A	0.61	一部概成	久万町	下畑野川	古岩屋	2	国民宿舎	県
381-028	有	無	無	無	B	0.36	一部概成	久万町	下畑野川	古岩屋			県
381-029	有	無	無	無	B	0.25	一部概成	久万町	下畑野川	古岩屋	2	国民宿舎	県
381-030	有	無	無	無	A	0.27	一部概成	久万町	直瀬	下直瀬	10		県
381-031	有	無	無	無	A	2.35	一部概成	久万町	二名	上厚	5		町
381-032	有	無	無	無	A	1.2	一部概成	久万町	菅生	宮之前	12		県
381-033	有	無	無	有	B	1.89	一部概成	久万町	直瀬	成鈴			県
381-034	有	無	無	有	A	2.18	一部概成	久万町	直瀬	房代野	30		県
381-035	有	無	無	有	A	1.34	一部概成	久万町	下畑野川	笹森	10		町
381-036	有	無	無	無	C	0.34	一部概成	久万町	直瀬	古岩屋			県
381-037	有	無	無	無	B	0.96	無	久万町	上野尻	苗ヶ滝	20		国
381-038	有	無	無	無	A	1.46	概成	久万町	上野尻	長迫	80		町
381-039	有	無	無	無	A	3.12	無	久万町	入野		20		国
381-040	有	無	無	無	B	0.53	無	久万町	上野尻	南谷	20		国
381-041	有	無	無	無	A	1.46	無	久万町	直樹	下直樹	10		県
381-042	有	無	無	無	C	0.22	無	久万町	直瀬	下直瀬	5		県
381-043	有	無	無	有	A	2.04	一部概成	久万町	下畑野川	河合	15		県
381-044	有	無	無	無	A	0.79	無	久万町	上富重	東谷	8		県
381-045	有	無	無	無	A	2.09	一部概成	久万町	二名	中條	20		県
381-046	無	無	無	無	A	0.77	無	久万町	二名	黒沢	15		
381-047	無	無	無	無	A	0.18	無	久万町	二名	黒沢	15		県
381-048	無	無	無	無	A	0.88	無	久万町	二名	東條	20		県
381-049	有	無	無	無	A	2.04	無	久万町	宮成	ミヤス谷	15		県
381-050	有	無	無	無	A	0.47	無	久万町	中野村		5	集会所	町
381-051	無	無	無	無	A	0.96	無	久万町	橋詰		6		県
381-052	有	無	無	無	A	1.73	無	久万町	橋詰		5		
381-053	有	無	無	有	A	2.38	一部概成	久万町	二名	エゾジ谷	5		町
381-054	有	無	無	無	C	0.67	一部概成	久万町	二名	上厚	1		国
381-055	有	無	無	有	A	0.65	概成	久万町	上畑野川	河之内	20		町
381-056	有	無	無	無	A	1.13	無	久万町	東明神	三坂	12		町
381-057	有	無	無	有	B	0.01	一部概成	久万町	上富重		5		県
381-058	有	無	無	無	A	1.19	無	久万町	下畑野川	峠御堂	9		
381-059	有	無	無	無	A	1.8	一部概成	久万町	下野尻		20		町,林
381-060	有	無	無	有	A	2.03	一部概成	久万町	露峰				
381-061	有	無	無	無	A	1.12	概成	久万町	東明神		20		国,町
381-062	有	無	無	無	C	0.16	未成	久万町	久万町		4		
382-001	有	無	無	有	B	0.74	一部概成	面河村	大味川	コノ	14	公民館	町,林
382-002	有	無	無	有	C	0.5	一部概成	面河村	大味川	ヤケダキ			町,林
382-003	有	無	無	無	B	0.49	無	面河村	渋草	高松山	8	集会所	県
382-004	有	無	無	無	B	0.65	一部概成	面河村	笠方	小網	6		県
382-005	有	無	無	無	A	2.45	一部概成	面河村	笠方	小網	10		県



危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
382-006	有	無	無	無	B	4.85	一部概成	面河村	笠方	門ヶ谷	4		県
382-007	無	無	無	無	B	2.12	一部概成	面河村	洪草	横谷川	12		県
382-008	有	無	無	無	B	0.21	一部概成	面河村	洪草		13		国
382-009	有	無	無	無	C	0.09	一部概成	面河村	本組				国
382-010	有	無	無	有	A	0.9	一部概成	面河村	笠方		5		県
382-011	有	無	無	有	A	0.77	無	面河村	笠方	梅ヶ市	10		県
382-012	有	無	無	無	A	0.58	無	面河村	笠方	妙	15		県, 町
382-013	有	無	無	無	B	0.84	一部概成	面河村	前組	本村	5		町
382-014	有	無	無	無	C	0.24	一部概成	面河村	洪草	土泥	5		県
382-015	有	無	無	無	B	3.53	無	面河村	相ノ木		15		国
382-016	有	無	無	無	B	0.95	無	面河村	若山	中ノ市	10		国
382-017	無	無	無	無	C	0.18	無	面河村	成窪	本組	3		町
382-018	有	無	無	有	C	0.34	一部概成	面河村	本組	ヤケタキ	3		町
382-019	無	無	無	無	C	0.16	無	面河村	中組		4		国
382-020	有	無	無	無	C	0.29	無	面河村	中組		7		国
382-021	有	無	無	無	C	0.49	無	面河村	中組	栃原	7		国
382-022	有	無	無	無	B	1.37	無	面河村	河の子		10		国
382-023	有	無	無	有	C	2.95	一部概成	面河村	河ノ子				林
382-024	有	無	無	有	C	6.42	一部概成	面河村	河の子	小松谷			県
382-025	有	無	無	有	A	3.36	一部概成	面河村	笠方	妙	15		町
382-026	有	無	無	無	B	0.08	概成	面河村	中組	昼野	15		県
382-027	有	無	無	無	C	0.84	無	面河村	大成				町
382-028	有	無	無	無	C	0.25	無	面河村	大成				町
382-029	有	無	無	無	C	0.73	概成	面河村	大成				町
382-030	有	無	無	無	C	0.47	無	面河村	大成				町
382-031	有	無	無	無	B	0.8	概成	面河村	笠方				県
383-001	有	無	無	有	B	4.51	無	美川村	東川		35	公民館	県, 町, 林
383-002	有	有	無	有	A	6.99	一部概成	美川村	東川		23		県, 町, 林
383-003	有	有	無	有	A	0.65	一部概成	美川村	東川		15		町
383-004	有	無	無	有	B	5.95	無	美川村	黒藤川	元井谷			県
383-005	有	有	無	有	C	0.2	一部概成	美川村	黒藤川				町
383-006	有	無	無	無	B	1.54	一部概成	美川村	大川	梨ノ下	2		国
383-007	有	無	無	無	C	0.34	一部概成	美川村	東川		3		県
383-008	有	無	無	無	B	3.03	一部概成	美川村	東川	東谷			林
383-009	有	無	無	無	B	1.05	一部概成	美川村	黒藤川	長崎			町
383-010	有	無	無	無	C	0.38	一部概成	美川村	黒藤川	長崎			町
383-011	有	無	無	無	B	4.44	一部概成	美川村	黒藤川	ヨラキレ			町
383-012	有	無	無	無	C	0.65	一部概成	美川村	黒藤川	長崎			町
383-013	有	無	無	無	B	2.59	一部概成	美川村	黒藤川	ヨラキレ			林
383-014	有	無	無	無	A	1.64	一部概成	美川村	日野浦	大谷	5		町
383-015	無	無	無	無	C	0.18	無	美川村	七鳥	長瀬	5		県
383-016	無	無	無	無	B	0.58	無	美川村	七鳥	長瀬	5		県
383-017	無	無	無	無	A	0.76	無	美川村	七鳥	長瀬	8		県
383-018	無	無	無	無	B	0.9	無	美川村	七鳥	東古味	10		国
383-019	無	無	無	無	B	2.11	無	美川村	七鳥	東古味	15		国
383-020	有	無	無	無	C	1.35	無	美川村	東川	下ノ谷組	5		国
383-021	有	無	無	無	B	3.89	無	美川村	東川		35	公民館	国

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
383-022	有	無	無	無	C	0.36	無	美川村	東川		4		国
383-023	無	無	無	無	B	0.94	無	美川村	東川	中村	15		国
383-024	無	無	無	無	B	0.47	無	美川村	東川	中村	10		国
383-025	有	有	無	無	A	2.47	無	美川村	東川	水押	100		国,林
383-026	有	無	無	無	C	2.66	無	美川村	東川	西谷	3		国
383-027	有	無	無	無	C	3.36	無	美川村	東川	西谷	4		国
383-028	無	無	無	無	A	1.66	無	美川村	有枝		8	集会所	
383-029	無	無	無	無	A	1.94	無	美川村	河口		5		国
383-030	有	無	無	無	A	1.61	一部概成	美川村	上黒岩	上本組	15		国
383-031	無	無	無	無	A	1.42	無	美川村	程野		5		
383-032	無	無	無	無	A	4.25	無	美川村	大川	下組	8		町
383-033	有	無	無	無	A	2.33	一部概成	美川村	上黒岩	ヤナギソ	10		国町
383-034	無	無	無	無	B	2.02	無	美川村	上黒岩	ヤナギソ			町
383-035	無	無	無	無	B	0.54	無	美川村	上黒岩	東谷			町
383-036	無	無	無	無	A	1.15	無	美川村	七鳥		7		県
383-037	無	無	無	無	A	0.43	無	美川村	七鳥		10		
383-038	無	無	無	無	B	0.59	無	美川村	七鳥	西古味	5		町
383-039	無	無	無	無	A	0.4	無	美川村	七鳥	西古味	12		町
383-040	無	無	無	無	C	1.06	無	美川村	七鳥	東古味	8		国
383-041	有	有	無	有	A	2.18	無	美川村	東川	簗川	15		町
383-042	有	有	無	無	A	0.65	無	美川村	東川	簗川	15		町
383-043	有	有	無	有	A	1.75	無	美川村	東川	簗川	15		町
383-044	有	無	無	有	C	3.43	一部概成	美川村	東川	いしょう舟			町
383-045	有	有	無	無	B	0.45	無	美川村	黒藤川	長崎			町
383-046	有	無	無	無	B	1.24	一部概成	美川村	日野浦	大谷			町
383-047	有	無	無	有	B	1.53	一部概成	美川村	日野浦	藤施			町
383-048	有	無	無	有	B	1.84	一部概成	美川村	日野浦	藤施			町
383-049	有	無	無	無	B	0.25	一部概成	美川村	大川	下中	6		県
383-050	有	無	無	無	C	0.07	一部概成	美川村	大川	土居	2		町
383-051	有	無	無	有	B	3.86	一部概成	美川村	上黒岩	出口谷			国
383-052	有	無	無	無	B	1.76	一部概成	美川村	仕出	仕出	4		町
383-053	有	無	無	有	B	0.18	一部概成	美川村	日野浦	大谷	15		国
383-054	有	無	無	無	B	2.03	概成	美川村	大川				町
383-055	有	無	無	有	B	1.06	未成	美川村	大川	中通			町
383-056	有	無	無	無	C	0.12	概成	美川村	七鳥				林
384-001	有	無	無	有	B	1.82	無	柳谷村	柳井川	立野			林
384-002	有	無	無	有	A	3.55	一部概成	柳谷村	柳井川	足谷	7		国,町
384-003	無	無	無	無	B	1.04	無	柳谷村	柳井川	崎山			国
384-004	有	無	無	無	A	1.3	無	柳谷村	西谷	名荷	6		町
384-005	有	無	無	無	A	1.99	一部概成	柳谷村	西谷	古味	6		国
384-006	無	無	無	無	A	0.22	一部概成	柳谷村	西谷	横野	8	集会所	国
384-007	有	無	無	無	C	1.85	無	柳谷村	西谷	地芳			林
384-008	有	無	無	無	B	1.43	無	柳谷村	中津	岩川	3		国,町
384-009	有	無	無	無	B	3.67	一部概成	柳谷村	中津	ヒドロ谷			林
384-010	無	無	無	無	A	0.81	無	柳谷村	柳井川	稲村	3	集会所	林
384-011	無	無	無	無	A	1.33	概成	柳谷村	西谷	伊予地	5		県,町
384-012	有	無	無	無	A	3.97	一部概成	柳谷村	中津	野々	5	集会所	町

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
384-013	有	無	無	無	A	0.5	一部概成	柳谷村	西谷	猪伏	6	集会所	町
384-014	有	無	無	無	A	4.59	未成	柳谷村	西谷	サンコ谷	7		国,林
384-015	有	無	無	無	C	0.14	無	柳谷村	西谷	名荷	6		町
384-016	有	無	無	無	A	1.87	無	柳谷村	西谷	菅行	8		県
384-017	無	無	無	無	C	0.18	無	柳谷村	西谷	畑井	5		県
384-018	無	無	無	無	C	0.04	無	柳谷村	西谷	古味	3		県
384-019	無	無	無	無	A	1.22	無	柳谷村	西谷	大成	4		国
384-020	有	無	無	無	B	7.11	一部概成	柳谷村	西谷	ミミキレ谷			町
384-021	有	無	無	無	A	1.31	一部概成	柳谷村	西谷	猪伏	6	集会所	町
384-022	有	有	無	有	B	11.67	一部概成	柳谷村	奈良藪				林
384-023	有	無	無	無	B	9.36	概成	柳谷村	西谷	セナ谷			国
384-024	有	無	無	有	B	4.86	一部概成	柳谷村	西谷	ハイノ谷			林
384-025	有	無	無	有	B	4.16	概成	柳谷村	柳井川				県,林
384-026	有	無	無	無	C	0.06	一部概成	柳谷村	柳井川		8		
386-001	有	無	無	無	B	0.04	概成	柳谷村	中津				町,林
386-002	有	無	無	無	B	0.18	概成	久万町	菅生	中野村	7		県
386-003	無	無	無	無	A	0.3	一部概成	柳谷村	西谷		5		町,林
386-004	有	無	無	無	A	0.1	概成	久万町	露峰		24		町
386-005	有	無	無	無	B	0.58	概成	柳谷村	柳井川		1		林
386-006	有	無	無	無	A	0.96	一部概成	久万町	直瀬		212		
386-007	有	無	無	無	A	0.33	未成	久万町	直瀬		212		
386-008	有	無	無	無	A	0.26	未成	久万町	直瀬		212		
386-009	有	無	無	無	A	0.31	未成	久万町	直瀬		212		
386-010	有	無	無	無	A	0.72	未成	久万町	直瀬		212		
386-011	有	無	無	無	A	0.23	概成	柳谷村	柳井川		5		
386-012	有	無	無	無	A	0.43	概成	面河村	渋草		11		町
386-013	有	無	無	無	C	0.23	概成	面河村	大成				町
386-014	有	無	無	無	B	0.11	未成	久万町	東明神		101		
386-015	有	無	無	無	A	0.52	未成	久万町	東明神		150		
386-016	有	無	無	無	C	0.23	概成	久万町	二名		5		町
386-018	有	無	無	無	C	0.23	概成	柳谷村	西谷	平サコ			林
386-019	有	無	無	無	A	2.86	未成	久万町	東明神	本組	5		林
386-020	有	無	無	有	C	0.22	一部概成	柳谷村	中津	田城	2		林
386-021	有	無	無	無	C	0.36	無	久万町	露峰	ヒキチウ子			林
386-022	有	無	無	無	B	0.54	一部概成	面河村	前組		3		町
386-023	無	無	無	無	B	0.41	無	面河村	渋草		8	集会所	県
386-024	有	無	無	無	B	1.62	未成	美川村	大川		23	集会所	県
386-025	有	無	無	無	A	2.13	未成	柳谷村	西谷		30		県,林
386-026	無	無	無	無	B	0.94	無	久万町	菅生	横谷			県
386-027	有	無	無	無	B	1.84	無	面河村	河の子		15		県
386-028	有	無	無	無	A	0.78	未成	柳谷村	西谷		5		国,林
386-029	有	無	無	無	A	0.36	無	久万町	二名		7		県,林
386-030	有	無	無	無	A	1.51	概成	久万町	西明神		70		国,県,町,林
386-031	有	無	無	有	A	1.67	未成	柳谷村	西谷	高野	20		町,林
386-032	有	無	無	無	B	2.05	未成	柳谷村	中津				町,林
386-033	無	無	無	無	C	0.35	一部概成	柳谷村	西谷	古味			国,林
386-034	有	無	無	無	C	0.02	一部概成	柳谷村	柳井川	鉢	3		国

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等		
								旧町村	大字	字	人家戸数	公共施設 (道路除)	道路
386-035	有	無	無	無	B	1.13	概成	柳谷村	西谷				林
386-036	有	無	無	無	C	2.6	一部概成	面河村	中組		5		県
386-037	有	無	無	無	B	1.3	未成	面河村	大川				県
386-038	有	無	無	無	B	0.77	未成	久万町	二名				県
386-039	有	無	無	無	C	0.6	未成	久万町	直瀬				県, 町, 林
386-040	有	無	無	有	A	6.9	未成	久万町	上畑野川		25		県, 林
386-041	無	無	無	無	A	0.25	無	久万町	直瀬		20		町, 林
386-042	有	有	無	無	B	1.31	概成	久万町	露峰	ヒキチウ子			町
386-044	有	無	無	無	A	2.37	未着手	久万町	二名		9		県, 町, 林
386-046	有	無	有	無	B	0.01	未着手	久万町	二名		12		県, 林

### 資料2-7 重点ため池一覧

番号	地区名	名称	容量 (千m <sup>3</sup> )	堰堤型式	所在地	備考
1	久万	久万池	18.0	均一型	久万1632	
2	下畑野川	寺ノ上池	8.0	傾斜コア型	下畑野川甲771-2	
3	上畑野川	土段池	10.5	傾斜コア型	上畑野川甲30-1	
4	上野尻	馬頭池	46.0	均一型	上野尻甲822-1	
5	上野尻	野尻池	26.0	均一型	上野尻乙343	
6	東古味	成池	6.0	傾斜コア型	東川384-2	

### 3. 消防・水防関係

#### 資料3-1 地区別消防水利の現況

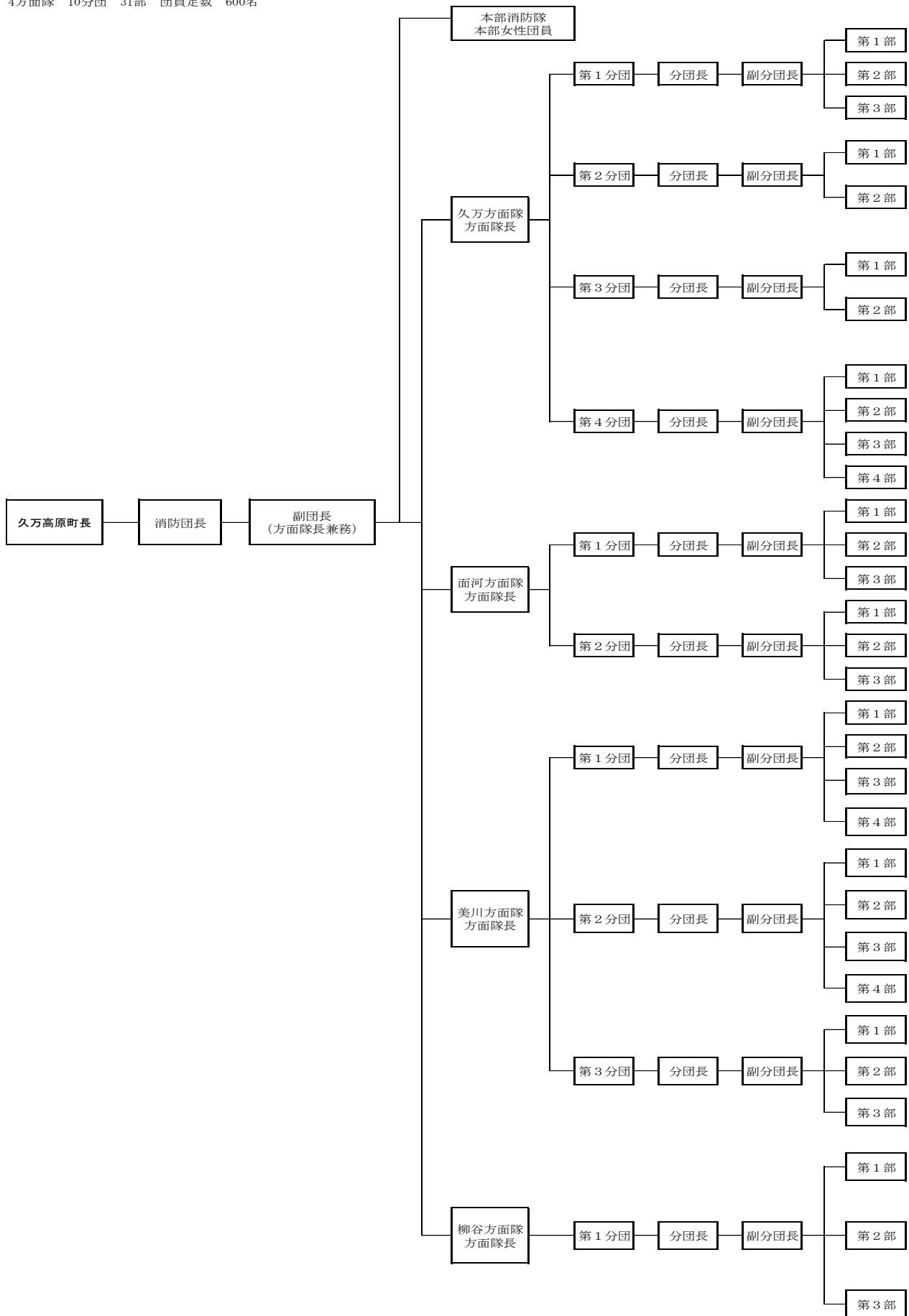
令和3年3月31日現在

旧町村名	地名	消火栓	防火水槽		貯留水利	流動水利	プール	計
		A級	A級	(うち耐震型)	A級	A級		
久万	東明神	45	4	( 1 )	2	11	1	63
	西明神	9	3	( 2 )		2		14
	入野	30	9	( 2 )				39
	久万	62	12	( 1 )		2		76
	菅生	41	12	( 2 )		1	1	55
	上野尻	31	8	( 3 )	1		2	42
	下野尻	7	1	( 1 )		1		9
	上畑野川	32	3	( 2 )	1	8	1	45
	下畑野川	41	6	( 4 )	1	4		52
	直瀬	58	7	( 5 )		15	1	81
	露峰	36	3	( 3 )	1	6	1	47
	父野川	3	1	( 1 )		3		7
	二名	54	4	( 4 )		13	1	72
計		449	73	( 31 )	6	66	8	602
面河	本組	5	5	( 1 )				10
	相ノ峰		2	( 1 )				2
	前組		4		2	1		7
	渋草		8	( 4 )			1	9
	笠方		1		2	4		7
	大成		2	( 1 )				2
	中組		9	( 5 )			1	10
	相ノ木	3	1					4
	若山		5	( 5 )		1		6
	河の子							0
計		8	37	( 17 )	4	6	2	57
美川	大川		1	( 1 )		3	1	5
	有枝		1			1		2
	上黒岩	14				1	1	16
	中黒岩							0
	日野浦		5	( 2 )		1		6
	仕出					1		1
	七鳥	45	1	( 1 )				46
	東川	65	3	( 1 )				68
	黒藤川		3	( 1 )		1		4
	沢渡		1	( 1 )				1
計		124	15	( 7 )	0	8	2	149
柳谷	柳井川	25				1	2	28
	西谷	3	3	( 3 )	1	7	1	15
	中津		3	( 3 )	1	2	1	7
計		28	6	( 6 )	2	10	4	50
合計		609	131	( 61 )	12	90	16	858

# 資料 3-2 久万高原町消防団組織図

消防団編成

4方面隊 10分団 31部 団員定数 600名



資料3-3 久万高原町消防団各方面隊別出動範囲

	分団	管轄	出動範囲	
本部	本部消防隊	昼間：全域 夜間：後方支援	全域	
久万方面隊	第1分団	東明神	第1分団・第2分団管轄内	
		西明神		
		入野		
		久万 住安・本町・辻		
		菅生 槻之沢・北村・高野・東国（一部）		
	第2分団	久万 桂町・福井・曙・緑ヶ丘・旭ヶ丘		
		菅生 中組・中通・東国（一部）・中野村・槇谷		
		上野尻		
		下野尻		
	第3分団	上畑野川		第3分団管轄内 面河地区前組（第2部）
		下畑野川		
		直瀬		
第4分団	露峰	第4分団管轄内		
	父野川			
	二名			
面河方面隊	第1分団	渋草	方面隊管轄内	
		笠方		
		前組		
		相の峰		
		大成		
	第2分団	本組		
		中組		
		若山		
		河の子 相の木		
美川方面隊	第1分団	上黒岩	第1分団管轄内	
		有枝		
		中黒岩		
		大川		
		沢渡		
	第2分団	七鳥	第2分団管轄内	
		仕出		
		東川		
	第3分団	日野浦	第3分団管轄内	
		黒藤川		
柳谷方面隊	第1分団	柳井川	方面隊管轄内	
		西谷		
		中津		

### 資料 3-4 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

#### 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地市町長の要請に基づいて出動する応援市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領(誘導員配置)場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町長の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。



(経費の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附則

(施工期日)

1 この協定は、平成17年11月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

伊予消防等事務組合長	中村 佑
大洲地区広域消防事務組合長	大森 隆雄
大洲市長	大森 隆雄
伊予市長	中村 佑
砥部町長	中村 剛志
内子町長	河内 紘一
久万高原町長	玉水 寿清

## 資料 3 - 5 中予地区広域消防相互応援協定書

### 中予地区広域消防相互応援協定

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく消防の相互の応援（以下「消防相互応援」という。）に関して、次のように協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害（法第1条に規定する災害であって協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。）の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「被災協定市町等」という。）の被害を最小限に抑えることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）応援隊 消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。
- （2）応援活動 応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、又は資機材を調達して被災協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。
- （3）普通応援（火災） 隣接する協定市町等が、災害のうち、本協定に基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。
- （4）普通応援（災害） 隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。
- （5）特別応援（要請） 協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前2号に規定する応援以外の応援（はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。）を必要とする場合で、応援協定市町等が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。
- （6）特別応援（自動） 協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

#### （応援の要請）

第3条 普通応援（火災）及び特別応援（要請）の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の種別及び概況
- （2）災害発生の場所
- （3）応援を要請する応援活動の種類及び数
- （4）集結（誘導員配置）場所
- （5）その他必要事項

#### （応援活動の実施）

第4条 応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。

- （1）普通応援（火災）及び普通応援（災害）については、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援活動を増強する。
  - （2）特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。
- 2 応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。
- （1）応援隊の長
  - （2）応援活動の規模
  - （3）出発時刻及び到着予定時刻

#### （応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

#### （報告）

第6条 応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報

告するものとする。

2 応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援協定市町等が負担する経費

ア 出動した人員の手当及び旅費

イ 車両及び資機材の燃料費（現地における補給燃料を除く。）

ウ 車両及び資機材の修理費

エ 出動した人員の公務災害補償費

オ 災害発生地への出動又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 被災協定市町等が負担する経費

ア 現地における車両及び機械器具の燃料費

イ 現地における宿泊費

ウ 要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費

エ 出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費（出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。）

(3) 前2号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各1通を保管する。

3 中予地区広域消防相互応援協定書（平成2年8月1日締結）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

平成31年3月29日

記入押印〔略〕

## 資料 3 - 6 西部四国山地消防相互応援協定書

### 西部四国山地消防相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定書は、消防組織法第 2 1 条に規定する消防の相互応援協定について必要な事項を定めるものとする。

(協定市町等の範囲)

第 2 条 この協定は、西部四国山地に所在する市町及び一部事務組合（以下「協定市町等」という。）をもって締結する。

ただし、一部事務組合については、協定市町の範囲内に所在する署所に限定する。

(相互応援)

第 3 条 協定市町等は、協定市町いずれかの市町の区域内に火災又は災害が発生した場合には、相互に応援するものとする。

(応援の種類)

第 4 条 応援は特別応援と普通応援とする。

(1) 特別応援とは、特に応援を必要とする場合に受援地市町長、又は消防機関の長の要請若しくは命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援とは、近隣市町が協定市町の区域内の火災を何らかの方法で認知又は覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

(応援消防力)

第 5 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊の属する市町等が有する消防力の三分の一以内を限度とする。

ただし、協定市町長若しくは消防機関の長は火災又は災害の規模等により、特にその市町等の消防体制上支障のない場合は応援しようとする協定市町の火災又は災害の鎮圧に必要な応援隊を出動させることができる。

(出動の方法)

第 6 条 応援隊の出動は、受援地市町長若しくは消防機関の長から応援の要請があった場合、応援地市町長又は消防機関の長が認定してこれを決定するほか、特に受援地市町長又は消防機関の長の要請がない場合においても応援地市町長又は消防機関の長が応援を必要と認めるときはこれを決定する。

ただし、普通応援の場合で別命なく応援した場合は、受援地市町長又は消防機関の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請の手続)

第 7 条 受援地市町長若しくは消防機関の長が応援を要請しようとするときは、とりあえず電話又はその他の方法で要請し、事後すみやかに書面（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

ただし、普通応援の場合はこの限りでない。

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行なうことができる。

(報告)

第 9 条 応援隊の長は、現場到着、ひきあげ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第 10 条 応援に要した費用は次によるものとする。

- (1) 応援に際し、応援隊が重大な事故のため機械器具の破損による修理費若しくは建造物等の施設に対する補修費又は隊員及び一般の死傷による療養扶助等については、双方市町長及び一部事務組合長（以下「当事者」という。）が互譲の精神をもって協議決定するものとする。
- なお、療養扶助費等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)及び地方公務員災害補償法(昭和 42 年 8 月 1 日法律第 121 号)を基本として協議するものとする。
- (2) 特に例外的な場合を除き燃料、出動手当、被服の損料等は、すべて応援地市町等の負担とする。
- ただし、特殊な消火薬剤を使用した場合は、受援地市町等の負担とする。
- (3) 受援地市町は、消防活動の状況に応じ、応援隊員についての給食の考慮を払うものとする。
- (必要事項についての協議)

第 1 1 条 この協定に規定した事項以外のことについて必要な事項は当事者間において、その都度協議決定するものとする。

(運用の協議)

第 1 2 条 この協定による相互応援活動のため、協定市町等は適宜その消防力或いは、消防体制等について情報を交換するとともに応援活動に要する消防力の運用等については、協定市町等において協議するものとする。

(効力の発生)

第 1 3 条 この協定は昭和 4 5 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

第 1 4 条 この協定を証するため、協定市町長及び一部事務組合長は記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

昭和 4 5 年 9 月 1 日  
 昭和 5 0 年 1 1 月 2 7 日一部改正  
 昭和 6 0 年 1 1 月 1 2 日一部改正  
 平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日一部改正  
 (市町村合併による)

西	予	市	長	三	好	幹	二
鬼	北	町	長	松	浦	甚	一
久	万	高	原	玉	水	寿	清
津	野	町	長	明	神	健	夫
四	万	十	町	前	田	哲	生
梶	原	町	長	中	越	武	義
中	土	佐	町	池	田	洋	光
仁	淀	川	町	藤	崎	富	士
高	幡	消	防	笹	岡	豊	徳
高	吾	北	広				
消	防	本	部	藤	崎	富	士
							登

## 資料3-7 愛媛県消防広域相互応援協定

### 愛媛県消防広域相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援（消防団に関する事項を除く。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- （2）第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの
- （3）その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要に応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- （1）応援隊の長（職・氏名）
- （2）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- （3）応援隊の出動場所
- （4）応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- （5）その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月1日

記名押印〔略〕

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別			
災害の発生日時	平成	年	月 日 時 分
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の到着(予定)日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長(職・氏名)			
応援隊の人員、車両及び 資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
時 分	k m		
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			



## 資料3-8 愛媛県消防団広域相互応援協定

### 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

#### （協定等の運用）

第2条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第1段階 近隣市町の応援
  - ア 別に市町間で定める協定等
  - イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣
- (2) 第2段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
  - ア 別に各ブロック内で定める協定等
  - イ 第4条に定める応援隊の派遣
- (3) 第3段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
  - ア 第4条に定める応援隊の派遣

#### （応援・受援の要件及び対象）

第3条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
  - (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
  - (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。
- 2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
  - (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
  - (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
  - (4) その他応援を要する特殊な災害事故

#### （応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
  - (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
  - (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。
- 2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

#### （応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

#### （応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援側の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月1日

記名押印[略]

(別記様式1)

第 号  
年 月 日

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

## 応援出動要請書

応援側の長

\_\_\_\_\_  
殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の实情に応じて必要とされる業務  
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

第 号  
年 月 日

応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿  
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請                      2 その他（                      ）
覚知日時	年      月      日      時      分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（                      ）以下      人
機械器具等の種類及び数量	
出発日時	年      月      日      時      分
現地到着予定日時	年      月      日      時      分
現地引揚予定日時	年      月      日      時      分
帰着予定日時	年      月      日      時      分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）：  ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

### 資料 3-9 高幡消防組合と久万高原町消防相互応援協定書

#### 高幡消防組合と久万高原町消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他災害に関し、消防相互の応援により、「高知県」高幡消防組合（以下甲という。）及び「愛媛県」久万高原町（乙という。）が消防力を最も有効に活用し、隣接する被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期すことを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により出動する消防隊は、甲及び乙に属する消防署、支署、分署、出張所とする。

(応援の種別)

第3条 消防相互応援は、普通応援と特別応援とする。

(1) 普通応援とは、甲を組織する地方公共団体及び乙のいずれかの隣接した区域内で発生した火災又はその他の災害を非被災地側の消防機関がなんらかの情報で覚知したときは、非被災地の要請によらないで応援出動するものをいう。

(2) 特別応援とは、甲を組織する地方公共団体及び乙のいずれかの区域内に火災又はその他の災害が発生し、被災地の消防力では第1条の目的を完遂することができず、消防力の応援を特に必要とする場合に被災地の消防長又は消防署長の要請に基づき応援するものをいう。

(応援部隊の派遣)

第4条 普通応援の消防隊は、非被災地の消防長が災害の種別、規模等の状況等を判断し決定する。

2 特別応援の消防隊数は、災害の状況により被災地の消防長又は消防署長が要請した消防隊数に基づき、非被災地の消防長又は消防署長が判断し決定する。

ただし、状況により応援隊を減じ、又は派遣しないことができる。

(要請と報告)

第5条 特別応援の要請は、被災地の消防長又は消防署長が消防本部、消防署（支署、分署、出張所）間の通信により、次の事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 必要とする人員、車両、機械器具等の数
- (3) 災害場所及び応援隊集結場所
- (4) その他必要な事項

2 特別応援の要請を受けた非被災地の消防長又は消防署長は、応援部隊を派遣するときは、消防本部・消防署（支署、分署、出張所）間の通信により被災地の消防長又は消防署長に対し、応援のため出動する消防隊の数、出動時期等を、派遣できないときはその理由をすみやかに通知するものとする。

(応援部隊の指揮)

第6条 応援出動部隊は、すべて被災地の消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要する経費、損害負担)

第7条 この応援に基づき応援した場合に使用した燃料及びその他の諸経費並びに隊員の事故（出動から災害現場までの交通事故を含む。）の補償及び機械器具等の破損に伴う修繕費は、普通応援の場合は、応援側の負担とし、特別応援の場合は、次の各号による。

- (1) 燃料及びその他の諸経費並びに機械器具の小破損の修繕費は、応援側の負担とする。  
ただし、特別の事情があるときは、関係者が協議して負担方法を定めるものとする。
- (2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する保証は、受援側の負担とする。
- (3) 長時間にわたる応援により、食料及び燃料補給に必要が生じたときは、その経費は受援側の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る損害補償並びに機械器具の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。

ただし、応援側の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(連絡会議)

第8条 甲及び乙は、協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じその都度連絡会を開催するものとする。

(協議連絡事項)

第9条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関する事。
- (2) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (3) 医療機関の情報交換に関する事。
- (4) 協定書等の事実上の疑義に関する事。
- (5) 消防資機材の開発、改良、研究資料の交換に関する事。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協議又は覚書により決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定書の有効期限は、施行の日から平成22年5月31日までの1年とし期間満了の場合において甲及び乙に異議のないときは、自動的に更新する。

2 この協定を証するため協定書2通を作成し記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定書は、平成21年6月1日から施行する。

平成21年6月1日

甲 高幡消防組合  
組合長 笹 岡 豊 徳

乙 久万高原町  
町 長 高 野 宗 城

## 資料3-10 広域消防相互応援協定書

### 広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、久万高原町、いの町、仁淀消防組合（以下「協定町等」という。）の各町及び組合は、広域消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定町等の区域内における大規模火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）で、応援活動を必要とする災害の発生に備え、協定町等の協力体制を確立し、その予防及び鎮圧に万全を期する事を目的とする。

（応援の種別）

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

（1）普通応援 協定町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地町の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

（2）特別応援 協定町等の区域内に災害が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第3条 前条第2号の応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援町等の長（以下「応援側の長」という。）に対し行うものとする。

（1）災害の種別及び状況

（2）災害の発生日時及び場所

（3）応援隊の人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量

（4）応援隊到着（誘導員）配置場所

（5）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該町等の区域内の警備に支障の無い範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援側の長に通報するものとする。

（1）応援隊の長

（2）応援隊の人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量

（3）出発時刻及び到着予定時刻

3 応援側の長は、応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第5条 受援側の消防長及び消防団長は、到着場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、法第24条の6の規定に基づき、受援側の災害現場最高責任者が応援隊の長を通じてこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を受援側の災害現場最高責任者に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、次のとおりとする。

（1）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は応援側の負担とする。

（2）機械器具の大破損の修理、応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については当事者間において協議の上決定する。

（3）前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

（資料の交換）

第9条 協定町等は、協定の実施を円滑かつ適正にするための必要な資料を相互に交換するものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施に必要な事項は、協定町等の消防長、及び消防団長が協議の上定める。

（疑義の協議）

第11条 この協定の定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、協定町等が協議して決定するものとする。

附 則

（効力の発生）

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

（協定の廃止）

2 広域消防相互応援協定（平成17年9月1日付け締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、協定町等において記名押印の上各1通を保管する。

平成18年 4月 1日

久万高原町長 玉 水 寿 清  
いの町長 塩 田 始  
仁淀消防組合長 塩 田 始



4. 情報収集及び広報関係

資料4-1 災害・避難報告等受信表（町対策本部）

(1枚目)事務局控え

受信者	システム責任者	危機管理職員	事務局長	副本部長	副本部長	本部長	対応する部名	システム入力者	システム整理番号

災害・避難報告等 **受信表**（本部・久万支部事務局用）

受信日時	年 月 日 ( ) 時 分		
件名	※全て聞き取り後に記入【記入例】久万高原町久万 床下浸水、町道〇〇線 法面崩壊		
通報者	氏名	電話番号	- -
	住所	<input type="checkbox"/> 久万高原町 番地 <input type="checkbox"/> 町外 ( )	
発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 頃		
場所	※具体的な場所や目標物が分かれば聞き取ってください。		※住宅地図添付 3部コピー
	久万高原町 (自治会名: )	ゼンリン住宅地図 P.	
受信内容	被害要請内容	今後の対応方針の検討資料となります。規模・原因・負傷者等の有無を聞き取ってください。被害があった場所周辺の住民の避難状況を確認の上、『避難状況』に記入してください。	
	避難状況	施設名	世帯・名
		施設の状況・避難者の状況を聞き取ってください。	
県に報告	※受信者・危機管理室職員が記入 <input type="checkbox"/> 報告しない(軽微なもの) <input type="checkbox"/> 報告する(重要度 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小)		
※県への報告と重要度チェックのルール 大 緊急に対応が求められる事項(人的被害、孤立情報など) 中 重大な被害地域での個々の被害情報。または人命に影響はないが対処を要する要請(物資要請、帰宅者困難、観光客への対処) 小 上記以外の情報 上記以外の県に報告しない事象 → 報告しない(軽微なもの)			

資料4-2 災害情報報告様式 (県への報告)

様式 1

災 害 発 生 報 告

久 万 高 原 町  
 受信時刻 \_\_\_\_\_  
 月 日 時 分  
 発 信 者 \_\_\_\_\_  
 受 信 者 \_\_\_\_\_

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5 災 害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世帯数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他
(3) 消防機関の活動状況		ア 出動人員 消防機関_____名、消防団員_____名、計_____名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)				

発信機関				区 分			被害	区 分			被害		
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	ha		34	公共文教施設	千円			
号(月日時現在)					田	(2) 冠 水		ha	35	農林水産業施設		千円	
報告者名				12	(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円			
受領者名					畑	(2) 冠 水		ha	37	その他の公共施設		千円	
区 分			被害	13	文教施設	箇所		38	小 計	千円			
人的被害	1	死 者	人	そ の 他	14	病 院	箇所		39	公共施設被害市町村数	団体		
	2	行方不明者	人		15	道 路	箇所		そ の 他	40	農産被害	千円	
	3	負傷者	(1) 重傷		人	16	橋りょう			箇所	41	林産被害	千円
(2) 軽傷			人	17	河 川	箇所	42	畜産被害	千円				
住 家 被 害	4 全 壊		棟	そ の 他	18	港 湾	箇所		43	水産被害	千円		
			世帯		19	砂 防	箇所		44	商工被害	千円		
			人		20	清掃施設	箇所						
	5 半 壊		棟		21	崖くずれ	箇所						
			世帯		22	鉄道不通	箇所		45	その他	千円		
			人		23	被害船舶	隻		46	被害総額	千円		
	6 一 部 破 損		棟		24	水 道	戸		人的被害者の住所氏名等				
			世帯		25	電 話	回線						
人			26	電 気	戸								
7 床 上 浸 水		棟	27	ガ ス	戸								
		世帯	28	ブロック塀等	箇所	今後の見とおし							
		人											
8 床 下 浸 水		棟	29	り災世帯数	世帯	消防機関の活動状況							
		世帯	30	り災者数	人								
		人	31	建 物	件								
非 住 家	9 公 共 建 物		棟	火 災 発 生	32	危 険 物	件						
	10 そ の 他		棟		33	そ の 他	件						

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消 防 吏 員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不通道路橋りょう名			

区分		符号	被害量	被害額(千円)	備考	
一	人的被害	死者	1	人		
		行方不明者	2	人		
		負傷者	重傷	3	人	
			軽傷	4	人	
			小計	5	人	
	住家被害	全壊	棟数	6	棟	
			世帯	7	世帯	
			人員	8	人	
		半壊	棟数	9	棟	
			世帯	10	世帯	
			人員	11	人	
		一部破損	棟数	12	棟	
			世帯	13	世帯	
			人員	14	人	
		床上浸水	棟数	15	棟	
			世帯	16	世帯	
			人員	17	人	
		床下浸水	棟数	18	棟	
	世帯		19	世帯		
	人員		20	人		
非住家世帯	全壊及び半壊	21	棟			
り災世帯	り災世帯	22	世帯			
	り災者	23	人			
被害	県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所	
			その他の行政財産	25	箇所	
			普通財産	26	箇所	
			県立大学	27	箇所	
			その他	28	箇所	
			小計	29	箇所	
	市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所	
			その他の行政財産	31	箇所	
			普通財産	32	箇所	
			県立大学	33	箇所	
その他			34	箇所		
小計	35	箇所				

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
厚 生 関 係 被 害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所	
		身障更生保護施設	37	箇所	
		老人福祉施設	38	箇所	
		児童福祉施設	39	箇所	
		婦人保護施設	40	箇所	
		その他	41	箇所	
		小計	42	箇所	
	医療施設	伝染病棟	43	棟	
		伝染病舎	44	棟	
		公的病院	45	箇所	
		私的病院	46	箇所	
		その他	47	箇所	
		小計	48		
	環境衛生施設	水道施設	49	箇所	
		下水道施設	50	箇所	
		清掃施設	51	箇所	
		その他	52	箇所	
		小計	53	箇所	
	計	54			
商 工 労 働 関 係 被 害	中小企業	建物（住宅部分除く）	55	棟	
		機械設備	56	箇所	
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所	
		その他	58	箇所	
		小計	59		
	鉱工業	建物	60	箇所	
		機械設備	61	箇所	
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所	
		その他	63	箇所	
		小計	64	箇所	
	観光施設	ホテル・旅館	65	箇所	
		観光施設	66	箇所	
		その他	67	箇所	
		小計	68	箇所	
	計	69			

		区 分	符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農	施	共同 利用施設	畜産関係	70	箇所		
			蚕糸関係	71	箇所		
			園芸関係	72	箇所		
			入植関係	73	箇所		
			その他	74	箇所		
			小 計	75	箇所		
	設	非協 同利用施設	畜産関係	76	箇所		
			蚕糸関係	77	箇所		
			園芸関係	78	箇所		
			入植関係	79	箇所		
			その他	80	箇所		
小 計			81	箇所			
関	牧野地		82	ha			
	牧野施設		83				
	果樹、桑樹、茶樹、の樹体被害		84	ha			
係	地方公 共団体等 の施設	畜産関係	85	箇所			
		蚕糸関係	86	箇所			
		園芸関係	87	箇所			
		入植関係	88	箇所			
		その他	89	箇所			
		小 計	90	箇所			
計			91				
被	農 畜 産 物 等	農畜 産物 関係	水 陸 稲	92	ha t		
			麦 類	93	ha t		
			野 菜	94	ha t		
			果 物	95	ha t		
			園 芸 作 物	96	ha t		
			茶	97	ha t		
			桑	98	ha t		
			飼 料 作 物	99	ha t		
			そ の 他	100	ha t		
			小 計	101	ha t		

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農	農畜産物等	家畜等	家 畜	102			
			畜 産 物	103			
			繭	104			
			そ の 他	105			
			小 計	106			
		貯蔵物、加工品	107				
	計			108	箇所		
	林	水産関係	漁 港	109	隻		
			漁 船	110	件		
			船 具	111	箇所		
			共 同 利 用 施 設	112	箇所		
			非 共 同 利 用 施 設	113	箇所		
			養 殖 施 設	114	箇所		
			養 殖 物	115			
漁協(連合会)在庫物			116				
そ の 他			117				
計			118				
被	耕地	農 田	流 失 埋 没	119	ha		
			冠 水	120	ha		
			小 計	121	ha		
		地 畑	流 失 埋 没	122	ha		
			冠 水	123	ha		
			小 計	124	ha		
	農業関係施設	た め 池	125	箇所			
		頭 首 工	126	箇所			
		水 路	127	箇所			
		堤 と う	128	箇所			
		道 路	129	箇所			
		橋 り よ う	130	箇所			
		揚 水 機	131	箇所			
そ の 他		132	箇所				
小 計		133	箇所				
計			134				



		区 分	符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊		135	ha	
		林 道	道 路	136	箇所	
			橋 架	137	箇所	
			小 計	138	m <sup>2</sup>	
		林 産 物	木 材	139	m <sup>2</sup>	
			立 木	140	ha	
			木 炭	141	kg	
			薪	142	kg	
			そ の 他	143		
			小 計	144		
		一 般 林 道 施 設		145	箇所	
		木 炭 施 設		146	箇所	
		そ の 他		147		
		計		148		
		合 計		149		
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	県 工 事	河 川	150	箇所	
			砂 防	151	箇所	
			道 路	152	箇所	
			橋 り ょ う	153	箇所	
			港 湾	154	箇所	
			漁 港	155	箇所	
			小 計	156	箇所	
	工 事	市 町 村 工 事	河 川	157	箇所	
			砂 防	158	箇所	
			道 路	159	箇所	
			橋 り ょ う	160	箇所	
			港 湾	161	箇所	
			漁 港	162	箇所	
			小 計	163	箇所	
	単 独 工 事	県 工 事	河 川	164	箇所	
			砂 防	165	箇所	
			道 路	166	箇所	

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
土木関係被害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一 般 都 市 施 設		171	箇所		
	そ の 他		172	箇所		
	計		173	箇所		
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180	箇所		
		そ の 他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文 化 財 関 係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県 指 定 文 化 財	185	件		
		史 跡 名 勝	186	箇所		
		天 然 記 念 物	187	箇所		
		小 計	188			
	計		189			
	総 合 計			190		

資料4-3 災害の被害認定基準

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上、70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度をいう。または全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度ものを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び町道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	町道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震または火山噴火の場合のみとすること
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する町長が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 資料4-4 久万高原町における災害対応措置に関する協定（愛媛森林管理署）

### 久万高原町における災害対応措置に関する協定

愛媛森林管理署（以下「甲」という。）と久万高原町（以下「乙」という。）は、地震、大雨、台風等の自然現象により、久万高原町に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害対応措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、久万高原町の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う被災状況の情報の収集等について、甲が所有する無人航空機（以下「ドローン」という。）等による応急的な支援について定める。

（支援活動）

第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する支援活動を行う。

- (1) ドローンの空撮その他の手法による被災状況の確認
- (2) 撮影データその他の収集情報に基づく被災範囲、原因の推定
- (3) 災害対策の提案
- (4) 被災地域における緊急連絡支援
- (5) その他

（支援活動に対する乙の対応）

第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

（支援活動の要請）

第4条 甲への支援活動の要請については、乙が電話、書面等により行う。ただし、緊急を要する場合はこれに限らない。

2 甲、乙は、前項の支援活動の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ行う。

（支援活動の実施）

第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。

2 甲は、第2条に定める支援活動を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。

3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

（報告）

第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

（費用）

第7条 支援活動に要する費用については、甲が負担するものとする。

（広報）

第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローンによる被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからも、それぞれ相手方に対して文書による意義の申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和元年7月2日

甲 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号  
愛媛森林管理署  
署長（署名 間島重道）  
乙 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町  
久万高原町長（署名 河野忠康）

## 5. 通信関係

### 資料5-1 災害時優先電話一覧表

#### 【久万地区】

担当課等	電話番号	名称	備考
総務課	0892-21-1117	総務課	
	0892-21-1118	〃	
	0892-21-3415	防災センター	
環境整備課	0892-21-0195	環境衛生センター	
住民課	0892-21-2166	久万斎場	
町立病院	0892-21-1119	町立病院	
	0892-21-1637	父二峰診療所	
ふるさと創生課	0892-21-3400	道の駅「天空の郷さんさん」	
	0892-41-0110	天体観測館	
教育委員会	0892-21-0869	明神幼稚園	ADSL(TEL兼)
	0892-21-1123	久万小学校	
	0892-21-1633	父二峰小学校	
	0892-31-0040	直瀬小学校	
	0892-41-0203	畑野川小学校	
	0892-21-2209	久万中学校	
	0892-21-0506	久万学校給食センター	
	0892-21-2808	海洋センター	
	0892-21-0785	明神分館	
	0892-21-2535	父野川分館	
消防本部・消防署	0892-21-2413	消防本部	
	0892-21-2415	〃	

#### 【面河地区】

担当課等	電話番号	名称	備考
総務課	0892-58-2111	面河支所	
	0892-58-2112	〃	
	0892-58-2113	〃	
町立病院	0892-58-2016	面河診療所	
ふるさと創生課	0892-58-2130	面河山岳博物館	
教育委員会	0892-58-2043	面河小学校	

#### 【美川地区】

担当課等	電話番号	名称	備考
総務課	0892-56-0214	美川支所	
	0892-56-0215	〃	
住民課	0892-56-0908	みかわクリニック	
久万高原町教育委員会	0892-56-0369	考古館	
	0892-56-0693	美川小学校	
	0892-57-0381	仕七川小学校	
	0892-56-0134	美川中学校	
	0892-56-0048	給食センター	
	0892-57-0382	東川健康増進センター	
消防署美川支署	0892-56-0303	消防署美川支署	

#### 【柳谷地区】

担当課等	電話番号	名称	備考
総務課	0892-54-2121	柳谷支所	
	0892-54-2122	〃	
	0892-54-2123	〃	
ふるさと創生課	0892-55-0057	姫鶴荘	
教育委員会	0892-54-2115	柳谷小学校	
	0892-54-2759	中津公民館	
	0892-54-2160	柳井川公民館	
	0892-55-0022	西谷公民館	

## 資料5-2 災害時非常無線通信の協力に関する協定（町アマチュア無線非常通信協力会）

### 災害時非常無線通信の協力に関する協定

久万高原町アマチュア無線非常通信協力会（以下「協力会」という）と久万高原町の間、次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合の非常通信について、久万高原町が協力会に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 久万高原町（以下「町長」という。）は、久万高原町内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合の災害情報及び伝達について協力会の協力を必要とするときは、協力会に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手続は、久万高原町総務課長（以下「災害対策本部事務局」という。）が担当する。ただし、状況により消防署長が担当することができる。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町災害対策本部長が指定する無線局の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の協力会の会員に人身事故が発生した場合の補償は、愛媛県市町事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定の例により補償される。

（報告）

第6条 協力会の会長（以下「会長」という。）は協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに別に定める様式により町長に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関して必要な事項は、町長と会長とが協議して定める。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成24年8月15日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ各1通保有する。

平成 24年 8月 15日

アマチュア無線非常通信協力会長

印

久万高原町長

印

## 資料5-3 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

### 災害に係る情報発信等に関する協定

久万高原町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、久万高原町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、久万高原町が久万高原町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ久万高原町の行政機能の低下を軽減させるため、久万高原町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、久万高原町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、久万高原町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、久万高原町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 久万高原町が、久万高原町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 久万高原町が、久万高原町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 久万高原町が、災害発生時の久万高原町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 久万高原町が、久万高原町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 久万高原町が、久万高原町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 久万高原町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、久万高原町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく久万高原町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われる



ものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、久万高原町から提供を受ける情報について、久万高原町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、久万高原町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、久万高原町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、久万高原町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和2年 7 月 6 日

久万高原町：愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

久万高原町長 河野 忠 康



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



## 6. 医療救護関係

### 資料6-1 町内医療機関一覧

#### 1 救護病院 ※病床数 20 以上

名称	所在地	電話番号		診療科目	病床数	医師・看護師・検査技師等			
		TEL	FAX			医師	看護師	検査技師	事務職
国民健康保険 久万高原町立病院	久万65番地 ※救急告示	21-1120		内科・外科・整形外科 小児科・眼科 歯科（休診） リハビリテーション科 心療内科・精神科	77	6	40	4	4
		21-1121							

#### 2 診療所等 ※病床数 19 以下

名称	所在地	電話番号		診療科目	病床数	医師・看護師・検査技師等			
		TEL	FAX			医師数	看護師数	検査技師	事務職
直瀬クリニック	直瀬甲2881-1	31-0011	同上	内科・外科・整形科 胃腸科		2	1		2
畑野川クリニック	下畑野川 甲370-2	41-0020							
国民健康保険 父二峰診療所	露峰415-2	21-1637	同上	内科・外科 小児科		5 (非常勤)	1		1
		同上							
医療法人社団マリナ会 西本医院	久万292-6	21-1135	同上	内科・外科耳鼻科 胃腸・整形肛門科	19	1	15	2	5
		21-1136							
国民健康保険 面河診療所	渋草2474	58-2016	同上	内科・ 小児科	9	1	1		1
		58-2051							
医療法人 みかわクリニック	上黒岩2920	56-0908	同上	内科・小児科 アレルギー科	19	1	常勤：4 パート：4		常勤：3 パート：1
		50-1650							
うつのみや内科	久万206-5	21-3353	同上	内科・循環器科 心療内科		1	5		3
		21-3352							
医療法人吉村内科	柳井川849-2	54-2050	同上	内科		1	2		2
		54-2065							

#### 3 歯科診療所

名称	所在地	電話番号		診療科目	医師・看護師・検査技師等				
		TEL	FAX		医師	歯科助手	衛生士	技師数	事務職
畑野川歯科診療所	下畑野川 甲370-2	41-0637	同上	歯科	2		1		2
		41-0056							
わたなべ歯科医院	久万154-1	21-0330	同上	歯科	1	2		1	1
高橋歯科医院	久万338-2	21-1182	同上	歯科	2	3	3		1
美川歯科診療所	上黒岩2294	56-0508	同上	歯科	1	1			1

※「事務職」には事務の他に受付・運転手を含む。

## 資料6-2 久万高原町の災害時医療救護活動に関する協定（一般社団法人上浮穴郡医師会）

### 久万高原町の災害時医療救護活動に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と一般社団法人上浮穴郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、久万高原町内において局地的かつ短時間に多数の傷病者（おおむね10人以上）が発生した場合、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- （1） 医療救護班の編成体制
- （2） 医師の活動指針
- （3） 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の編成）

第3条 医療救護班は医師、看護師及び補助者で構成し、乙において編成する。

2 班長は、乙の会員とし、乙の代表者が指名する。

3 班長は、必要により甲の救急救命士又は救急隊員若しくは甲の職員又は消防団員等の応援を求めることができる。

（医療救護活動）

第4条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、久万高原町地域防災計画等に基づき、乙に対し医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに第2条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第5条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすことができる。

（医療救護班の業務）

第6条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- （1） 傷病者の傷病の程度判定
- （2） 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- （3） 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4） 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- （5） 助産活動
- （6） 遺体の検案
- （7） 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第7条 医療救護班にかかる指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第8条 医療救護活動にかかる連絡調整は、甲、乙双方が緊密な連携のもと行うものとする。

（医薬品等）

第9条 医療救護活動に必要な医薬品、医薬材料等は、原則として乙が携行又は調達するものとする。ただし、乙から要請があった場合は、甲が行うものとする。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第12条 第4条第1項及び前条の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動等における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

(2) 医療救護班が携行又は調達した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

(3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(災害補償)

第13条 甲の要請を受諾したものが、医療救護活動に従事又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「久万高原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（平成16年条例第35号）を適用して災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 乙の会員等と傷病者の間に、甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、乙は、直ちに甲に連絡し、甲が適切な処置を講じるものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第15条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第16条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第17条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による意思表示がない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第18条 この協定を実施するための必要な事項については、実施細目で定める。

(協議)

第19条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙の二者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月21日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町  
町長 高野 宗城

乙 上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地  
一般社団法人 上浮穴郡医師会  
会長 豊田 茂樹

## 7. ライフライン関係

### 資料7-1 町簡易水道施設一覧

施設の名称	水源種別	ろ過方法	計画日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	配水管		配水池	
				口径 (mm)	延長 (m)	基数	容量 (m <sup>3</sup> )
久万簡易水道	表流水	急速ろ過 膜ろ過	2,387.0	250~50	48,035	7	2,093
畑野川簡易水道	表流水 湧水	緩速ろ過	486.0	150~50	30,250	6	1,094
直瀬簡易水道	表流水	膜ろ過	307.0	150~50	13,795	5	877
露峰簡易水道	表流水	緩速ろ過 膜ろ過	255.0	100~50	20,139	4	563
二名簡易水道	表流水	緩速ろ過	143.2	100~50	15,799	2	426
里成簡易水道	表流水	緩速ろ過	120.0	75~30	4,964	1	175
御三戸簡易水道	表流水	緩速ろ過	131.0	100~50	2,446	1	119
大川簡易水道	表流水	緩速ろ過	74.1	75~40	10,928	3	87
古味簡易水道	表流水	緩速ろ過	127.0	150~75	4,559	1	137
三和簡易水道	表流水	緩速ろ過	63.0	150~50	6,502	3	107
二箇簡易水道	表流水	緩速ろ過	35.0	150~50	9,556	2	57
黒藤川簡易水道	表流水	緩速ろ過	70.0	150~50	6,355	1	81
成河地区簡易水道	表流水	緩速ろ過	33.0	75~50	2,116	2	67
落出簡易水道	表流水	緩速ろ過	68.0	75~20	2,215	2	114
永野簡易水道	表流水	緩速ろ過	52.0	100~25	3,007	3	133

### 資料7-2 町指定水道業者一覧

久万高原町上下水道管工事協同組合加盟事業者及び町内に事務所を置く事業者

番号	名称	所在地	電話番号	従業員数	備考
1	田村水道店	久万1187-1	21-1014	2	組合加盟事業者
2	石丸設備	久万114-1	21-2908	2	組合加盟事業者
3	大崎設備	下畑野川甲1602-1	41-0612	1	組合加盟事業者
4	渡部電水工業(株)	東温市南方605番地	089-966-2020	10	組合加盟事業者
5	二宮水道	伊予市下吾川381	089-982-6740	1	組合加盟事業者
6	高木設備	東川35-1	57-0106	2	
7	高原設備	二名甲844-1	21-8070	1	
8	日野設備	下畑野川甲358-3	41-0101	1	
9	渡邊水道	下畑野川甲2102-5	41-0088	1	
10	久万電化センター(吉田)	仕出115	50-0530	1	

(久万高原町上下水道管工事協同組合 久万223-1 TEL 21-2268 FAX 21-2268)

## 8. 廃棄物等処理関係

### 資料8-1 町内環境衛生施設一覧

類 型	名 称	所 在 地	連絡先	備 考
ごみ処理場	環境衛生センター	露峰乙 3177	0892-21-0195	ごみ 15t/日 ※H25. 4. 1 から焼却を中止 し尿 25k1/日
し尿汲取り	久万清掃	入野 1227-1	0892-21-0251	町からの業務委託
	株式会社 みかわ	上黒岩 2923-1	0892-56-0211	
水道組合	上下水道管工事協同組合	久万 223-1	0892-21-2268	役場本庁職員駐車場横

### 資料8-2 町内建設業者一覧

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	備考
株式会社 久保建設	久万高原町二名甲 8 9 4 番地	21-8200	21-8456	
株式会社 沼田建設	久万高原町下畑野川甲 7 1 0 番地	41-0211	41-0246	
露口建設 株式会社	久万高原町東明神甲 3 6 9 番地の 2	21-0789	21-2356	
石丸建設 株式会社	久万高原町西明神 2 5 1 番地	21-0844	21-0279	
山岡建設 株式会社	久万高原町西明神 3 2 0 番地	21-1324	21-1349	
有限会社 山本建設	久万高原町久万 1 2 1 9 番地	21-0272	21-1225	
株式会社 大野土建	久万高原町久万 5 6 6 番地 1	21-0152	21-2456	
株式会社 高山建設	久万高原町上黒岩 2 7 7 6 番地	56-0031	56-0032	
株式会社 美川建設	久万高原町日野浦 8 3 6 番地	56-0314	56-0360	
株式会社 羽澤建設	久万高原町柳井川 8 1 7 7 番地	54-2653	54-2955	
株式会社 若山建設	久万高原町中組 3 3 0 2 番地	58-2214	58-2351	
株式会社 愛亀	松山市南江戸 2 丁目 6 6 0 番地 1	21-0348	21-0396	

## 資料 8-3 災害時における応急対策業務に関する協定（社）愛媛県建設業協会上浮穴支部

### 災害時における応急対策業務に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と、社団法人愛媛県建設業協会上浮穴支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の所管する業務について、甲が乙に対し、協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害発生時に、業務の応援が必要であると認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲の要請とが同時であった場合には、それらの要請の調整を行い、協力するものとする。

3 甲は、災害応急対策業務要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

（1） 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業

（2） 人員及び物資の緊急輸送等の協力

（3） 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（報告）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第 2 号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 乙の提供した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第 6 条 第 3 条の規定による業務に伴い、第三者に損害を及ぼした場合は、その処置について甲乙協議するものとする。

（補償）

第 7 条 第 2 条の規定に基づいて業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等を適用する。

（災害発生時の情報提供）

第 8 条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第 9 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部事務局長、乙においては乙の災害対策本部長とする。

（平時における情報提供）

第 10 条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

（1） 甲が乙に提供する業務は、久万高原町の区域における危険箇所等に関する情報とする。

（2） 乙が甲に提供する情報は、乙の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な建設資機材等に関する情報とする。

（防災訓練への参加等）

第 11 条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、久万高原町の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書によ

る終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月21日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212  
久万高原町  
町長 高野宗城

乙 上浮穴郡久万高原町久万276  
社団法人 愛媛県建設業協会 上浮穴支部  
支部長 久保陽生



## 9. 食料等の備蓄、調達関係

### 資料9-1 災害時における物資供給の応援に関する協定（四国コカ・コーラボトリング㈱）

#### 災害時における救援物資提供に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 久万高原町内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなどの万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年 9月 6日

甲 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長 玉水 寿 清  
乙 香川県高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
専務取締役営業本部長 大内 喬

## 資料9-2 災害時における物資供給の応援に関する協定（榎松山生協）

### 災害時における物資供給協力に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と 株式会社 松山生協（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資供給協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災住民の応急生活用物資等を速やかに確保するため、甲から乙に対して行う物資供給協力の要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に住民の生活用物資等の確保を図る必要が生じた時は、甲は乙に対して、出荷要請書（第1号様式）により乙の保有する生活用物資等の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、保有生活用物資等を優先的に供給するとともに、搬出に関し積極的に協力するものとし、物資を出荷した時は、速やかに甲に対し出荷確認書（第2号様式）を提出するものとする。

（運搬）

第4条 乙が出荷する物資の運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、甲は、乙に対して、運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の代金及び乙が運搬の協力を行った場合の当該協力に要した経費は、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（物資の価格等）

第6条 前条の規定により甲が負担すべき物資の価格等は、乙が提出する出荷確認書その他甲が指定する書類等に基づき、甲乙協議の上、災害発生時直前における適切な価格をもって決定するものとする。

（補償）

第7条 第4条の規定により乙が運搬に協力した場合において、運搬に従事した者が、運搬に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害がある状態になった時、又は乙が運搬に使用した車両等の機材若しくは物資等に損害が生じた時は、甲は次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。

（1） 運搬に従事した者の故意又は重大な過失による場合

（2） 当該損害につき、乙若しくは運搬に従事する者が締結した保険契約又は労働者災害補償保険法等により保険給付を受けることができる場合

（3） 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 前項の規定による、運搬に従事した者の死亡等による損害の補償については、愛媛県消防団員等公務災害等補償条例の例によるものとする。

（報告）

第8条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、（以下「協定期間」という。）協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改正する意思表示がないときは、協定期間が満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 4月 1日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長 玉 水 寿 清

乙 松山市三番町8丁目325番地1  
株式会社 松山生協  
代表取締役 三津山 恵 生

### 資料9-3 災害時における物資供給の応援に関する協定（生活協同組合コープえひめ）

#### 災害時等における物資供給協力に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、久万高原町内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有または調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、物資供給協力要請書（別紙1）によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 前条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第8条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金等の支払）

第9条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後速やかに支払うものとする。

（報告）

第10条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、乙内及び各事業所間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする

平成26年3月31日

甲 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長 高野 宗城

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号  
生活協同組合コープえひめ  
理事長 松本 等

## 資料 9-4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（県エルピーガス協会松山支部）

### 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部（以下「乙」という。）は、久万高原町において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な資材の供給を要請することができる。

2 前項の規定により要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

（1）避難所に対し必要なLPガスボンベの供給

（2）避難所に対し協会員が所有する炊き出し用資材の貸出し

（3）その他甲が必要とする支援業務で、乙が可能な支援協力

（応急対策資材の運搬）

第5条 資材の搬入場所については、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給したLPガスの対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。ただし、貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（様式3）により、この協定に係る災害時の担当者及び連絡先を速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して、1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年5月25日

甲 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町長 高野宗城

乙 愛媛県松山市三番町4丁目10番1  
社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部

支部長 佐伯和俊

# 10. 交通・輸送関係

## 資料10-1 町保有車両一覧表

令和4年2月末時点

管理課	車種	台数	備考	
総務課	中型バス	1	41人乗	
本庁	マイクロバス	2	29・25	
	普通乗用車	3	10人乗他	
	小型乗用車	4	5人乗他	
	普通貨物車	1	冷蔵車	
	軽乗用車	7	4人乗	
	軽貨物車	5		
	普通特殊	1	災害対策車他	
	面河支所	軽貨物車	1	
		軽乗用車	1	4人乗
	美川支所	普通貨物車	1	4tダンプ
		軽貨物車	1	
		軽乗用車	1	4人乗
	柳谷支所	軽乗用車	2	4人乗
		軽貨物車	1	軽トラック
保健福祉課	軽乗用車	5	4人乗	
保健センター	軽乗用車	2	4人乗	
	軽貨物車	2		
包括	軽乗用車	3	4人乗	
介護保険	軽乗用車	2	4人乗	
ささゆり荘	軽貨物車	1	軽トラ	
	軽乗用車	2	4人乗	
	普通乗用車	3	入居者移動用	
ふるさと創生課	軽乗用車	1	4人乗	
山岳博物館	軽貨物車	1	4人乗	
美術館	普通乗用車	1		
道の駅	普通貨物車	2		
農業戦略課				
農業公園	軽貨物車	1	4人乗	
	普通貨物車	2	1t車他	
林業戦略課	軽乗用車	1	4人乗	
建設課	普通貨物車	1	トラック	
	軽貨物車			

管理課	車種	台数	備考
環境整備課	特殊車両	3	パッカー車他
	普通貨物車	5	2t車他
	軽貨物車	2	軽トラック他
教育委員会	普通貨物車	4	10人乗
	普通乗用車	2	8人乗
	軽貨物車	2	軽トラック他
	普通貨物車	1	移動図書車

## 資料10-2 運送業者一覧表

### 1. 人員輸送業者

業 者 名	住 所	電 話	備 考
伊予鉄南予バス株式会社久万営業所	久万560-1	21-0018 (FAX兼用)	
面河タクシー有限会社	久万869	21-1220	
有限会社美川タクシー	中黒岩1793	56-0001	
柳谷産業開発公社	中津7027-2	54-2518	

### 2. 物資輸送業者

業 者 名	住 所	電 話	備 考
久万運送有限会社	上野尻甲118-3	21-0037	
直瀬運送有限会社	直瀬甲2859-2	31-0001	
上浮穴陸運有限会社	中黒岩2152	56-0322	
久万興産有限会社	久万795	21-2041	
愛媛中予砕石株式会社久万事務所	入野1090-2	21-0348	
有限会社大宝砕石工業	菅生2-1370	21-2210	

資料10-3 愛媛県指定町内緊急輸送道路、県道一覧

○一次緊急輸送道路

	管理区分	路線名	久万高原町経路		備考
			起点	～ 經由 ～ 終点	
①	国	一般国道33号	中津 (高知県境)	～ 東明神 (松山市境)	高知県境から松山市境まで ※平成27年4月1日指定の国道33号分
②	県	一般国道380号	父野川 (内子町境)	～ 露峰	内子町境から国道33号まで
③	県	一般国道440号	東明神	～ 松山市境	※平成27年4月1日、旧国道33号愛媛県移管分
④	県	一般国道494号	渋草	～ 東川	渋草から東古味まで
⑤	県	(主) 西条久万線	東川	～ 七鳥	④ (東古味側) から滝渡瀬橋まで
⑥	県	(一) 東川上黒岩線	東川	～ 上黒岩	④ (東古味側) から国道33号まで
⑦	県	(一) 柳谷美川線	日野浦	～ 中黒岩	ハイランドパークみかわから国道33号まで

○二次緊急輸送道路

	管理区分	路線名	久万高原町経路		備考
			起点	～ 經由 ～ 終点	
⑧	県	一般国道440号	柳井川	～ 西谷 (高知県境)	ループ橋から高知県境まで
⑨	県	一般国道494号	笠方	～ 渋草	東温市境から一次緊急輸送道路④ (渋草側) まで
			東川	～ 東川 (高知県境)	一次緊急輸送道路④ (東古味側) から高知県境まで
⑩	県	(主) 西条久万線	七鳥	～ 久万	一次緊急輸送道路⑤ (七鳥側) から国道33号まで

○県道

路線No.	路線名	久万高原町経路		備考
		起点	～ 經由 ～ 終点	
12	(主) 西条久万線	土小屋	～ 東古味 ～ 久万	
36	(主) 野村柳谷線	西谷	～ 西予市境	
42	(主) 久万中山線	露峰	～ 二名 (宮成)	
52	(主) 小田柳谷線	西谷	～ 内子町境	
153	(一) 落合久万線	笠方	～ 下野尻	
209	(一) 美川松山線	有枝	～ 上畑野川	
210	(一) 美川川内線	日野浦	～ 直瀬 (永子)	
211	(一) 美川小田線	大川	～ 内子町境	
212	(一) 東川上黒岩線	上黒岩	～ 七鳥	
220	(一) 上尾峠久万線	二名 (瀬戸)	～ 二名 (宮成)	
303	(一) 猪伏西谷線	西谷 (猪伏)	～ 西谷 (古味)	
341	(一) 直瀬渋草線	下直瀬	～ 渋草	
328	(一) 柳谷美川線	西谷	～ 中黒岩	

## 資料10-4 災害時等における物資輸送に関する協定（松山地区トラック協会）

久万高原町（以下「甲」という。）と松山地区トラック協会（以下「甲」という。）は、災害時等における物資輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において物資の迅速かつ円滑な輸送を図るため、物資輸送等に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、乙に対し、災害時及び災害に備えるに当たり、次に掲げる業務に関して協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、当該要請に協力するものとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の配送に関すること。
- （2）救護物資の受入、仕分け及び配送に関すること。
- （3）物流専門家によるアドバイザー業務に関すること。
- （4）資材の貸与に関すること。
- （5）知覚した災害情報の提供及び甲が行う情報収集に関すること
- （6）被災地への支援物資の配送に関すること。
- （7）前各号の業務に関する事前の助言、指導及び協力に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対応に関すること。

2 前項の要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、後日速やかに同様式を送付するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、前条第1項各号の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により、甲に対し業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる業務に要した費用については、貨物自動車運送事業者が届出している運賃及び料金を基に甲が負担するものとする。

2 第2条第1項第4号、第5号及び第7号に掲げる業務に要した費用については、乙が負担するものとする。

3 第2条第1項第3号及び第8号に掲げる業務に要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、業務が終了した後、速やかに当該業務に要した費用について甲に請求するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第1項各号に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも協議解消の申出がないときは、その効力は継続されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年7月11日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長

乙 松山市井門町1081番地1  
松山地区トラック協会  
地区会長



## 1 1 . 住宅安全性の確保・避難関係

### 資料 1 1 - 1 家屋被害認定調査に関する協定（県土地家屋調査士会）

#### 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第 1 条 甲は、久万高原町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第 2 条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年 6 月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、久万高原町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第 3 条 甲は、第 1 条第 2 項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第 4 条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第 5 条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年 3 月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第 8 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（久万高原町の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

上浮穴郡久万高原町久万 2 1 2

甲 久 万 高 原 町  
町 長 高 野 宗 城

松山市南江戸 1 丁目 4 番 1 4 号  
乙 愛媛県土地家屋調査士会  
会 長 末 光 健 二

## 資料 1 1 - 2 避難情報等の発令の判断基準

令和 3 年 5 月に策定した『避難情報等の判断・伝達マニュアル』、『避難情報等に関するガイドライン（令和 3 年 5 月内閣府改定）』に基づき、発令対象となる地域の状況、避難が可能であるか等、対策本部内で十分に協議した上で発令する。

以下は、避難指示等の発令の判断基準を示したものであり、項目に該当した場合は躊躇なく発令を行う。

### 【土砂災害】

避難指示等を判断する情報

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①大雨警報（土砂災害）   | 高齢者等避難の発令判断材料 |
| ②土砂災害警戒情報     | 避難指示の発令判断材料   |
| ③キキクル情報（土砂災害） | 避難指示の発令判断材料   |
| ④土砂災害危険度情報    | 避難指示の発令判断材料   |

	発令基準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	①：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③：警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 4】 避難指示	①：土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）となった場合 ③：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④：警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ①：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ②：土砂災害の発生が確認された場合

【洪水】久万川

避難指示等を判断する情報

①水位上昇の見込みを判断するための情報

- ・ 基準水位観測所の水位情報
- ・ 洪水警報の危険度分布
- ・ 流域雨量指数の予測値
- ・ 実況雨量や予測値

②水防団（消防団）からの情報

③台風情報、洪水警報等

	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。（久万水位観測所：2.6m）</p> <p>②避難判断水位に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合。（久万川水位観測所：2.3m）</p> <p>③堤防に軽微な漏水・浸食等が見られた場合。</p> <p>④強い降雨を伴う台風等が夜間から早朝に接近・通過することが予想される場合。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。（久万水位観測所：2.9m）</p> <p>②氾濫危険水位に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合。（久万川水位観測所：2.6m）</p> <p>③堤防に異常な漏水・侵食等が見られた場合</p> <p>④前線や台風等により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって①～③に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>①：河川の水位が堤防を越える場合</p> <p>②：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>

※上記区域の他、小河川・排水路等による浸水は町内各地で想定される。この場合、浸水域の最大水深はほとんどが床下相当以下と想定されることから、個別に地域を確認する必要がある。※基本的には立ち退き避難は必要ない。

資料11-3 久万高原町指定緊急避難場所一覧

令和4年4月1日現在

番号	施設名	住所	電話番号	対象とする災害事象の種類							指定避難所重複	想定収容人数	備考
				大雨	地震	洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	大規模火災			
1	明神小学校	東明神甲 698-1	21-1058	△	△	○	×	×	○	○	○	230	グラウンド
2	西明神高齢者創作館(旧)	西明神 315	21-2248	○	△	○	○	○	○	○	○	100	
3	入野福祉館	入野 277	21-1744	○	○	○	○	○	○	○	○	60	
4	久万中学校	久万 600	21-0013	○	○	○	○	×	○	○	○	520	校舎 体育館
5	久万分館(旧)	久万 483	21-0236	○	△	○	○	○	○	○	○	50	
6	久万町民館	久万 188	21-0139	△	○	○	○	×	○	○	○	180	
7	産業文化会館	久万 188	21-0139	△	○	○	○	×	○	○	○	60	
8	松山市農業協同組合久万支所	久万 1416	21-1245	△	○	○	○	×	○	○	○	310	
9	久万小学校	上野尻甲 846	21-1122	○	○	○	○	○	○	○	○	350	
10	愛媛県立上浮穴高等学校	上野尻甲 486	21-1205	○	○	○	○	○	○	○	○	510	
11	野尻分館(旧)	上野尻甲 190	21-1889	○	△	○	○	○	○	○	○	70	
12	久万B&G海洋センター	菅生 2-1644-1	21-2808	△	○	○	○	×	○	○	-	590	
13	久万公園グラウンド	菅生 2-1644-1	21-2808	△	○	○	○	×	○	○	○	1,000	
14	畑野川小学校	上畑野川甲 521-1	41-0203	△	○	○	○	×	○	○	○	200	小学校校舎 体育館
15	ふるさと旅行村	下畑野川乙 488	41-0711	○	○	○	○	○	○	○	○	100	
16	直瀬住民センター	直瀬甲 2881-1	31-0453	○	○	○	○	○	○	○	○	70	
17	直瀬小学校	直瀬甲 3974-3	31-0040	○	○	○	○	○	○	○	○	220	
18	下直瀬ふれあい館	直瀬甲 5104	31-0452	△	△	○	×	○	○	○	○	220	
19	ほたる交流館	二名甲 291-1	-	△	△	○	×	○	○	○	○	40	
20	二名体育館	二名甲 2361	-	△	○	○	○	×	○	○	○	190	体育館
21	父二峰小学校	露峰甲 364	21-1633	△	○	○	○	×	○	○	○	230	
22	落合ふれあい館	露峰甲 2519-4	21-2190	○	○	○	○	○	○	○	○	130	
23	道の駅「天空の郷さんさん」	入野 1855-6	21-3400	○	○	○	○	○	○	○	-	1,000	
24	前組分館	前組 1773	58-2853	△	○	○	○	×	○	○	○	40	
25	相の峰分館(旧)	相の峰 342	58-2489	△	△	○	○	○	×	○	○	20	
26	笠方分館(旧)	笠方 1923-1	58-2745	△	△	○	○	×	○	○	○	40	

番号	施設名	住所	電話番号	対象とする災害事象の種類							指定避難所重複	想定収容人数	備考
				大雨	地震	洪水	崖崩れ	土石流	地滑り	大規模火災			
27	面河小学校	渋草 2314	58-2043	△	△	○	×	○	○	○	○	440	グラウンド
28	面河住民センター	渋草 2431	58-2111	△	△	○	×	○	×	○	○	230	
29	城山分館	本組 956	-	○	○	○	○	○	○	○	○	70	
30	中組分館	中組 2424	58-2798	△	△	○	×	○	○	○	○	50	
31	若山分館	若山 703-1	58-2675	△	△	○	×	○	○	○	○	30	
32	美川南分館(旧)	日野浦 3376	-	△	△	○	×	○	×	○	○	220	
33	農村環境改善センター	上黒岩 2923-1	56-0211	○	○	○	○	○	○	○	○	260	
34	美川小学校	大川 4333	56-0693	△	△	×	×	○	○	○	○	220	
35	美川中学校	上黒岩 2890	56-0134	○	○	○	○	○	○	○	○	310	
36	道の駅「みかわ」	上黒岩 2840-1	56-0330	△	△	○	×	○	×	○	○	90	
37	黒藤川分館	黒藤川 1086	56-0834	△	△	○	○	○	×	○	○	170	
38	二籠分館	黒藤川 6332	-	△	△	○	○	×	×	○	○	50	
39	仕七川小学校	東川 207-1	57-0381	△	△	○	×	○	○	○	○	230	グラウンド 幼稚園舎
40	東川健康増進センター	東川 4900-1	57-0382	○	○	○	○	○	○	○	○	220	
41	柳谷小学校	柳井川 3542	54-2115	△	△	○	○	○	×	○	○	170	
42	柳井川集会所	柳井川 786-2	54-2160	△	△	○	×	○	○	○	○	120	
43	ふるさと創造の館こかげ	柳井川 950	54-2121	△	△	○	×	×	×	○	○	300	
44	下四組集会所	西谷 11748	-	△	△	○	×	○	×	○	○	30	
45	西谷分館(旧)	西谷 10203-1	55-0022	△	△	○	×	○	○	○	○	60	
46	古味多目的集会所	西谷 3440	-	△	△	○	×	×	×	○	○	80	
47	中津分館(旧)	中津 4726	54-2759	△	△	○	○	○	×	○	○	40	
48	旭健康増進センター	中津 4346	54-2947	△	△	○	○	×	×	○	○	80	

- ※ 緊急避難で施設を使用する場合、災害の状況や施設の安全を確認してから使用する。
- ※ 大雨に△の付く施設は、洪水・崖崩れ・土石流・地滑りで警戒区域等に所在する。
- ※ 地震に△が付く施設は、崖崩れ・地滑りで警戒区域等に所在するか旧耐震基準の施設である。
- ※ 施設名に(旧)とある場合は旧耐震基準で耐震工事を行っていない建物
- ※ 備考に記載のある建物は警戒区域等に所在しない。

資料 1 1 - 4 久万高原町指定避難所一覧

令和 4 年 4 月 1 日現在

指定避難所

番号	施設名	住所	電話番号	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	備考
1	明神小学校	東明神甲 698-1	21-1058	○	230	
2	西明神高齢者創作館	西明神 315	21-2248	○	100	
3	入野福祉館	入野 277	21-1744	○	70	
4	久万中学校	久万 600	21-0013	○	520	
5	久万分館	久万 483	21-0236	○	60	
6	久万町民館	久万 188	21-0139	○	190	
7	産業文化会館	久万 188	21-0139	○	70	
8	松山市農業協同組合久万支所	久万 1416	21-1245	○	310	
9	久万小学校	上野尻甲 846	21-1122	○	360	
10	愛媛県立上浮穴高等学校	上野尻甲 486	21-1205	○	520	
11	野尻分館	上野尻甲 190	21-1889	○	80	
12	久万 B & G 海洋センター	菅生 2-1644-1	21-2808	○	590	
13	畑野川小学校	上畑野川甲 521-1	41-0203	○	210	
14	ふるさと旅行村	下畑野川乙 488	41-0711	○	110	
15	直瀬住民センター	直瀬甲 2881-1	31-0453	○	80	
16	直瀬小学校	直瀬甲 3974-3	31-0040	○	230	
17	下直瀬ふれあい館	直瀬甲 5104	31-0452	○	230	
18	ほたる交流館	二名甲 291-1	—	○	50	
19	二名体育館	二名甲 2361	—	○	300	
20	父二峰小学校	露峰甲 364	21-1633	○	230	
21	落合ふれあい館	露峰甲 2519-4	21-2190	○	240	
22	前組分館	前組 1773	58-2853	○	120	
23	相の峰分館	相の峰 342	58-2489	○	50	
24	笠方分館	笠方 1923-1	58-2745	○	60	
25	面河小学校	渋草 2314	58-2043	○	450	
26	面河住民センター	渋草 2431	58-2111	○	240	
27	城山分館	本組 956	—	○	70	
28	中組分館	中組 2424	58-2798	○	50	
29	若山分館	若山 703-1	58-2675	○	40	
30	美川南分館	日野浦 3376	—	○	230	
31	農村環境改善センター	上黒岩 2923-1	56-0211	○	270	
32	美川小学校	大川 4333	56-0693	○	220	
33	美川中学校	上黒岩 2890	56-0134	○	320	
34	道の駅「みかわ」	上黒岩 2840-1	56-0330	○	90	
35	黒藤川分館	黒藤川 1086	56-0834	○	250	
36	二箇分館	黒藤川 6332	—	○	230	
37	仕七川小学校	東川 207-1	57-0381	○	230	
38	東川健康増進センター	東川 4900-1	57-0382	○	230	
39	柳谷小学校	柳井川 3542	54-2115	○	270	
40	柳井川集会所	柳井川 786-2	54-2160	○	120	
41	ふるさと創造の館こかげ	柳井川 950	54-2121	○	310	
42	下四組集会所	西谷 11748	—	○	30	
43	西谷分館	西谷 10203-1	55-0022	○	390	
44	古味多目的集会所	西谷 3440	—	○	80	
45	中津分館	中津 4726	54-2759	○	40	
46	旭健康増進センター	中津 4346	54-2947	○	230	

指定福祉避難所

番号	施設名	住所	電話番号	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	備考
1	さ さ ゆ り 荘	菅生 2-626	21-0083	—	60	
2	おもご高齢者生活支援ハウス	渋草 2310	50-1833	—	70	
3	久万高原町社会福祉協議会本所	上黒岩 2920-1	56-0750	—	70	
4	特別養護老人ホーム久万の里	菅生 3-580-24	21-1000	—	10	
5	小規模多機能ホームメサイア	上野尻甲 535	21-3383	—	21	
6	グループホームサマリアの家	上野尻甲 623-2	21-2233	—	31	
7	グループホームシオンの家	上野尻甲 535	21-0635	—	19	
8	ふれあいカフェぶどうの樹	上野尻甲 535	21-1677	—	10	
9	久万高原町社会福祉協議会柳谷支所	柳井川 846	54-2941	—	13	

## 資料 1 1 - 5 災害発生時における久万高原町と久万高原町内等郵便局の協力に関する協定（久万高原町内等郵便局）

### 災害発生時における久万高原町と久万高原町内等郵便局の協力に関する協定

愛媛県久万高原町（以下「甲」という。）と久万高原町内等郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、久万高原町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、久万高原町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
  - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）
  - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第 5 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第 7 条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 久万高原町 総務課長
- 乙 日本郵便株式会社 久万郵便局長



(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年 7月 1日から2016年 3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年 7月 1日

甲 住所 愛媛県久万高原町久万212  
久万高原町長 高野 宗城  
乙 住所 愛媛県久万高原町久万224-3  
久万高原町内等郵便局  
代表 日本郵便株式会社 久万郵便局長 木下 好行

久万高原町内等郵便局

	住所	郵便局名
1	久万高原町久万224-3	日本郵便株式会社 久万郵便局
2	久万高原町上黒岩2911	日本郵便株式会社 美川郵便局
3	久万高原町直瀬甲1310-2	日本郵便株式会社 直瀬郵便局
4	久万高原町下畑野川甲323-2	日本郵便株式会社 畑野川郵便局
5	久万高原町露峰甲1187-2	日本郵便株式会社 父二峰郵便局
6	久万高原町東川64	日本郵便株式会社 仕七川郵便局
7	久万高原町渋草630-1	日本郵便株式会社 面河郵便局
8	久万高原町柳井川842	日本郵便株式会社 柳谷郵便局
9	松山市森松町647	日本郵便株式会社 松山南郵便局

## 資料 11-6 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会）

### 災害時における被災者支援に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、久万高原町内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

#### （行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）相続関係書類に関する相談
- （3）許認可申請書類に関する相談
- （4）自動車登録申請書類に関する相談
- （5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
- （6）その他甲が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）久万高原町への乙の会員の派遣

#### （支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

#### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

#### （相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

#### （報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

#### （災害時の体制整備等）

第7条 乙は、災害時又は久万高原町内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

#### （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

#### （費用負担）

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月8日

愛媛県  
甲 久万高原町  
町長 河野忠康

松山市錦町98番地1  
乙 愛媛県行政書士会  
会長 山本大樹

## 資料 1 1 - 7 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（株式会社さんさん久万高原）

### 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定

久万高原町長 河野 忠康（以下「甲」という。）と、株式会社 さんさん久万高原 代表取締役 永井 修一（以下「乙」という。）は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、道路利用者及び周辺地域に居住する住民の安全を確保するため、甲が所有する施設（以下「施設」という。）を久万高原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、避難施設や関係機関の活動拠点等として使用することに関して相互に協力するための必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 本協定は、平成 3 0 年 4 月 1 日締結の『久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基本協定書（以下「基本協定」という。）』に優先する。

（施設の使用）

第 3 条 この協定に基づき災害が発生し施設を使用する場合、甲が所有する施設の使用を乙に許可すると共に、前条の基本協定に関わらず、甲は乙が指定管理者と管理している久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」（以下「道の駅」という。）の施設を使用することができるものとする。

（協力の内容）

第 4 条 この協定による協力の内容は、次に掲げるものとする。なお、協力に関しては、道の駅営業中に限るものとし業務に支障のない範囲において協力に応じるものとする。

（1）簡易マンホールトイレの設置

（2）災害対応進入車両及び活動スペースの確保（備蓄物資の配送作業）（防火水槽）

（3）避難者（帰宅困難者 等）に対する水道水や災害情報の提供

（4）避難者（近隣住民 等）への近隣避難所の周知誘導

（5）前各号に定めるもののほか、町から特に要請があった事項

（協力の要請）

第 5 条 甲が乙に協力を要請するいとまがない場合は、乙は速やかに前条の規定に基づく協力をを行い、事後においてその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 協力に要した経費は、原則として甲が負担する。特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し決定するものとする。

（防災訓練）

第 7 条 甲、乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を原則、毎年度 1 回行うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲との指定管理基本協定の契約末日までとする。

以上、協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 2 6 日

甲 上浮穴郡久万高原町久万 2 1 2 番地  
久万高原町  
町長 河野 忠康

乙 上浮穴郡久万高原町入野 1 8 5 5 番地 6  
株式会社 さんさん久万高原  
代表取締役 永井 修一

資料11-8 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（一般社団法人久万高原町観光協会）

災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定

久万高原町長 河野 忠康（以下「甲」という。）と、一般社団法人 久万高原町観光協会代表理事 二宮 悟郎（以下「乙」という。）は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、道路利用者及び周辺地域に居住する住民の安全を確保するため、甲が所有する施設（以下「施設」という。）を久万高原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、避難施設や関係機関の活動拠点等として使用することに関して相互に協力するための必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 本協定は、令和2年4月1日締結の『久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」基本協定書（以下「基本協定」という。）』に優先する。

（施設の使用）

第3条 この協定に基づき災害が発生し施設を使用する場合、甲が所有する施設の使用を乙に許可すると共に、前条の基本協定に関わらず、甲は乙が指定管理者と管理している久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」（以下「道の駅」という。）の施設を使用することができるものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定による協力の内容は、次に掲げるものとする。なお、協力に関しては、道の駅営業中に限るものとし業務に支障のない範囲において協力に応じるものとする。

（1）簡易マンホールトイレの設置

（2）災害対応進入車両及び活動スペースの確保（備蓄物資の配送作業）（防火水槽）

（3）避難者（帰宅困難者等）に対する水道水や災害情報の提供

（4）避難者（近隣住民等）への近隣避難所の周知誘導

（5）前各号に定めるもののほか、町から特に要請があった事項

（協力の要請）

第5条 甲が乙に協力を要請するいとまがない場合は、乙は速やかに前条の規定に基づく協力をを行い、事後においてその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 協力に要した経費は、原則として甲が負担する。特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し決定するものとする。

（防災訓練）

第7条 甲、乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を原則、毎年度1回行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲との指定管理基本協定の契約末日までとする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月26日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町  
町長 河野 忠康

乙 上浮穴郡久万高原町入野1855番地6  
一般社団法人 久万高原町観光協会  
代表理事 二宮 悟郎

## 資料 11-9 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定（久万高原商工協同組合）

### 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定

久万高原町長 河野 忠康（以下「甲」という。）と、久万高原商工協同組合 代表理事 大野 健吉（以下「乙」という。）は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、道路利用者及び周辺地域に居住する住民の安全を確保するため、甲が所有する施設（以下「施設」という。）を久万高原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、避難施設や関係機関の活動拠点等として使用することに関して相互に協力するための必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 本協定は、令和2年4月1日締結の『久万高原町産地形成促進施設管理業務委託契約（以下「管理契約」という。）』に優先する。

（施設の使用）

第3条 この協定に基づき災害が発生し施設を使用する場合、甲が所有する施設の使用を乙に許可すると共に、前条の管理契約に関わらず、甲は乙が指定管理者と管理している久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」（以下「道の駅」という。）の施設を使用することができるものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定による協力の内容は、次に掲げるものとする。なお、協力に関しては、道の駅営業中に限るものとし業務に支障のない範囲において協力に応じるものとする。

- (1) 簡易マンホールトイレの設置
- (2) 災害対応進入車両及び活動スペースの確保（備蓄物資の配送作業）（防火水槽）
- (3) 避難者（帰宅困難者等）に対する水道水や災害情報の提供
- (4) 避難者（近隣住民等）への近隣避難所の周知誘導
- (5) 前各号に定めるもののほか、町から特に要請があった事項

（協力の要請）

第5条 甲が乙に協力を要請するいとまがない場合は、乙は速やかに前条の規定に基づく協力をを行い、事後においてその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 協力に要した経費は、原則として甲が負担する。特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し決定するものとする。

（防災訓練）

第7条 甲、乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を原則、毎年度1回行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲との管理契約の契約末日までとする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月26日

甲 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町  
町長 河野 忠康

乙 上浮穴郡久万高原町久万190番地1  
久万高原町商工協同組合  
代表理事 大野 健吉

## 資料 1 1 - 1 0 災害時における施設の相互利用に関する協定（株式会社みかわ）

### 災害時における施設の相互利用に関する協定

久万高原町長 河野 忠康（以下「甲」という。）と、株式会社 みかわ 代表取締役 高山 哲也（以下「乙」という。）は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、道路利用者及び周辺地域に居住する住民の安全を確保するため、甲が所有する施設（以下「施設」という。）を久万高原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、避難施設や関係機関の活動拠点等として使用することに関して相互に協力するための必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 本協定は、平成 3 0 年 4 月 1 日締結の『久万高原町交流拠点施設道の駅「みかわ」基本協定書（以下「基本協定」という。）』に優先する。

（施設の使用）

第 3 条 この協定に基づき災害が発生し施設を使用する場合、甲が所有する施設の使用を乙に許可すると共に、前条の基本協定に関わらず、甲は乙が指定管理者と管理している久万高原町交流拠点施設 道の駅「天空の郷さんさん」（以下「道の駅」という。）の施設を使用することができるものとする。

（協力の内容）

第 4 条 この協定による協力の内容は、次に掲げるものとする。なお、協力に関しては、道の駅営業中に限るものとし業務に支障のない範囲において協力に応じるものとする。

（1）避難者（帰宅困難者 等）に対する物資や災害情報の提供

（2）前各号に定めるもののほか、町から特に要請があった事項

（協力の要請）

第 5 条 甲が乙に協力を要請するいとまがない場合は、乙は速やかに前条の規定に基づく協力をを行い、事後においてその旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 協力に要した経費は、原則として甲が負担する。特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し決定するものとする。

（防災訓練）

第 7 条 甲、乙は、この協定の円滑な運用を図るため、平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を原則、毎年度 1 回行うものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲との指定管理基本協定の契約末日までとする。

以上、協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 2 6 日

甲 上浮穴郡久万高原町久万 2 1 2 番地  
久万高原町  
町長 河野 忠康

乙 上浮穴郡久万高原町上黒岩 2 8 4 0 - 1  
株式会社 みかわ  
代表取締役 高山 哲也

資料 1 1 - 1 1 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会）

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、久万高原町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、久万高原町における災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第 2 条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第 3 条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第 4 条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの支部の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

【設置候補施設】

地区	施設名	住所
久万	産業文化会館	久万高原町久万 1 8 8
〃	久万高原町防災センター	久万高原町入野 1 8 5 5 番地 6
面河	久万高原町社協面河支所 （おまご高齢者生活支援ハウス）	久万高原町渋草 2 3 1 0
〃	面河住民センター	久万高原町渋草 2 4 3 1 番地
美川	久万高原町社協本所	久万高原町上黒岩 2 9 2 0 番地 1
柳谷	創造の館「こかげ」	久万高原町柳井川 9 5 0 番地

（センターの運営）

第 5 条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、愛媛県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地域の関係機関・団体等の他、ボランティア・ボランティアコーディネーターの協力を得て、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第 6 条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力・支援を求めることができる。

（センターの業務）

第 7 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 久万高原町災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被災状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ボランティアによる支援活動に関する情報
  - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報



- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 第7条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

- 2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。
- 3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出内容がわかる書類を作成し、甲に提出しなければならない。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- 3 乙は支出内容がわかる書類等を、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、第3条で設置したセンターが扱った災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアが加入するボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、地域住民等による自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月28日

甲 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町  
町長 河野忠康

乙 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1  
社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会  
会長 橋本広綱

## 1 2. 災害救助法関係

### 資料 1 2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

令和 3 年 1 0 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (災害救助法 第 4 条第 1 項)	災害により現に被害 を受け、又は受けるお それのある者	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 3 0 円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を 収容する「福祉避難所」 を設置した場合、当該地 域における通常の実費を 支出でき、上記を超える 額を加算できる。	災害発生 の日から 7 日 以内	1 費用は避難所の設置、維持 及び管理のための賃金職員等 雇上費、消耗器材費、建物等 の使用謝金、器物の使用謝 金、借上費又は購入費、光熱 水費並びに仮設便所等の設置 費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は 別途計上 3 避難所での生活が長期にわ たる場合等においては、避難 所に避難している者の健康上 の配慮等により、ホテル・旅 館など宿泊施設を借上げて実 施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生する恐れ のある場合において、 被害を受けるおそれが あり、現に救助を要す るものに供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 3 0 円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を 収容する「福祉避難所」 を設置した場合、当該地 域における通常の実費を 支出でき、上記を超える 額を加算できる。	災害救助法 第 2 条第 2 項 による救助を 開始した日か ら、災害が発 生しなかった と判明し、現 に救助の必要 がなくなった 日までの期間 (災害が発生 し、継続して 避難所の供与 を行う必要が 生じた場合 は、災害救助 法第 2 条第 2 項に定める救 助を終了する 旨を公示した 日までの期 間)	1 費用は、災害が発生するお それがある場合において必要 となる建物の使用謝金や光熱 水費とする。なお、夏季のエ アコンや冬季のストーブ、避 難者が多数の場合の仮設トイレ の設置費や、避難所の警備 等のための賃金職員等雇用費 など、やむを得ずその他の費 用が必要となる場合は、内閣 府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は 別途計上
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又 は流出し、居住する住 家がない者であって、 自らの資力では住宅を 得ることができない 者。	○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世 帯構成等に応じて設定 2 限度額 1 戸当たり 5, 7 1 4, 0 0 0 円 以内 3 建設型応急住宅の供 与終了に伴う解体撤去 及び土地の原状回復の ために支出できる費用 は、当該地域における 実費	災害発生 の日から 2 0 日 以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料 費、労務費、附帯設備工事 費、輸送費及び建築事務費等 の一切の経費として 5, 7 1 4, 0 0 0 円以内であればよ い。 2 同一敷地内又は近接する地 域内に概ね 5 0 戸以上設置し た場合は、居住者の集会等に 利用するための施設を設置で きる。(5 0 戸未満であって も小規模な施設を設置でき る。) 3 高齢者等の要配慮者を数人 以上収容する「福祉仮設住 宅」を設置できる。 4 供与期間 最高 2 年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者。(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
単位：円							
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごと
全壊(焼)	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊(焼)	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ① ②以外の世帯 1世帯当たり 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内  (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,000円以内 小人(12歳未満) 170,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費： 通常の実費 既存建物以外： 1体当たり 5,400円以内 検索 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内で障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれが段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 1 3. 危険物関係

#### 資料 1 3 - 1 町内危険物施設一覧

令和 3 年 12 月 31 日現在

#### 1 給油取扱所（営業用、自家用） 1 6 施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別（％）					備考
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油	
営業用									
1	松山市農協	明神支所	21-1125	西明神 304-1, 305-5	57.6	9600	6720	2880	
2		畑野川支所	41-0011	下畑野川甲 230	83.5	13440	5760	9600	1800
3		直瀬支所	31-0321	直瀬甲 2884-1	79.3	12480	6720	9600	1200
4		御三戸支所	56-0311	中黒岩 2158	57.6	9600	2880	6720	
5	今井石油(株)久万給油所		21-0187	入野 1279-2	125.9	19200	19400	9600	1800
6	(有)	倉橋石油	21-1260	久万 290	166.0	28890	9600	10000	3800
7	(株)	山本石油	21-1188	久万 1479-1	126.6	19299	9600	19600	1800
8	(株)	久保建設	21-8200	露峰 1181-1	93.1	13440	15360	9600	1800
9	(株)	愛和石油	56-0723	大川 4456	108.4	17280	14400	6720	1800
10	安部石油		56-0811	上黒岩 2589	156.9	25000	15000	15000	3800
11	中野石油		54-2311	中津 2081	59.1	9600	10200		1800
自家用									
1	上浮穴自動車教習所		21-1155	上野尻甲 685	48.0	9600			
2	(株)	伊予鉄南予バス	21-0018	久万 560-3	20.0		20000		
3	(有)	大宝砕石工業	21-2888	東明神乙 782-25	20.0		20000		
4	(株)	若山建設	58-2214	中組 3302	9.6		9600		
5	(株)	石鎚生コン	56-0226	大川 4761	9.6		9600		

#### 2 一般取扱所 4 施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別（％）					備考	
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油		
営業用										
1	(株)	山本石油	21-1188	久万 1479-1	14.4		9600		9600	詰替施設
2	松山市農協久万経済センター		21-0072	菅生 2-1783	65.0	10000		10000	10000	詰替施設
3	(株)	コーナン商事	50-0181	入野 1180	29.5			29500		詰替施設
4	(株)	愛亀	56-0677	大川 4378	3.1				6120	消費施設

#### 3 屋外タンク貯蔵所 4 施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別（％）					備考	
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油		
営業用										
1	西山たばこ団地		31-0437	直瀬乙 1263-5	10.0			10000		消費施設
2	大野地 たばこ団地		休 止 中							
3	森林組合父野川事業所		50-1912	父野川乙 586-3	3.0				6000	消費施設
4	(株)	愛亀	56-0677	大川 4378	10.0				20000	消費施設

#### 4 屋内貯蔵所 2 施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別（％）					備考	
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油		
営業用										
1	(株)	中予電器	休 止 中							
2	高原ゴルフ倶楽部		41-0331	下畑野川乙 1182	7.0	1000	1000	1000		

5 地下タンク貯蔵所 8施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別(%)					備考
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油	
1	NTT久万	089-936-2722	久万 190-1	1.5		1500			非常電源
2	久万高原町立病院	21-1120	久万 65	2.5				5000	ボイラー
3	松山市農協久万経済センター	21-0072	菅生 2-1783	325.0	50000		50000	50000	
4	特別養護老人ホーム「久万の里」	21-1000	菅生 3-580-24	3.0			3000		ボイラー
5	養護老人ホーム「ささゆり荘」	21-0083	菅生 2-626	3.0			3000		ボイラー
6	老人保健施設「あけぼの」	21-1800	久万 71-1	1.9			1900		ボイラー
7	大和クレス久万工場	41-0716	下畑野川甲 51-1	7.5				15000	ボイラー
8	ふるさと創造の館「こかげ」	54-2121	柳井川 934-1	1.9			1900		ボイラー

6 移動タンク貯蔵所 10施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別(%)					備考
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油	
1	松山市農協 久万経済センター	21-0072	菅生 2-1783	2.0			2000		
2				2.0			2000		
3				2.0			2000		
4				3.0			2000	(2000)	入替
5	(株) 石丸建設	21-0844	西明神 1047	3.0		3000			
6	今井石油(株)久万給油所	21-0187	入野 1279-2	1.9			1940		
7	(株) 久保建設	21-8200	露峰 1118-1	1.9			1940		
8	(株) 久保建設	21-8200	露峰 1118-1	3.0			1000	2000	
9	安部石油	56-0811	上黒岩 2589	1.9			1940		
10	愛和石油	56-0723	大川 4456	1.4		1350			

7 簡易タンク貯蔵所 2施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別(%)					備考
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油	
1	(株)久万カントリークラブ	21-1875	東明神乙 335	2.5	495				詰替設備
2	高原ゴルフ倶楽部	41-0331	下畑野川乙 1182	3.5	574	600			詰替設備

8 屋内タンク貯蔵所 1施設

区分 NO	事業所名	電話番号	所在地	最大取扱数量・種別(%)					備考
				指定数量	ガソリン	軽油	灯油	重油	
1	宗教法人 大宝寺	21-0044	菅生 2-1173-2	1.0			1000		ボイラー

久万高原町危険物施設 47施設

区分 内訳	取扱所				貯蔵所							合計
	給油取扱所		一般取扱所		屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	
施設別	営業給油取扱所	自家給油取扱所	消費一般取扱所	詰替一般取扱所								
施設数	11	5	1	3	2	1	4	10	2	8	0	47

## 14. 消防防災ヘリコプター関係

### 資料14-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

#### 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この規定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場面で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運行経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保



(3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

(4) その他航空機の活動に必要な事項

- 2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。
- 3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。
- 4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。
- 5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

記名押印〔略〕

資料14-2 ヘリコプター離着陸場一覧表

No.	区分	名称	所在地	位置 (WGS84)		
				緯度	経度	
久万地区	1	A	笛ヶ滝公園ラグビー場 (笛ヶ滝ラグビー場)	上野尻甲 970-3	33° 39' 01"	132° 54' 03"
	2	B(準)	畑野川小学校 (同左)	上畑野川 521	33° 41' 11"	132° 55' 30"
	3	B(準)	千本高原グラウンド (同左)	下畑野川乙 250-1	33° 40' 27"	132° 55' 07"
	4	A	久万公園グラウンド (同左)	菅生 2 番耕地 1644-1	33° 39' 52"	132° 54' 23"
	5	A	久万高原ラグビー場 (久万ラグビー場)	菅生 3 番耕地 589 番地 5	33° 39' 10"	132° 54' 33"
	6	C	槇谷分校跡 (同左)	菅生 5 番耕地 484-2	33° 39' 09"	132° 57' 23"
	7	B(適)	父二峰HP (同左)	露峰 378	33° 36' 48"	132° 53' 14"
	8	B(準)	明神小学校	東明神 698-1	33° 40' 51"	132° 53' 06"
	9	B(準)	直瀬小学校	直瀬 3974-3	33° 41' 59"	132° 57' 53"
	10	B(適)	久万高原消防HP	下野尻 33 番地	33° 38' 27"	132° 54' 35"
面河地区	11	C	大成神社 (同左)	大成 633	33° 41' 55"	133° 03' 14"
	12	A	面河ダム (同左)	笠方 1261 番地他	33° 44' 12"	133° 01' 13"
	13	B(準)	面河小学校 (面河中学校)	渋草 2314	33° 41' 15"	133° 01' 59"
	14	B(準)	面河小学校跡	中組 950-1	33° 40' 36"	133° 02' 13"
	15	B(適)	相ノ峰HP	相ノ峰	33° 41' 36"	133° 00' 11"
美川地区	16	A	美川中学校 (同左)	上黒岩 2890	33° 36' 56"	132° 58' 25"
	17	B(適)	二籠HP (二籠小学校)	黒藤川 6332	33° 36' 07"	133° 00' 57"
	18	B(適)	ハイランドパークみかわ駐車場 (同左)	日野浦大谷 4381	33° 35' 06"	132° 56' 50"
	19	B(準)	仕七川小学校 (同左)	東川 207	33° 38' 11"	133° 00' 14"
	20	B(準)	山村広場 (同左)	東川 428	33° 38' 25"	133° 00' 29"
	21	B(適)	日野浦HP	日野浦 3376-1	33° 35' 17"	132° 59' 20"
	22	B(適)	黒藤川HP	黒藤川 1086	33° 34' 30"	133° 00' 22"
柳谷地区						
柳谷地区	23	A	柳谷小学校 (柳谷中学校)	柳井川 3542	33° 32' 17"	133° 00' 04"
	24	B(適)	姫鶴運動場 (同左)	西谷 8117 番地	33° 28' 04"	132° 57' 47"
	25	B(準)	四国電力HP (同左)	西谷 13287・13295	33° 31' 50"	132° 58' 34"
	26	B(適)	中久保HP (中久保林道)	西谷 5553 地内	33° 29' 40"	132° 56' 38"
	27	B(適)	休場HP	中津 1739	33° 32' 24"	133° 03' 16"
	28	B(適)	川成HP	西谷 7217	33° 29' 33"	132° 55' 51"
石	29	B(適)	石鎚山土小屋第2駐車場 (同上)	土小屋第2駐車場	33° 45' 30"	133° 08' 43"
	30	B(準)	石鎚スカイライン中間展望台 (同上)	石鎚スカイライン中間点	33° 44' 34"	133° 07' 38"

A: 地域拠点飛行場外離着陸場

航空法第 79 条ただし書きにもとづき、国土交通大臣の許可を常時得た場外離着陸場で、平時の訓練及び緊急患者搬送や災害時などに即応して、直ちに使用できる状態を確保している場外離着陸場。

B: 緊急時離着陸場

事故もしくは災害発生時等緊急時に使用する離着陸場。

(適): 離着陸に関し散水の必要がない場所 (準): 離着陸に関し散水が必要な場所

C: 孤立地区対策緊急時離着陸場

町が孤立地区対策として指定する離着陸場で、事故もしくは災害発生時等緊急時に離着陸し、またはホイストにより吊り上げを行う緊急時の離着陸場。

※名称欄の ( ) は、愛媛県地域防災計画 (平成 29 年 3 月修正) に記載されている名称。

HP: ヘリポートの略

## 1 5. 広域応援協定

### 資料 1 5 - 1 自衛隊派遣要請様式

#### 自衛隊派遣要請様式

##### 様式 1 災害派遣要請書

年 月 日
愛媛県知事 様
久万高原町長 ㊞
自衛隊の災害派遣要請依頼について
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項
(1) 連絡場所
(2) 連絡責任者
(3) 気象状況等
(4) その他

##### 様式 2 撤収要請書

年 月 日
愛媛県知事 様
久万高原町長 ㊞
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時
2 派遣要請依頼日時
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

様式3 救急患者空輸要請書

年 月 日									
<p style="margin: 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">久万高原町長 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">自衛隊航空機の派遣要請依頼について</p> <p style="margin: 0;">救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">記</p> <p>1 派遣要請の理由</p> <p>2 派遣を要する日時</p> <p>3 派遣を要する場所及び輸送場所</p> <p>4 空輸を必要とする救急患者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">血液型</td> <td style="width: 30%;">生年月日</td> </tr> </table> <p>5 同乗者（医師、親族）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">血液型</td> <td style="width: 30%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">血液型</td> <td style="width: 30%;">生年月日</td> </tr> </table> <p>6 その他</p> <p style="margin-left: 20px;">医療機材、特記事項等</p>	氏名	血液型	生年月日	氏名	血液型	生年月日	氏名	血液型	生年月日
氏名	血液型	生年月日							
氏名	血液型	生年月日							
氏名	血液型	生年月日							

様式4 救急患者空輸撤収要請書

年 月 日
<p style="margin: 0;">愛媛県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">久万高原町長 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">自衛隊航空機の撤収要請依頼について</p> <p style="margin: 0;">( 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地 ) へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">記</p> <p>1 撤収要請依頼日時</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">年 月 日</p>

## 資料15-2 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）

### 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と久万高原町（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

久万公園グラウンド（所在地：久万高原町菅生2-1546）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。

3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広  
上浮穴郡久万高原町久万212

乙 久 万 高 原 町  
町 長 高 野 宗 城

## 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定の一部を変更する協定書

平成26年10月2日付け、愛媛県（以下「甲」という。）と久万高原町（以下「乙」という。）との間で締結した、大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

原協定書第2条を次のとおり改める。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

- （1）久万公園グラウンド（所在地：久万高原町菅生2-1546）
- （2）道の駅「天空の郷さんさん」（所在地：久万高原町入野1855-6）

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年6月11日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

上浮穴郡久万高原町久万212

乙 久万高原町

町長 河野 忠康

## 資料15-3 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県）

### 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

#### （応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

#### （応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

#### （要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

#### （経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広		
松山市長	野志 克仁	東温市長	高須賀 功
今治市長	菅 良二	上島町長	上村 俊之
宇和島市長	石橋 寛久	久万高原町長	高野 宗城
八幡浜市長	大城 一郎	松前町長	岡本 靖
新居浜市長	石川 勝行	砥部町長	佐川 秀紀
西条市長	青野 勝	内子町長	稲本 隆壽
大洲市長	清水 裕	伊方町長	山下 和彦
伊予市長	武智 邦典	松野町長	阪本 壽明
四国中央市長	篠原 實	鬼北町長	甲岡 秀文
西予市長	三好 幹二	愛南町長	清水 雅文



## 応援経費の負担等基準

### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

### 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 16. 災害対策本部関係

### 資料16-1 久万高原町災害対策本部条例

#### 久万高原町災害対策本部条例

平成16年8月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、久万高原町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

この条例は、平成24年12月21日から施行する。

資料16-2 久万高原町災害対策本部組織図

【災害対策本部】

本部長	災害対策本部	総務課長
町長		議会議務局長
副本部長		会計管理者
		住民課長
		環境整備課長
		病院事業等統括事務局事務長
		保健福祉課長
		建設課長
		農業戦略課長
		農業委員会事務局長
		林業戦略課長
		ふるさと創生課長
		まちづくり営業課長
		教育委員会事務局長
		消防本部消防長
		消防団長
		各支所長

本部事務局	本庁	事務局長(久万)	危機管理室長
		事務局員	総務課、まちづくり営業課 各班
支部事務局	支所	面河支所	面河支所長(支所職員)
		美川支所	美川支所長(支所職員)
		柳谷支所	柳谷支所長(支所職員)

※ 支部事務局設置は、本部長の指示による。

現地災害対策本部	連絡会議 各対策部連絡調整係
----------	-------------------

◎…部長

部名(担当課等)		構成(班員)
総務部	◎総務課	危機管理室 総務行政班 財政管財班 秘書政策班 行財政改革推進室 新型コロナウイルス感染症対策室
	まちづくり営業課	営業推進班 デジタル戦略班
	議会事務局	議会事務局
	出納室	出納室
生活衛生部	◎住民課	税務・収納管理班 住民生活班 国保年金班
	環境整備課	上下水道班 環境衛生班
医療部	◎病院事業等統括事務局	町立病院 各診療所 老人保健施設あけぼの 訪問看護ステーション
福祉部	◎保健福祉課	子育て支援室 社会福祉班 長寿介護班 保健推進班(保健センター) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ささゆり荘
建設部	◎建設課	管理・建築班 公共土木班 農林土木班
農林観光部	◎林業戦略課	林業振興班 森林整備班
	農業戦略課 農業委員会	農業振興班 農業委員会事務局
教育部	◎教育委員会	学校教育班 生涯学習班
	◎消防本部	消防署 消防団

### 資料 16-3 久万高原町災害対策本部の組織及び所掌事務

1 町対策本部の組織及び事務分掌は、別表（資料編）のとおりとするが、町対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (3) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (11) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告、要請
- (12) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (14) 自主防災組織との連携及び指導
- (15) ボランティア等への支援

なお、町対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

2 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- (1) 消防本部及び消防署
  - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
  - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
  - ウ 地域住民等への避難指示、緊急安全確保の伝達
  - エ 火災予防の広報
- (2) 消防団（水防団）
  - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
  - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
  - ウ 避難場所の安全確保及び避難路の確保
  - エ 地域住民等の避難場所への誘導
  - オ 危険区域からの避難の確認
  - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

対 策 部 名 ( 担 当 課 )	構 成 所属班等	所 掌 事 項
<b>本部長：町長</b>		
<b>副本部長：副町長・教育長</b>		
<b>本部事務局【事務局長：危機管理室長】※久万支部事務局長兼務</b>		
(総務課) (各部より数名派遣)	・危機管理室 ・総務課より数名 ・まちづくり営業課より数名 ・各部より数名	1 町災害対策本部及び本部会議に関する事 2 災害対策の全般に関する事。災害救助法の適用に関する事。 3 各部（関係各班）、関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事。 4 町の総合被害状況の収集、取りまとめ、県災害対策本部への報告に関する事。 5 職員の動員、非常招集及び各部職員の配置等に関する事。 6 住民に対する避難指示等の発令及び警戒区域の設定に関する事。 7 指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所の開設の指示に関する事。 8 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 9 現地対策本部の設置に関する事。 10 災害復興方針及び計画の立案に関する事。 11 防災上の重要施策の企画及び総合調整に関する事。
本部連絡員 (町対策本部付)	・各部からの派遣職員	1 各部、各課班所管事項の調整に関する事。 2 災害時の本部長の指示、命令等の伝達に関する事。
<b>支部事務局【事務局長：各支所長】</b>		
(面河支所) (美川支所) (柳谷支所)	・各支所職員 ・支部配備職員（総務課職員） ・その他本部からの支援職員	1 各支所管内の災害調査及び応急復旧に関する事。 2 町災害対策本部への連絡並びに災害報告に関する事。 3 支所職員の動員及び支援職員の応援要請に関する事。 4 管内関係機関との連絡調整に関する事。 5 管内指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関する事。 6 管内現地対策本部の設置に関する事。
<b>現地災害対策本部【本部長が指名する者が現地災害対策本部長】</b>		
	・各支所職員 ・本部からの支援職員 ・消防署員 ・地元消防団員等	1 各被災地区の災害調査及び応急復旧に関する事。 2 町災害対策本部への連絡並びに災害報告に関する事。 3 自衛隊、緊急消防援助隊等の要請に関する事。 4 職員、災害ボランティア等の支援要請に関する事。

※現地災害対策本部は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときに本部長が設置する。

対 策 部 名 ( 担 当 課 )	構 成 所属班等	所 掌 事 項
各部・班共通事項		1 各部・班の動員配備、本部・各部・班間の連絡調整に関する事。 2 職員・来庁者の救助・搬送に関する事。 3 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事。 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事。 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事。 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事。 7 所管する施設の被害調査および応急対策に関する事。（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査、報告すること。） 8 避難所外避難者の支援に関する事。（各部で担当する業務での支援）

対策部名 (担当課)	構成 所属班等	所掌事項
		9 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 10 住家被害状況の調査、り災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 11 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 12 他部・班の応援に関すること。 13 その他本部長の命ずる事項に関すること。

対策部名(担当課)	構成所属班等	所掌事項
<b>総務部【部長：総務課長】</b>		
(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室</li> <li>・総務行政班</li> <li>・財政管財班</li> <li>・秘書政策班</li> <li>・行財政改革推進室</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策室</li> </ul>	1 町有財産等の災害対策、被害調査に関すること。 2 被災者台帳の作成に関すること。 3 災害予算等町財政に関すること。 4 防災行政無線等保有通信施設の通信確保に関すること。 5 水防危険箇所対策に関すること。 6 町有自動車の配車に関すること。 7 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両確保に関すること。 8 気象予警報、特別警報、地震情報の伝達に関すること。
(議会事務局)	・議会事務局	9 避難指示等に関すること。 10 警戒区域の設定に関すること。 11 指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 12 孤立地区における支援に関すること。 13 災害関係の広報に関すること。 14 災害時における総合相談窓口の開設に関すること。 15 報道機関への対応に関すること。 16 関係機関の支援受入に対応する受援体制に関すること。 17 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 18 職員の被災状況の把握、公務災害補償に関すること。 19 ライフラインの確保に関すること。(電気・ガス・電信電話)
(まちづくり営業課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業推進班</li> <li>・デジタル戦略班</li> </ul>	1 商工施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災した商工業者等への融資斡旋等金融に関すること。 3 LPWAに関すること。 4 光インターネットに関すること。
(出納室)	・出納室	1 災害経理に関すること。 2 災害時に必要な物品、義援金品の出納に関すること。

<b>生活衛生部【部長：住民課長】</b>		
(住民課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務収納管理班</li> <li>・住民生活班</li> <li>・国保年金班</li> </ul>	1 一般住宅家屋の被害調査に関すること。 2 り災証明(火災以外)の発行に関すること。 3 被災による徴税の減免に関すること。 4 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること。 5 被災者の国民健康保険に関すること。 6 住民の安否情報の収集及び行方不明者の届出の受理に関すること。 7 遺体の埋火葬に関すること。 8 遺体安置所の開設に関すること。
(環境整備課)	・上下水道班	1 衛生施設及び上下水道施設の災害対策・被害調査に関すること。 2 防疫に関すること。

対策部名（担当課）	構成所属班等	所掌事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生班</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 衛生材料の供給に関する事。</li> <li>4 し尿処理に関する事。</li> <li>5 仮設トイレに関する事。</li> <li>6 ごみ処理及び災害廃棄物処理に関する事。</li> <li>7 動物の保護・管理に関する事。</li> <li>8 ライフラインの確保に関する事。（上下水道施設）</li> <li>9 水道業者等への応援要請に関する事。</li> <li>10 災害発生時における公害防止に関する事。</li> <li>11 上下水道応急資材、器具等の調達に関する事。</li> </ol>
<b>医療部【部長：町立病院等統括事務局事務長】</b>		
(病院事業等統括事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立病院</li> <li>・各診療所</li> <li>・老人保健施設あけぼの</li> <li>・訪問看護ステーション</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の災害対策・被害調査に関する事。</li> <li>2 被災地への医療班派遣に関する事。</li> <li>3 その他災害発生に伴い医療を必要とする事項に関する事。</li> <li>4 遺体の検案に関する事。</li> <li>5 入院治療を要するものの収容に関する事。</li> <li>6 救護所の開設に関する事。</li> <li>7 医療品・医薬品の調達に関する事。</li> </ol>
<b>福祉部【部長：保健福祉課長】</b>		
(保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援室</li> <li>・社会福祉班</li> <li>・長寿介護班</li> <li>・保健推進班</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種対策室</li> <li>・ささゆり荘</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者への炊き出しの手配等に関する事。</li> <li>2 要配慮者等の避難援助等支援に関する事。</li> <li>3 福祉避難所の開設に関する事。</li> <li>4 感染症予防に関する事。</li> <li>5 被災者の健康相談に関する事。</li> <li>6 社会福祉協議会等の連絡調整に関する事。</li> <li>7 ボランティアの受け入れに関する事。</li> <li>8 災害義援金品の募集配分及び義援物資の受け入れに関する事。</li> <li>9 被災世帯に対する生活保護及び各種福祉資金に関する事。</li> <li>10 食品衛生に関する事。</li> <li>11 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。</li> <li>12 児童福祉施設、保育所、老人福祉施設及び保健衛生施設等の災害対策並びに被害調査に関する事。</li> <li>13 応急保育に関する事。</li> </ol>
<b>建設部【部長：建設課長】</b>		
(建設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理建築班</li> <li>・公共土木班</li> <li>・農林土木班</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木建築物の災害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関する事。</li> <li>3 指定避難所、収容施設の建設及び応急補修に関する事。</li> <li>4 幹線道路、避難路及び緊急輸送路の応急復旧に関する事。</li> <li>5 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関する事。</li> <li>6 応急仮設住宅の建築に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅を含む住宅の入居情報の斡旋に関する事。</li> <li>8 土木応急資材、器具等の調達に関する事。</li> <li>9 被災者の住宅建築、応急修理への融資に関する事。</li> <li>10 公営住宅の災害対策、応急修理等に関する事。</li> <li>11 主要道路の通行止め等の広報に関する事。</li> <li>12 建設業者等への応援要請に関する事。</li> <li>13 住宅、道路、河川等における障害物の除去に関する事。</li> <li>14 急傾斜地、地すべり等の危険区域の点検、調査、復旧に関する事。</li> </ol>

対策部名（担当課）	構成所属班等	所掌事項
		と。 15 大雪災害時における道路の除雪に関すること。
<b>農林観光部【部長：林業戦略課長】</b>		
農林観光部共通		1 物資集積所の管理運営に関すること。 2 食料・飲料水・日用品の調達、被災者・災害対応者への給食供給に関すること。 3 防災用応急資材、器具等の調達に関すること。
(農業戦略課)	・農業振興班	1 農・水・畜産物の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農・水・畜産業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。
(農業委員会)	・農業委員会事務局	3 被災した農・水・畜産業者等への融資斡旋等金融に関すること。 4 家畜伝染病予防に関すること。 5 種苗、農薬、肥料、飼料、その他資材の確保、斡旋に関すること。
(林業戦略課)	・林業振興班 ・森林整備班	1 林産物の被害調査及び応急対策に関すること。 2 林業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被災した林業者等への融資斡旋等金融に関すること。
(ふるさと創生課)	・観光振興班 ・移住促進班	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災した観光業者等への融資斡旋等金融に関すること。
<b>教育部【部長：教育委員会事務局長】</b>		
(教育委員会事務局)	・学校教育班 ・生涯学習班	1 教育関係施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 2 被災児童生徒に対する避難、授業及び教科書等の支給に関すること。 3 被災児童生徒の救護、保健管理に関すること。 4 学校給食施設の災害対策及び災害時の衛生等に関すること。 5 青年団、女性団体、老人会等奉仕団の動員に関すること。 6 文化財の災害対策並びに被害調査に関すること。 7 閉校時の災害対応のための教職員動員確保に関すること。 8 教育施設等における避難所開設の協力に関すること。
<b>消防部【部長：消防本部消防長】</b>		
(消防本部消防署)	・消防本部消防署 ・美川支署	1 水火災予防及び消防広報に関すること。 2 水火災、その他災害に関する情報の収集、伝達に関すること。
(消防団)	・消防団	3 消火、水防、被災者の救助活動に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索、遺体の収容に関すること。 5 避難指示、緊急安全確保の伝達に関すること。 6 消防相互応援協定等に基づく協力要請に関すること。 7 火災証明(火災)に関すること。 8 危険物等の取り締まりに関すること。 9 防災行政無線、消防無線の管理運用に関すること。 10 消防職員、消防団員の動員及び配備計画に関すること。 11 救急・救助用の資機材確保に関すること。

- (注) 1 各部、当該分担任務によるほか、必要に応じ他部の行う事項について応援を分掌するものとする。  
2 分担の明確でない対策は、本部長の定める部において担当するものとする。



## 17. 防災会議及び防災関係機関関係

### 資料17-1 久万高原町防災会議条例

#### 久万高原町防災会議条例

平成16年8月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、久万高原町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久万高原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 副町長
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認める者

6 前項第1号から第3号までの委員の定数はそれぞれ2人以内とし、第5号の委員の定数は10人以内とし、第8号、第9号及び第10号の委員の定数はそれぞれ3人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第21号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

この条例は、平成24年12月21日から施行する。

資料 1 7 - 2 防災関係機関連絡先

町・町消防本部

機関名	所在地	電話番号	備考
久万高原町役場	久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201
久万高原町役場面河支所	久万高原町渋草 2431	0892-58-2111	791-1701
久万高原町役場美川支所	久万高原町上黒岩 2923-1	0892-56-0211	791-1501
久万高原町役場柳谷支所	久万高原町柳井川 950	0892-54-2121	791-1801
久万高原町消防本部 消防署	久万高原町上野尻甲 33	0892-21-2411	791-1206
久万高原町消防署 美川支署	久万高原町上黒岩 2923-1	0892-56-0303	791-1501

愛媛県

機関名	所在地	電話番号	備考
愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2335	790-8570
愛媛県土木部砂防課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2700	790-8570
中予地方局総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
久万高原土木事務所	久万高原町久万 571-1	0892-21-1210	791-1201
久万高原警察署	久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201

指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号	備考
中国四国管区警察局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411	730-0012
中国四国管区警察局 四国警察支局	高松市サンポート 3-33	087-821-3111	760-8512
四国総合通信局	松山市味酒町 2-14-4	089-936-5066	790-8795 ※無線通信部陸上課
四国財務局 松山財務事務所	松山市若草町 4-3	089-941-7185	790-0808 ※松山若草合同庁舎
四国厚生支局	高松市サンポート 3-33	087-851-9565	760-8512
愛媛労働局	松山市若草町 4-3	089-935-5200	790-0808 ※松山若草合同庁舎
中国四国農政局	松山市宮田町 188	089-932-1177	790-8519 ※松山地方合同庁舎
四国森林管理局 愛媛森林管理署	松山市朝美 2-6-32	089-924-0550	791-8023
四国経済産業局	高松市サンポート 3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安監督部 四国支部	高松市サンポート 3-33	087-811-8581	760-8512

機関名	所在地	電話番号	備考
国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-8574
松山河川国道事務所 松山第一国道維持出張所	松山市東石井 4-18-14	089-956-0326	790-0932
四国運輸局 愛媛運輸支局	松山市森松町 1070	089-956-9958	791-1113
松山地方气象台	松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873

### 自衛隊

機関名	所在地	電話番号	備考
松山駐屯地 第14特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804

### 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号	備考
久万郵便局	久万高原町久万 224-3	0892-21-1616	791-1299
美川郵便局	久万高原町上黒岩 2911	0892-56-0200	791-1599
西日本電信電話株式会社 愛媛支店設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001
株式会社NTTドコモ CS四国 愛媛支店	松山市宮西 2-9-33	089-923-3113	760-0065
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 愛媛センター	松山市一番町 4-3	089-913-7912	790-0001
日本銀行松山支店	松山市三番長 4-10-2	089-933-2211	790-0003
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町 2-3-40	089-921-8603	790-0854
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501
四国旅客鉄道株式会社 (JR 四国バス松山支店)	松山市竹原 2-1-76	089-943-5015	790-0053
日本通運株式会社	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067
四国電力株式会社 愛媛支店	松山市港町 6-6-2	089-941-6111	790-8590
四国電力送配電株式会社 久万サービスセンター	久万高原町久万 544-2	089-941-6152	791-1201
KDDI株式会社四国支社 ソリューション愛媛支店	松山市本町 3-2-1	089-934-0628	790-0811
ソフトバンク株式会社 九州・中四国総務課	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 5 F	087-825-1801	760-0023

### 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号	備考
伊予鉄南予バス株式会社 久万営業所	久万高原町久万 560-3	0892-21-0018	791-1201
一般社団法人 愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-8585
一般社団法人 上浮穴郡医師会	久万高原町上黒岩 2920 みかわクリニック内	0892-56-0908	791-1501
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	790-0003
公益社団法人 愛媛県看護協会	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287	790-0843
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-932-4371	790-0014
南海放送株式会社	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-8537
株式会社あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-8525
株式会社エフエム愛媛	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-0052
株式会社愛媛新聞社 上浮穴支局	久万高原町久万 261-1	0892-21-0379	791-1201
一般社団法人 愛媛県バス協会	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	790-0067
一般社団法人 愛媛県トラック協会	松山市井戸町 1081-1	089-957-1069	791-1114

### 災害時応援協定締結先※締結年順に掲載

機関名	所在地	電話番号	備考
四国コ・ラボトリング 株式会社 愛媛支店	伊予市下三谷 1-5	089-982-7818	799-3105
株式会社松山生協	松山市三番町 8-325-1	089-946-1611	790-0003
久万店	久万高原町久万 1281-1	0892-21-2160	791-1201
直瀬店	久万高原町直瀬甲 2884	0892-31-0321	791-1213
一般社団法人愛媛県 エルビエガス協会松山支部	松山市千舟町 6-2-8	089-974-3592	790-0011
町アマチュア無線 非常通信協力会	久万高原町上野尻甲 30 久万高原町消防本部内 ※	0892-21-2411	791-1206 ※事務局
社団法人愛媛県 建設業協会 上浮穴支部	久万高原町久万 276	0892-21-1130	791-1201
愛媛県土地家屋調査士会	松山市南江戸 1-4-14	089-943-6769	790-0062
株式会社愛媛銀行久万支 店	久万高原町久万 258-1	0892-21-1200	791-1201
松山市農業協同組合久万 支店	久万高原町久万 1416	0892-21-1416	791-1201

機関名	所在地	電話番号	備考
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町 3-1-12	089-931-5201	790-8543
愛媛県行政書士会	松山市錦町 98-1	089-946-1444	790-0877
愛媛森林管理署	松山市朝美 2-6-32	089-924-0550	791-8023
松山地区トラック協会	松山市井門町 1081 番地 1	089-993-5501	791-1114
ヤフー株式会社	千代田区紀尾井町 1-3		102-0094
株式会社さんさん久万高原	久万高原町入野 1855 番地 6	0892-21-3445	790-1202
一般社団法人 久万高原町観光協会	久万高原町入野 1855 番地 6	0892-21-1192	791-1202
久万高原町商工協同組合	久万高原町久万 190 番地 1	0892-21-2061	791-1201
株式会社みかわ	久万高原町上黒岩 2840-1	0892-56-0330	791-1501

#### 県内各市町

機関名	所在地	電話番号	備考
松山市総合政策部 防災危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6795	790-8571
今治市総務部 防災危機管理課	今治市別宮町 1-4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市総務企画部 危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-49-7006	798-8601
八幡浜市総務企画部 総務課危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	796-8003
新居浜市市民環境部 危機管理課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	792-8585
西条市経営戦略部 危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市総務部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-1742	795-8601
伊予市総務部危機管理課	伊予市米湊 820	089-982-1218	799-3193
四国中央市総務部 まちづくり推進課	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6934	799-0497
西予市 総務企画部危機管理課	西予市宇和町卯野町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市総務部危機管理課	東温市美奈良 530-1	089-964-4483	791-0292
上島町 消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
松前町総務部危機管理課	伊予郡松前町地名筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町総務課危機管理室	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-6110	791-2195
内子町総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392

機関名	所在地	電話番号	備考
伊方町総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町防災安全課	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町危機管理課	北宇和郡鬼北町地名近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町消防本部 防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0131	798-4341

## 18. 防災教育関係

### 資料18-1 町内指定文化財一覧

番号	種別 内訳	指定区分	名 称	所 在 地	所有者（管理者等）	指定年月日				
1	国指定	建造物	旧山中家住宅	上黒岩	久万高原町	S	45	6	17	
2			岩屋寺大師堂	七鳥	岩屋寺	H	19	6	18	
3		史跡	岩屋寺道（峠御堂・引立線・八丁坂～岩屋寺線）	下畑野川、直瀬、菅生	久万高原町ほか	R	3	3	26	
4			上黒岩岩陰遺跡	上黒岩	久万高原町	S	46	5	27	
5		名勝	古岩屋	直瀬	久万高原町ほか （久万高原町）	S	19	11	7	
6			面河溪	若山（面河山国有林）	森林管理署	S	8	2	28	
7			岩屋	七鳥	岩屋寺	S	19	11	7	
8		天然記念物	八釜の甌穴群	柳井川	国（久万高原町）	S	27	3	29	
9		登録有形 文化財 （建造物）		ふるさと旅行村 旧石丸家住宅主屋	下畑野川乙488 （ふるさと旅行村）	久万高原町	H	15	1	31
10				ふるさと旅行村 土蔵						
11				ふるさと旅行村 極楽堂						
12				ふるさと旅行村 旧渡邊家住宅主屋						
13				ふるさと旅行村 隠居屋						
14	県指定	建造物	三島神社拝殿	菅生	三島神社	S	37	11	1	
15			八幡神社本殿・拝殿	直瀬	八幡神社直瀬総代	S	43	3	8	
16		工芸品	菅生山大寶寺三十三燈台	菅生	大宝寺	S	39	3	27	
17			鱧口	西明神	高殿神社	S	54	3	10	
18		史跡	仰西渠	西明神	久万高原町	S	25	10	24	
19		名勝	菅生山	菅生	大宝寺	S	43	3	8	
20			御三戸嶽	仕出	久万高原町	S	46	4	6	
21		天然記念物	イヨダケの自生地	露峰	久万高原町	S	24	9	17	
22			カヤの樹そう	下畑野川	住吉神社	S	54	3	20	
23			東明神のコヤマキ（高野槇）	東明神	山之内一孝	S	59	1	10	
24			カツラ（桂）	大成	長岡 悟	S	28	2	13	
25		無形民俗文化財	川瀬歌舞伎	直瀬	川瀬歌舞伎保存会	H	12	4	18	
26		町指定	建造物	岩屋寺仁王門	七鳥	岩屋寺	S	37	10	1
27				五社神社本殿	直瀬	五社神社	H	13	4	11
28			石造美術	芭蕉塚	菅生	大宝寺	H	3	5	10
29	里塚石			有枝・七鳥・東川・黒藤川	久万高原町	S	48	2	21	
30	宝篋印塔（ほうきょういんとう）			大川	大川下中組	S	58	1	20	
31	宝篋印塔（ほうきょういんとう）			菅生	大宝寺	H	3	5	10	
32	絵画			久万山絵図	菅生	久万高原町（久万美術館）	S	63	5	12
33	彫刻		高殿神社随神一対	西明神	高殿神社	S	47	8	25	
34			大除城主大野直昌の位牌	菅生	槻ノ沢組	S	49	12	17	
35			金剛力士像	菅生	大宝寺	H	7	8	9	
36			阿弥陀如来像	黒藤川	正泉寺	S	37	10	1	
37			弥陀三尊像	有枝（極楽寺）	有枝部落	S	37	10	1	
38	工芸品		菅生山大寶寺三十番神	菅生	大宝寺	S	39	1	15	
39			掘出し観音	菅生	大宝寺	H	3	5	10	
40			高膳	東川	河崎神社	S	37	10	1	
41			陣鐘	菅生	井部 誠	S	53	8	25	
42	書籍・典書・古文書		住吉神社俳句の額	下畑野川	住吉神社	S	53	7	13	
43	有形民俗 文化財		絵馬	菅生	三島神社	H	13	4	11	
44			やまびこ荘	大成	長岡悟	H	5	4	1	
45	無形民俗 文化財		あけぼの会	直瀬	上直瀬公民館	S	54	4	17	
46			上畑野川郷土芸能保存会	上畑野川	上畑野川公民館	S	54	4	17	
47			父野川万歳保存会	父野川	父野川公民館	S	54	4	17	
48			五社神社獅子舞保存会	直瀬	上直瀬部落	S	54	4	17	
49			下直瀬獅子舞保存会	直瀬	下直瀬部落	S	54	4	17	

番号	種別 内訳	指定区分	名 称	所 在 地	所有者（管理者等）	指定年月日			
						S	月	日	
50			住吉神社獅子舞保存会	下畑野川	住吉神社氏子会	S	54	4	17
51			名荷おどり	西谷 名荷		S	47	3	25
52			小村獅子	西谷 小村		S	47	3	25
53			西村獅子	中津 西村	西村獅子保存会	S	47	3	25
54	史跡		旧土佐街道里程標石・碑文 (通称・里塚石 3基)	菅生・入野・東明神	久万高原町	H	9	10	9
55			幽谷上人入定の地	下畑野川	久万高原町	S	47	6	23
56			旧梅木家屋敷跡(石垣)	東川	片岡利道	S	58	1	20
57			土居邸庭園	大川	土居一成	S	58	1	20
58	天然記念物		伊吹	直瀬	石丸 雄二郎	S	53	7	13
59			桂	露峰	井口憲一	S	53	7	13
60			ミズメ	入野	丸山滋	S	59	10	11
61			枝垂れ桜	露峰	法蓮寺	S	59	10	11
62			シラカシ	露峰	大元八幡神社	S	59	10	11
63			やぶ椿	露峰	大元八幡神社	S	59	10	11
64			イチョウ	直瀬	浄福寺	H	2	8	7
65			ヒイラギ	直瀬	石丸 剛	H	2	8	7
66			ケヤキ	直瀬	八幡神社	H	11	2	15
67			枝垂れ檜	下畑野川	久万高原町	H	7	8	9
68			檜	菅生	大宝寺	H	16	7	28
69			大杉	菅生	大宝寺	H	16	7	28
70			楓の群生	菅生	大宝寺	H	16	7	28
71			杉	菅生	三島神社	H	16	7	28
72			檜	上畑野川	金比羅神社	H	16	7	28
73			ツクバネガシの群生	菅生	素鷲神社	H	16	7	28
74			大成風穴群	大成	長岡悟	S	63	11	1
75			ヒメボタル群棲地	大成	長岡悟・中川明・中川森見	H	10	6	29
76			双生矢竹	黒藤川	久万高原町	S	48	2	21
77			ナガエミクリ	沢渡	久万高原町	H	15	5	1
78			ドブシジミ	沢渡	久万高原町	H	15	5	1
79			ジュンサイ	沢渡	久万高原町	H	15	5	1
80			大宮八幡神社の大杉	中津 西村	大宮八幡神社	S	58	3	14
81			大宮八幡神社のトチの木	中津 西村	大宮八幡神社	S	58	3	14
82			中津御所のサンゴジュ	中津 窪田	鈴木トク	S	58	3	14
83			西村大師堂のシダレザクラ	中津 西村	大西富繁	S	58	3	14
84			岩川六社神社のツバキ	中津 岩川	六社神社	S	58	3	14
85			鉢のアカガシ	柳井川 鉢	九社神社	S	58	3	14
86			鉢のシイノキ	柳井川 鉢	九社神社	S	58	3	14
87			鉢のヒメコマツ	柳井川 鉢	九社神社	S	58	3	14
88	本谷の乳イチョウ	西谷 本谷	渡部理一	S	58	3	14		
89	奈良藪のトチの木	柳井川 奈良藪	小栗数男	S	58	3	14		
90	古味大師堂の大杉	西谷 古味	森岡英男	S	58	3	14		
91	早虎神社鎮守の森	柳井川	早虎神社	S	58	3	14		



資料18-2 園児・児童・生徒

(令和4年2月1日基準) (単位:人)

幼稚園		明神	久万	畑野川	直瀬	父二峰	面河	仕七川	美川	柳谷	合計
	満3歳	0	5	1	0	2	休園	2	1	1	12
	3歳	1	10	0	1	1		2	2	1	18
	4歳	1	6	0	0	2		2	0	0	11
	5歳	1	11	5	1	3		0	0	0	21
	合計	3	32	6	2	8		6	3	2	62

保育園	3歳未満	45
	3歳	14
	4歳	18
	5歳	17
	合計	94

小学校		明神	久万	畑野川	直瀬	父二峰	面河	仕七川	美川	柳谷	合計
	1年	1	29	7	2	1	2	2	0	0	44
	2年	1	19	1	1	7	1	2	3	0	35
	3年	1	15	5	4	1	1	1	3	1	32
	4年	3	34	2	1	1	0	1	0	0	42
	5年	3	17	5	3	3	3	2	3	3	42
	6年	3	31	0	3	1	0	4	2	1	45
合計	12	145	20	14	14	7	12	11	5	240	

中学校		久万	美川	合計
	1年	33	11	44
	2年	35	9	44
	3年	38	4	42
	合計	106	24	130

名称	住所	電話番号	FAX番号	名称	住所	電話番号	FAX番号
明神幼稚園	東明神甲698-1	21-0869	21-0869	明神小学校	東明神甲698-1	21-1058	21-0698
久万幼稚園	上野尻甲751-1	21-0383	21-0383	久万小学校	上野尻甲846	21-1122	21-1123
畑野川幼稚園	上畑野川甲521-1	41-0503	41-0503	畑野川小学校	上畑野川甲521-1	41-0203	41-0843
直瀬幼稚園	直瀬甲3974-3	31-0350	31-0350	直瀬小学校	直瀬甲3974-3	31-0040	31-0162
父二峰幼稚園	露峰甲364	21-1632	50-1922	父二峰小学校	露峰甲364	21-1633	50-1922
おもご幼稚園	渋草2314	58-2898	58-2898	面河小学校	渋草2314	58-2043	58-2069
仕七川幼稚園	東川207-1	57-0803	57-0070	仕七川小学校	東川207-1	57-0381	57-0070
美川幼稚園	大川4333	56-0017	56-0017	美川小学校	大川4333	56-0693	56-0587
柳谷幼稚園	柳井川3542	54-2150	54-2150	柳谷小学校	柳井川3542	54-2115	54-2117
久万こども園	久万1447	21-0777	21-0779	久万中学校	久万600	21-0013	21-0316
				美川中学校	上黒岩2890	56-0134	56-0588

# 久万高原町地域防災計画

(令和4年4月修正)

発 行 久万高原町防災会議  
事務局 久万高原町総務課危機管理室  
愛媛県上浮穴郡久万高原町  
久万212番地  
電 話 0892-21-1111  
FAX 0892-21-2860